

東北厚生局の業務概要

(平成24年度)

厚生労働省 東北厚生局

はじめに

東北厚生局は、東北地区6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を管轄する地方支分部局であり、国民の皆様の安全と安心を守るため、医療や健康、福祉、食品衛生、健康保険、年金、麻薬取締などに関する業務を行っております。

従来より東北地方における厚生行政を実施するための拠点として、国民の皆様の高度化・多様化するニーズに応えるため、各地方公共団体等と連携するなど地域に密着した行政サービスを提供してきたところです。

また、平成23年3月11日東日本大震災の発生後、厚生労働省現地連絡本部（後日、現地対策本部）を設置し、被災地の状況把握に努め、現場の状況や要望などを本省関係部局へ速やかに情報提供を行い、被災地の一早い復興に向けて活動してまいりました。今後も引き続き、被災地の状況把握に努めるなど復興支援活動を行うとともに、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えております。

本書は、平成24年度に当局が実施した各種施策や統計資料等について、国民の皆様にもわかりやすく取りまとめたものです。厚生行政について、国民の皆様や地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成25年9月

厚生労働省 東北厚生局長

岡 部 修

目 次

東北厚生局の概要

1 沿革	3
2 庁舎の所在地等	4
3 組織	6
4 東北厚生局の所掌事務	7

各業務の概要

I 総務課

1 行政文書開示請求業務	17
2 保有個人情報開示請求業務	17
3 国家試験業務	18
4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却	18
5 特例民法法人の指導監督業務	20

II 企画調整課

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整	22
2 医療の安全に関する取組の普及及び啓発	25
3 東北地方社会保険医療協議会の庶務	25
4 東北圏広域医療計画について	27
5 東日本大震災への対応業務へのサポート	28

III 年金管理課

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可	30
2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告	31
3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可	32
4 厚生年金保険料等の納付の猶予	33
5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可	33
6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告	35
7 社会保険労務士に関する業務	35
8 年金委員に関する業務	36
9 国民年金事務費交付金に関する業務	36
10 学生納付特例事務法人に関する業務	37
11 保険料納付確認団体に関する業務	37

IV 健康福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	39
2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理	40
3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務	41
4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務	42

5	県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言	43
6	都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	44
7	都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導	45
8	民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務	46
9	特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務	48
10	精神保健指定医の指定等業務	49
11	公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	50
12	各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	53
13	生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務	58
V	指導養成課	
1	各養成施設の指定及び監督等に関する業務	59
2	看護教育に関する業務	73
3	社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務	74
4	介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務	74
VI	医事課	
1	医師の臨床研修に関する業務	76
2	歯科医師の臨床研修に関する業務	76
3	行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務	77
4	医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務	77
5	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務	78
6	薬事監視等業務	78
VII	食品衛生課	
1	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務	80
2	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務	82
3	輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務	83
4	対シンガポール輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務	86
5	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務	87
6	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務	88
7	その他	89
VIII	保険年金課	
1	健康保険組合に関する業務	90
2	厚生年金基金、国民年金基金に関する業務	91
3	確定拠出年金に関する業務	92
4	確定給付企業年金に関する業務	93
5	農業者年金基金に関する業務	94

6	全国健康保険協会に関する業務	94
IX 管理課		
1	2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について	96
2	特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について	97
3	医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について	98
4	後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	99
5	国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について	100
6	社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	100
X 医療課		
1	各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること	102
2	国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること	102
3	医療監視員に関すること	103
X I 福祉指導課		
1	社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等	105
2	社会福祉法人の指導監査	105
3	社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言	106
4	障害者自立支援指導	106
5	介護保険業務指導（自治体指導）	107
6	介護保険業務指導（事業所指導）	108
7	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理	108
8	介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査	109
X II 指導監査課・県事務所		
1	保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと	110
2	健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと	111
3	地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと	111
X III 社会保険審査官		
		112
X IV 麻薬取締部		
		114
X V 東日本大震災への対応について		
		123
資料		
1	総務課関係	

東北地方（6県）の人口と面積	-----	143
東北厚生局所管国有財産所在地	-----	144
2 企画調整課関係		
東北厚生局非常時行動計画	-----	147
東北地方社会保険医療協議会委員名簿	-----	172
「厚生労働省 相双地域等医療・福祉復興支援センター」の設置について	-----	165
3 年金管理課関係		
(1) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可	-----	181
(2) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告	-----	182
(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可	-----	182
(4) 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告	-----	183
(5) 社会保険労務士会の会員数	-----	183
(6) 年金委員県別委員数	-----	184
(7) 国民年金事務費交付金交付額	-----	184
(8) 学生納付特例事務法人	-----	185
(9) 保険料納付確認団体	-----	186
4 健康福祉課関係		
(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧	-----	189
(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況	-----	190
(3) 保護施設一覧	-----	191
(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合	-----	192
(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関（原子爆弾被害者関係）	-----	193
(5-2) " (母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)	-----	194
(6) 各地方厚生局に委任された補助金等の一覧(医事課所管分を含む)	-----	195
(7) 平成24年度の補助金等の執行状況一覧	-----	196
5 指導養成課関係		
東北厚生局管内養成施設等一覧	-----	201
6 医事課関係		
(1) 医師臨床研修病院（基幹型）一覧	-----	223
(2) 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	-----	225
7 食品衛生課関係		
(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設	-----	229
(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関	-----	231
(3) 対米輸出水産加工認定施設	-----	232
(4) 対EU輸出水産食品加工認定施設	-----	232
(5) 対韓国輸出水産食品加工認定施設	-----	232
(6) 対米、対香港及び対シンガポール輸出食肉認定施設	-----	232
(7) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関	-----	233
(8) 平成24年度 食品衛生課における会議等の開催状況	-----	234
8 保険年金課関係		
(1) 健康保険組合所在地一覧	-----	237
(2) 厚生年金基金所在地一覧	-----	238

(3) 国民年金基金所在地一覧	239
(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧	240
(5) 県別保険者等数	241
9 管理課関係	
(1) 厚生労働大臣所管医療法人一覧	245
(2) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧	246
(3) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧	246
(4) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧	246
10 医療課	
(1) 国の開設する病院一覧（東北）	249
(2) 国の開設する診療所一覧（東北）	250
(3) 特定機能病院一覧	251
11 福祉指導課関係	
東北厚生局所管社会福祉法人一覧	255
12 指導監査課・県事務所関係	
平成23年度 東北厚生局 指導・監査実施状況	259
関係用語集	262

東北厚生局の概要

1 沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足するとともに、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合して東北厚生局が発足しました。その際、厚生労働省の一部業務が移管され、東北厚生局は、従前の国立病院・国立療養所の管理業務や麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等を所掌することとなりました。

その後、平成15年4月1日の組織改正により健康福祉部が設置され、その中に既存の保健福祉課、社会保険課及び指導・監査部門が移設したほか、食品衛生課が新設されました。また、厚生労働省より補助金業務の一部、管理栄養士国会試験等の業務が移管されました。

そして平成16年4月1日、国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行したことに伴い、国立病院・国立療養所の管理業務を行っていた病院管理部は独立行政法人病院機構本部北海道東北ブロック事務所となりました。

また、日本年金機構法により、平成20年10月1日には社会保険事務局から保険医療等の指導監査業務が、平成22年1月には年金関係業務の一部と社会保険審査官業務が移管され、現在に至っています。

◇東北地方医務局

◇東北地区麻薬取締官事務所

昭和20年12月 1日 厚生省医療局東北出張所として発足

昭和21年12月27日 厚生省医務局東北出張所と改称

昭和24年 6月 1日 東北医務出張所と改称

昭和26年 4月 1日 東北地区麻薬取締官事務所発足

昭和38年 4月 1日 東北地方医務局と改称

平成13年 1月 6日 **東北厚生局** 発足

(東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所の統合及び本省業務の一部移管)

平成15年 4月 1日 健康福祉部の設置、本省業務の一部移管

平成16年 4月 1日 病院管理部の機能を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所へ移管

平成20年10月 1日 社会保険事務局の保険医療指導監査業務移管

平成22年 1月 1日 社会保険事務局の年金関係業務の一部と社会保険審査官業務移管

2 庁舎の所在地等（平成25年4月1日現在）

○ 仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア21階

- ◇ 総務部門（総務課、企画調整課、年金管理課）
- ◇ 指導部門（管理課、医療課、指導監査課）
- ◇ 社会保険審査官

TEL 022-726-9260（大代表）

FAX 022-726-9267

交通機関 JR、市営地下鉄仙台駅から徒歩6分

○ 仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア13階

- ◇ 健康福祉部（健康福祉課、福祉指導課、指導養成課、医事課、食品衛生課、保険年金課）

TEL 022-380-6020（代表）

FAX 022-380-6022

交通機関 JR、市営地下鉄仙台駅から徒歩6分

○ 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第二合同庁舎3階

- ◇ 麻薬取締部

TEL 022-221-3701（代表）

FAX 022-221-3713

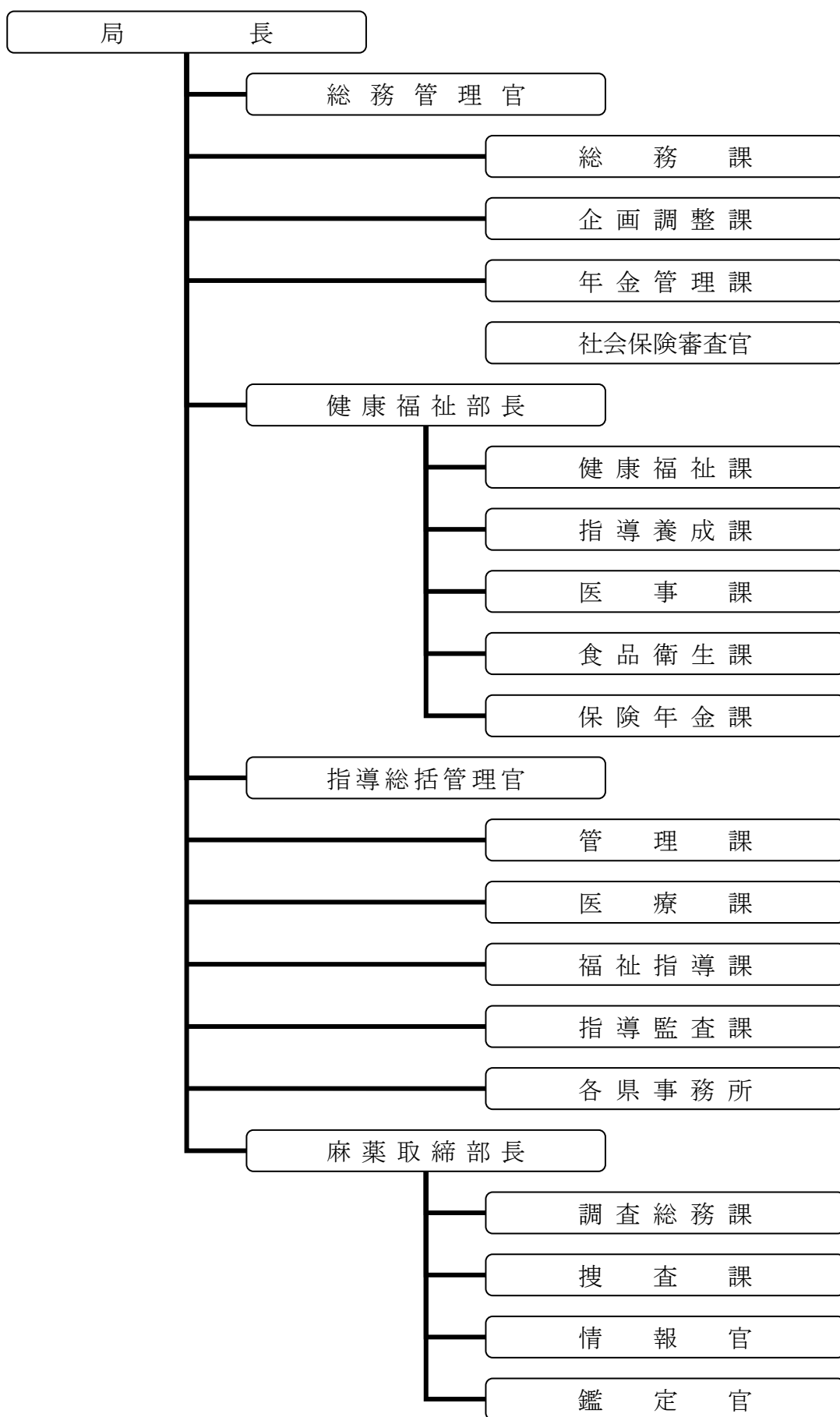
TEL 022-227-5700（「麻薬・覚醒剤」相談電話）

交通機関 市営地下鉄勾当台公園駅から徒歩3分

○ 各県事務所

- ◇ 青森事務所 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階
TEL 017-724-9200
FAX 017-724-9202
交通機関 JR青森駅から徒歩10分
- ◇ 岩手事務所 〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階
TEL 019-907-9070
FAX 019-907-9072
交通機関 盛岡都心循環バス「菜園川徳前」下車徒歩1分
- ◇ 秋田事務所 〒010-0921 秋田県秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田2階
TEL 018-800-7080
FAX 018-800-7078
交通機関 秋田中央交通「大町二丁目」下車すぐ
- ◇ 山形事務所 〒990-0039 山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階
TEL 023-609-0140
FAX 023-609-0139
交通機関 JR山形駅から徒歩5分
- ◇ 福島事務所 〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
TEL 024-503-5030
FAX 024-503-5032
交通機関 福島交通バス「付属小前」下車2分

3 組織 (平成25年4月1日現在)



4 東北厚生局の所掌事務

☆ 総 務 部 門

◆ 総 務 課

- ・機密に関すること。
- ・東北厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- ・東北厚生局長の官印及び局印の保管に関すること。
- ・東北厚生局の機構及び定員に関すること。
- ・公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・東北厚生局の保有する情報の公開に関すること。
- ・東北厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- ・東北厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- ・庁内の管理に関すること。
- ・東北厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- ・医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、東北厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆ 企 画 調 整 課

- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関すること（技術的事項に関するものを除く。）に限る。）。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関するものを除く。）。
- ・地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

◆ 年 金 管 理 課

- ・日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。
- ・日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。
- ・日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
- ・日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委

託された事務を行うことが困難又は不適當となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。

- ・ 上記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること。
- ・ 社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法 別表第二第二号 1 に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。
- ・ 年金委員に関すること。
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
- ・ 国民年金法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること。
- ・ 国民年金法第百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関すること。
- ・ 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

☆ 健康福祉部

◆ 健康福祉課

- ・ 健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- ・ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関すること。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。
- ・ クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関すること。
- ・ クリーニング師の試験に関する学力の認定に関すること。
- ・ 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告に関すること。
- ・ 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。
- ・ 児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

- ・児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。
- ・主任児童委員の指名に関すること。
- ・母子保健法第二十条第四項に規定する指定養育医療機関の指定及び監督に関すること。
- ・母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。
- ・母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・児童福祉法第二十条第四項に規定する指定療育機関の指定及び監督に関すること。
- ・児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・社会福祉法第七十三条第一項の規定による許可に関すること。
- ・都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（但し、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関すること。
- ・生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。
- ・消費生活協同組合の監督に関すること。
- ・民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。
- ・戦傷病者特別援護法第十二条に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十条第五項において準用する場合を含む。）に関すること。
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の特別買上償還に関する証明に関すること。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の二から第二条の二の五までに規定する精神保健指定医の指定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

◆指導養成課

- ・救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。
- ・歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。
- ・栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。
- ・製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。
- ・児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。
- ・児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。
- ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。
- ・社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。
- ・社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。
- ・身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。
- ・知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。
- ・精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

◆医 事 課

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

- ・医師の確保に関すること。
- ・医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- ・医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- ・医薬品及び医療機器の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- ・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関すること。
- ・不良な医薬品又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- ・薬事監視員に関すること。
- ・薬事法 に規定する指定薬物の取締りの実施に関すること。
- ・毒物劇物監視員に関すること。
- ・医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- ・医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- ・医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る。）。

◆食 品 衛 生 課

- ・健康増進法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関すること。
- ・健康増進法第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- ・総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。
- ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- ・食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- ・食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関の指定及び監督に関すること。

◆保 険 年 金 課

- ・健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。

- ・全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。
- ・健康保険組合の行う業務の監督に関すること。
- ・厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。
- ・確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

☆ 指 導 部 門

◆管 理 課

- ・東北厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。
- ・二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（特別医療法人を除く。）の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員解任の勧告及び設立認可の取消しに関するものを除く。）に関すること。
- ・租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十八第二項及び第二十条の十七第六項並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に関すること。
- ・後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関すること。
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関すること。
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。
- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関すること。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

◆医 療 課

- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。
- ・次に掲げる事務のうち、東北厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。
 - イ 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
 - ロ 医療監視員に関すること。
 - ハ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ニ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

◆福祉指導課

- ・社会福祉法人の認可及び監督に関すること。
- ・障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。
- ・老人福祉法 の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。
- ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。
- ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関すること。
- ・介護保険法第百二条第二項及び第百四条第三項の規定による指示に関すること。
- ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
- ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。
- ・介護保険法第二百三条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。

◆指導監査課 ※東北厚生局の所在する宮城県に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる宮城部会の庶務を行うこと。

◆各 県 事 務 所 ※東北厚生局の管轄する区域（宮城県を除く）に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

☆麻 薬 取 締 部

◆調査総務課

- ・麻薬取締官の養成及び研修に関すること。

- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・麻薬等に関する取締りの実施に関すること（捜査課、情報官並びに鑑定官の所掌に属するものを除く。）。
- ・上記に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆捜 査 課

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関すること。

◆情 報 官

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関すること。

◆鑑 定 官

- ・麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関すること。

☆社会保険審査官

- ・健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百一条（同法第百三十八条において準用する場合を含む。）並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第八条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求の事件を取り扱うこと。

各業務の概要

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生その他、厚生労働省が所管する国家試験業務及び東北厚生局が保有する行政文書の情報公開等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(3) 実績（平成 20 年度～平成 24 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開示請求件数	390 件	689 件	564 件	437 件	590 件
開示件数	388 件	667 件	543 件	430 件	584 件

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 実績（平成 20 年度～平成 24 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開示請求件数	0 件	0 件	0 件	3 件	0 件
開示件数	0 件	0 件	0 件	3 件	0 件

3 国家試験業務

(1) 概要

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成 24 年度においては、6 種の国家試験を実施しました。

なお、平成 22 年度まで地方厚生局で実施していた臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士の 5 試験については、当年度から「市場化テスト」として受託民間業者により実施されました。

(2) 実績

平成 24 年度 国家試験実施実績（東北厚生局実施分）

国家試験名	試験日	受験地	出願者数 []内は 23 年度実績	受験者数	合格率 (%)	合格率 (全国) (%)
第 107 回 医師国家試験	H25. 2. 9 (土) H25. 2. 10 (日) H25. 2. 11 (月)	宮城県	586 [573]	574	91. 5	89. 8
第 106 回 歯科医師国家試験	H25. 2. 2 (土) H25. 2. 3 (日)	宮城県	284 [275]	220	69. 5	71. 1
第 99 回 保健師国家試験	H25. 2. 15 (金)	宮城県 青森県	1, 198 [1, 036]	1, 181	97. 6	96. 0
第 96 回 助産師国家試験	H25. 2. 14 (木)	宮城県 青森県	169 [163]	169	99. 4	98. 1
第 102 回 看護師国家試験	H25. 2. 17 (日)	宮城県 青森県	4, 114 [3, 812]	4, 070	87. 8	88. 8
第 99 回 薬剤師国家試験	H25. 3. 2 (土) H25. 3. 3 (日)	宮城県	959 [679]	811	80. 5	79. 1

4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

(1) 概要

平成 22 年 1 月 1 日の社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局へ所属替されたところです。

この国有財産の取扱いについては、年金事業に供する行政財産としての用途を廃止することで普通財産とし、国有財産法第 8 条及び国有財産施行令第 4 条に基づき、特別会計にかかる普通財

産については、当該財産を所管する各省各庁の長である地方厚生局長が、国有財産部局長として、財産を適切に維持管理し、売却の手続きを行うことになりました。

東北厚生局では、総務課が担当となり、管理、営繕、売却手続き等を行っています。

また、厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成22年9月7日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされていることから、今後、より一層、売却に向けた業務の推進が求められています（資料編1（2）参照）。

（2）業務内容

①国有財産の管理

1）国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）

2）財産の維持管理

- ・ 防犯、看板の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 境界画定及び測量

3）国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1）売り払い

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 財務省東北財務局への売払処分依頼（平成24年度は9物件）

（3）実績（平成22年度～平成24年度）

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所属替された国有財産	0 物件	3 8 物件	3 8 物件
行政財産の用途廃止	4 物件	0 物件	0 物件
公用、公共用取得要望の有無の確認	1 1 物件	0 物件	1 0 物件
売り払いにかかる厚生労働大臣承認申請	1 7 物件	0 物件	1 0 物件

一般競争入札			
①開催回数	1 回	1 回	0 回
②対象物件	1 1 物件	1 4 物件	0 物件
③落札（再度入札を含む）	0 物件	0 物件	0 物件
財務局による売払処分			4 物件
貸 付			
①有償貸付	6 物件	6 物件	4 物件
②無償貸付	1 物件	1 物件	1 物件

5 特例民法法人の指導監督業務

(1) 概要

平成 22 年 1 月 1 日の社会保険庁廃止に伴い、それまで地方社会保険事務局が所管していた特例民法法人については、同日付をもって、当該法人の所在地を管轄する地方厚生局へ所管替えされ、東北厚生局については、下記の 7 法人について指導監督を行うことになりました。

公益法人制度改革関連 3 法により特例民法法人とされた公益法人は、平成 25 年 11 月末までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するか解散することとされ、当局所管の全法人が平成 25 年 3 月 31 日までに一般社団・財団法人へ移行認可されました。

(2) 所管特例民法法人

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 財団法人 青森県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 26 日 移行認可 |
| ② 財団法人 岩手県社会保険協会 | → 平成 24 年 11 月 26 日 移行認可 |
| ③ 財団法人 宮城県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 22 日 移行認可 |
| ④ 社団法人 宮城県年金福祉協会 | → 平成 24 年 3 月 19 日 移行認可 |
| ⑤ 財団法人 秋田県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 19 日 移行認可 |
| ⑥ 財団法人 山形県社会保険協会 | → 平成 24 年 5 月 31 日 移行認可 |
| ⑦ 財団法人 福島県社会保険協会 | → 平成 24 年 3 月 28 日 移行認可 |

(3) 業務内容

① 特例民法法人の指導・監督

- 1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 95 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 67 条第 3 項の規定に基づく、法人の業務及び財産の状況の検査。

- 2) 上記検査に基づく改善勧告等

② 特例民法法人の定款変更等業務

- 1) 特例民法法人の定款変更の認可
- 2) 残余財産処分等の許可

- ③ 公益法人改革に伴う、一般法人又は公益法人への移行等業務
 - 1) 最初の評議員の選任に関する理事の定め認可
 - 2) 特例民法法人の解散認可
 - 3) 特例民法法人の解散に伴う残余財産処分等の許可

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、医療の安全に関する取組みの普及及び啓発に関すること等の業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

企画調整課は、東北厚生局の所掌する事務に関する総合的な企画立案や調整として以下のような業務を行っています。

(1) 事業計画の策定及び進捗管理

東北厚生局においては、各課、各事務所は毎年度、事業ごとに計画を立て、それを実行し、結果を評価し、問題点があれば改善できるよう事業計画を策定しています。平成24年度は、策定した計画の進捗管理、評価及び改善点を明確にするため、年3回の幹部ヒアリングを行いました。

・ヒアリング実施日程

期首	平成24年3月9日～平成24年3月16日
中間	平成24年10月10日～平成24年11月2日
期末	平成25年3月8日～平成25年3月13日

(2) 事業年報の編集

平成24年度における東北厚生局の業務概要を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しました。

(3) 「東北厚生局非常時行動計画（地震対応編）」の策定(25.4.1)

東日本大震災での経験や教訓を生かし、災害発生時に可能な限り業務継続体制を維持し、万一、一部機能が停止した場合においても、可及的速やかに業務機能を復旧するとともに、東北管内の災害状況の情報収集及び通報、関係職員の自治体への派遣、関係機関との連絡調整を円滑に行う体制を構築するため、東北厚生局緊急時初動体制を定め、「東北厚生局非常時行動計画（地震対応編）」を策定しました。(資料編2(1)参照)

(4) 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に毎月報告しています。

(平成24年度受付件数 12件：保険局9件、年金局2件、社会・援護局1件)

(5) 拡大幹部会議の開催

局内において毎月開催される拡大幹部会議の開催案内、会議資料の作成、議事概要の作成及び配布を行っています。

(6) 東北厚生局ホームページの運用管理

地方厚生局ホームページが平成25年3月にリニューアルされたことに伴い、局内でホームページの作成から公開まで管理することができるCMS（コンテンツマネジメントシステム）が導入され、企画調整課では、当該CMSの運用管理を行うこととなりました。

(7) テーマ別研修等の企画及び実施について

東北厚生局の職員を対象に、所管行政に関する制度や施策、現場の状況を十分に理解し、業務を適切に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画し、実施しました。

・職員に対するテーマ別研修実施状況

日付	タイトル	内容
H24. 4. 11～ 4. 12	各課業務紹介オリエンテーション	新規採用者及び異動により東北厚生局に転入された方に向け、各課業務内容についてオリエンテーションを行う。また、講師担当者のスキルアップを目的とする。
H24. 4. 10 H24. 4. 19	被災地視察研修（福島・宮城）	新規採用者、転入者を主な対象者とし、被災地を視察し、被災地の現状について認識を深める。
H24. 5. 9	認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、その人や家族を地域で見守ることのできる認知症サポーターを養成する。（福祉指導課 共催）
H24. 5. 18	新規採用者フォローアップ研修	座談会形式により新規採用者が1ヶ月経過したところで、その業務内容を先輩職員へ報告することにより今後の課題を洗い出すことを目的とする。
H24. 7. 10	視察研修（特別養護老人ホーム等施設視察）	厚労省が主管する「社会福祉」「医療」の現場を直接視察することにより、現状や課題を確認し、視野を広げることを目的とする。
H24. 7. 5	文書管理事務研修	新しい「公文書等の管理に関する法律」に基づき、各課において適切な文書管理ができることを目的とする。
H24. 8. 29 H24. 9. 7	広視野研修（社会福祉施設経営セミナー）	福祉医療機構が開催（当局共催）した「社会福祉施設経営セミナー」への参加。（仙台会場7名、盛岡会場3名）
H24. 9. 19	パワー・ハラスメント研修（総務課主催）	管理職員及びその補佐する立場にある者に対して、研修を行う。
H24. 9. 21	医療指導業務研修	職員の関心が高い医療指導業務について、研修を行うことにより、指導業務への理解を深めることを目的とする。また、研修の内容については、ビデオ録画し、希望者へ配付等を行う。

H24. 12. 10	広視野研修 (医療施設経営セミナー)	福祉医療機構が開催(当局共催)した「医療施設経営セミナー」への参加。
H24. 2. 19	メンタルヘルス研修(総務課主催)	本省保健スタッフによる管理監督者を対象とした講習会。(会場:秋田労働局)
H24. 2. 20	メンタルヘルス研修(総務課主催)	本省保健スタッフによる管理監督者を対象とした講習会。(会場:宮城労働局)
H24. 2. 20	健康講習会(総務課主催)	本省保健スタッフ(保健師・管理栄養士)による講習会。
H24. 2. 25	CMS研修	見やすくわかりやすいホームページをつくるために必要な知識やCMSの操作について。
H25. 3. 6	本省会議報告会	H25. 2. 19~20に行われた「全国厚生労働関係部局長会議」の報告。
H25. 3. 19	(テーマ別研修) 普通救命講習 I	仙台市青葉消防署による心肺蘇生法及び自動体外式除細動器(AED)研修

(8) 障害者の職場体験実習生の受け入れ

障害者に対する職員の理解を深めるとともに、障害者の社会参加を支援することを目的として、職場体験実習生の受け入れを行いました。

・ 1日のスケジュール(例)

実習時間	10:00	12:00	13:00	15:45	16:00
内容	登庁	業務	昼休み	業務	日報作成
時間数		2時間	1時間	2時間45分	15分
					退庁

・ 受け入れ実績

実習期間 1	平成 24 年 1 月 16 日～2 月 3 日	1 名
実習期間 2	平成 24 年 2 月 6 日～2 月 24 日	1 名
実習期間 3	平成 24 年 3 月 27 日～4 月 13 日	1 名
実習期間 4	平成 24 年 4 月 16 日～5 月 10 日	1 名
実習期間 5	平成 24 年 5 月 21 日～6 月 8 日	2 名
	(指導養成課: 1 名、企画調整課: 1 名)	
実習期間 6	平成 24 年 7 月 3 日～7 月 20 日	1 名
実習期間 7	平成 24 年 8 月 28 日～9 月 14 日	2 名
	(年金管理課: 1 名、企画調整課: 1 名)	

実習期間 8	平成 24 年 9 月 18 日～10 月 5 日	2 名
	(総務課：1 名、企画調整課：1 名)	
実習期間 9	平成 24 年 11 月 12 日～11 月 30 日	1 名
実習期間 10	平成 24 年 12 月 3 日～12 月 21 日	1 名
実習期間 11	平成 25 年 1 月 7 日～1 月 25 日	1 名
実習期間 12	平成 25 年 1 月 28 日～2 月 15 日	1 名

2 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

・概要

医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

東北厚生局においては、そのような仕組みの重要性についての国民の理解を求めるための活動を行っています。

3 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項に基づき東北厚生局に設置された機関であり、委員 20 名で構成され、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しており、企画調整課は会議の運営に係る庶務を行っています。なお、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています（資料編 2 (2) 参照）。

(2) 実績

① 協議会

協議会は、社会保険医療協議会法第 6 条において「正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。」とされており、平成 24 年度においては以下のとおり 5 回開催いたしました。

開催日	議題
平成 24 年 6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医の登録の取消について ・ 元保険医の登録の取消について ・ 保健医療機関の指定の取消について

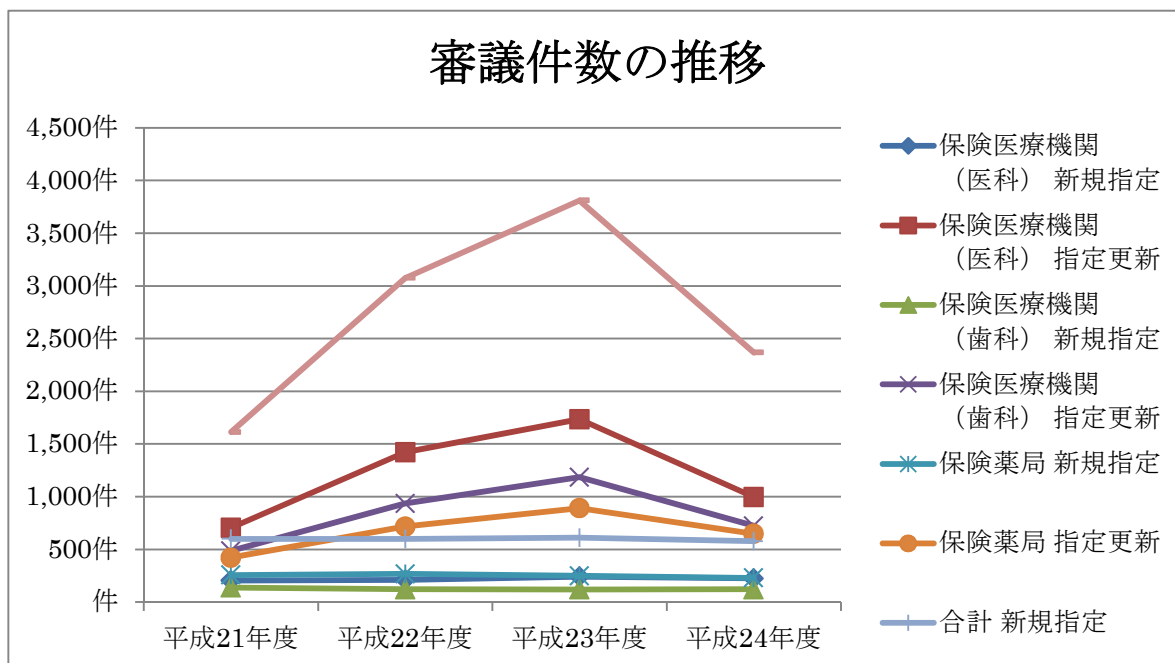
平成 24 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会に属すべき委員及び臨時委員について ・保険医の登録の取消について ・保険医療機関の指定の取消について ・元保険薬局の取消相当について
平成 24 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び会長代行の選任について ・議事規則の一部改正について ・部会に属すべき委員及び臨時委員について ・保険医療機関の指定の更新について ・保険医の登録の取消について ・保険医療機関の登録の取消について
平成 25 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局の指定の取消について ・元保険医の登録の取消相当について ・元保険医療機関の指定の取消相当について
平成 25 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関の指定の取消について

② 部会

社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項の規定に基づき、東北厚生局では各県ごとに部会を置いているところであり、毎月 1 回の開催において、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議を行っています。

・部会における審議件数

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保険医療機関 (医科)	新規指定	205 件	211 件	241 件	225 件
	指定更新	705 件	1,422 件	1,735 件	997 件
保険医療機関 (歯科)	新規指定	138 件	121 件	120 件	122 件
	指定更新	486 件	936 件	1,185 件	723 件
保険薬局	新規指定	257 件	267 件	250 件	230 件
	指定更新	422 件	717 件	891 件	648 件
合計	新規指定	600 件	599 件	611 件	577 件
	指定更新	1,613 件	3,075 件	3,811 件	2,368 件



③ 委員等の改選について

平成 24 年 10 月に半数改選を行い医療協議会委員 10 名、臨時委員 15 名について委嘱状を交付しました。そのほか、任期途中での交代により、1 名の委員及び 1 名の臨時委員について、新たに委嘱状を交付しました。

4 東北圏広域地方計画について

(1) 概要

平成 17 年 7 月に制定された国土形成計画法に基づき、平成 20 年 7 月に国土の将来ビジョンとして全国計画が閣議決定されました。東北圏広域地方計画は、この全国計画の基本方針に基づき、東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）の地域特性を踏まえながら特色ある地域像を目指して平成 21 年 8 月に策定されたものであり、東北厚生局は東北圏広域地方計画協議会の構成員として当計画の策定に参画しています。

現在、東北圏広域地方計画協議会では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、現行の広域地方計画の見直しが検討されているところですが、過去に実施した調査の成果について総括的評価を行うことを目的としたフォローアップを行うこととされたことから、企画調整課では、東北厚生局が実施した「東北圏における救急医療体制の課題分析等に関する調査」に関する報告書を東北圏広域地方計画推進室に対して提出しました。

(2) 実績

・東北圏広域地方計画協議会検討会議幹事会

開催日	議題
平成 24 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none">・これまでの経緯について・広域連携プロジェクトへの提案依頼について・その他
平成 24 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none">・計画変更のポイント（柱立て・重要事項）について・計画作業（全体）の概要説明について・変更素案（たたき台）に対する意見等の提案について・広域連携プロジェクトの提案意見に対する対応結果について・その他
平成 24 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none">・計画変更（素案）について・市町村計画提案募集について・その他

・東北圏広域地方計画変更に関する有識者懇談会

平成 24 年 6 月 15 日	<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災後の新しい圏土に向けて・その他
平成 24 年 7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none">・前回の論点整理について・計画変更のポイントについて・その他
平成 24 年 9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none">・前回の課題内容整理について・柱立て・計画変更のポイントについて・その他
平成 24 年 11 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・変更素案について・その他

5 東日本大震災への対応業務のサポート

(1) 復興支援室

復興支援室は、東日本大震災被災市町村の復興を支援するため、平成 24 年 1 月、企画調整課内に設置され、主に以下の業務を行っています。

- ① 被災市町村、こころのケアセンター、NPO法人、社会福祉協議会の各担当者などとの意見交換及び打合せ等の実施。また、被災市町村の状況、仮設住宅の現状や課題等を把握し、厚生労働省等への連絡及び報告等。
- ② 本省幹部職員等の被災地視察時における関係機関等との連絡調整等。
- ③ 厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターへ職員を派遣し、同地域における福祉サービス等の確保のための情報収集活動及び福祉施設の従事者確保のための支援等の実施。
- ④ 復興庁宮城復興局が主催する宮城復興推進連絡会議や宮城復興局員連絡会合、岩手復興局が主催する岩手復興関係省庁連絡会議への参加。

(2) 東北厚生局復興支援本部

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成 24 年 5 月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援室では、各本部員の活動等についての情報共有及び情報提供を図るための報告会を毎月開催し、会議概要等を本省復興対策本部へ報告しています。

【東北厚生局復興支援本部報告会開催実績（平成 24 年度）】

平成 24 年 6 月 6 日	第 1 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 7 月 4 日	第 2 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 8 月 8 日	第 3 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 9 月 5 日	第 4 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 10 月 3 日	第 5 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 11 月 7 日	第 6 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 12 月 5 日	第 7 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 1 月 9 日	第 8 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 2 月 6 日	第 9 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 3 月 6 日	第 10 回東北厚生局復興支援本部報告会

Ⅲ 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可（滞納処分、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、学生納付特例事務法人に関する業務、保険料納付確認団体に関する業務、国民年金事務費交付金に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分を行うに当たっては、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月の認可申請状況（詳細は資料編 3(1)参照）

区 分	申請件数 (事業所数等)	認可件数 (事業所数等)
厚生年金保険	224 件 (111,540 件)	224 件 (111,540 件)
国民年金	90 件 (1,286 件)	90 件 (1,286 件)
計	314 件 (112,826 件)	314 件 (112,826 件)

(注 1) 申請件数及び認可件数は、申請の回数である。(1回の申請において複数の事業所等が一括して申請される。)

(注 2) 厚生年金保険は船員保険を含む。また事業所数等は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

(注 3) 認可件数は申請を行った月により取りまとめている。

平成 21 年度から平成 24 年度までの認可状況

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
厚生年金保険	申請件数	33,830 件	121,716 件	139,974 件	111,540 件
	認可件数	33,830 件	121,716 件	139,974 件	111,540 件
国民年金	申請件数	251 件	914 件	538 件	1,286 件
	認可件数	251 件	914 件	538 件	1,286 件

(注 1) 平成 21 年度は日本年金機構設立後の平成 22 年 1 月～3 月の実績である。

(注 2) 厚生年金保険は船員保険を含む。また申請件数及び認可件数は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

(注 3) 認可件数は申請を行った月により取りまとめている。

(4) 東日本大震災に伴う滞納処分等に係る認可申請状況

福島県の一部被災地域については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成 24 年度も引き続き納期限が延長され、督促状発行がないため申請はありません。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6
- ② 国民年金保険法第 109 条の 6
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

滞納処分等の実施結果（詳細は資料編 3(2) 参照）

平成 24 年 3 月～平成 25 年 2 月の実施件数（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月報告分）

区 分	実施件数
厚生年金保険	6,642 件
国民年金	597 件
計	7,239 件

3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分は、機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令等の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項、第 100 条の 11 第 2 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 国民年金法第 109 条の 6 第 2 項、第 109 条の 11 第 2 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ③ 健康保険法第 204 条の 3 第 2 項、第 204 条の 6 第 2 項、第 205 条第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 2 項、第 153 条の 6 第 2 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 2 項、第 32 条の 8 第 2 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 20 条第 1 項
- ⑦ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項

(3) 実績

平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月の認可申請状況

区分	申請件数	(申請人数)	認可件数	(認可人数)
徴収職員	7 件	(93 人)	7 件	(93 人)
収納職員	7 件	(87 人)	7 件	(87 人)

(注) 申請件数及び認可件数は、申請の回数である。(1 回の申請において複数の職員が一括して申請される。)

また収納職員の申請件数及び認可件数は、徴収職員の認可申請と同時に提出されたものである。

平成 21 年度から平成 24 年度までの認可状況

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
徴収職員	申請人数	284 人	71 人	138 人	93 人
	認可人数	284 人	71 人	138 人	93 人
収納職員	申請人数	4 人	38 人	138 人	87 人
	認可人数	4 人	38 人	138 人	87 人

(注) 平成 21 年度は日本年金機構設立後の平成 22 年 1 月～3 月の実績である。

4 厚生年金保険料等の納付の猶予

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合において納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を経由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成 24 年 10 月 12 日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 89 条、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 183 条、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 137 条、第 153 条の 7 第 1 項
- ④ 児童手当法第 22 条第 1 項
- ⑤ 国税通則法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 3 項

(3) 実績

平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月の許可申請状況

猶予の種類	申請件数	許可件数	不許可件数	合計
災害による納付の猶予	1 件	1 件	0 件	1 件
通常の納付の猶予	3 件	3 件	0 件	3 件
届出が遅延したことによる納付の猶予	0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 納付の猶予事務は平成 24 年 10 月より厚生労働省年金局から地方厚生局に事務移管となる。

5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可要領（平成 22

年1月1日付厚生労働省年金局長通知に定められた「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過処置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を行うに当たっても、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣（地方厚生局長に権限を委任）の認可を受けなければならないと定められています。このため東北厚生局では日本年金機構東北ブロック本部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可要領（平成22年5月20日付厚生労働省年金局長通知により定められた「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

（2）根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第100条第1項、第100条の8、第100条の9第1項
- ② 健康保険法第198条第1項、第204条の5、第205条第1項
- ③ 船員保険法第146条第1項、第153条の5、第153条の7第1項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第96条第1項、第97条第1項
- ② 国民年金法第106条第1項、第107条第1項、第107条第2項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項、第28条第2項

（3）実績

平成24年4月～平成25年3月の認可申請状況（詳細は資料編3（3）参照）

申請事由	申請件数 (事業所数等)	認可件数 (事業所数等)
立入検査等	22件 (28,248件)	22件 (28,248件)
受給権者等に関する調査等	2件 (3件)	2件 (3件)
計	24件 (28,251件)	24件 (28,251件)

(注1) 申請件数及び認可件数は、申請の回数である。(1回の申請において複数の事業所等が一括して申請されている。)

(注2) 事業所数等は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

平成21年度から平成24年度までの認可申請状況

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
立入検査等	申請件数	2,430件	8,958件	19,368件	28,248件
	認可件数	2,430件	8,958件	19,368件	28,248件
受給権者等に関する調査等	申請件数	0件	13件	18件	3件
	認可件数	0件	13件	18件	3件

(注) 平成21年度は日本年金機構設立後の平成22年1月～3月の実績である。

(注) 申請件数及び認可件数は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

（1）概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

（2）根拠規定

[立入検査等]

平成 22 年 7 月 23 日付年発 0723 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 22 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

（3）実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果（詳細は資料編 3（4）参照）
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月の報告件数（平成 23 年 9 月認可分から平成 24 年 8 月認可分）

認可事由	報告件数
立 入 検 査 等	27,146 件
受給権者等に関する調査等	3 件
計	27,149 件

（注）報告件数は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

7 社会保険労務士に関する業務

（1）概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するものは、都道府県労働局長に委任されています。）

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第 10 条の 2、第 24 条、第 25 条の 3 の 2、第 25 条の 4、第 25 条の 47、第 25 条の 49、第 30 条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第 22 条の 2、第 34 条

(3) 実績

平成 24 年度における案件はありません。(県別会員数は資料編 3 (5) 参照)

8 年金委員に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構東北ブロック本部から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第 30 条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第 4 条、第 13 条

(3) 実績

東北管内の年金委員（県別委員数は資料編 3 (6) 参照）

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分	年金委員数
職 域 型	11,987 名
地 域 型	784 名
計	12,771 名

9 国民年金事務費交付金に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金や福祉年金、特別障害給付金等に係る事務の一部は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する業務（以下、「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条

- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

(3) 実績

平成 24 年度交付額（県別一覧は資料編 3(7) 参照）

① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 25 年 3 月 31 日現在）

市町村数	交付決定額	概算交付額	精算交付額
227 市町村	18 億 3876 万円	9 億 2490 万円	9 億 1385 万円

(注) 円はすべて実数の一万円未満切り捨て。

② 協力・連携事務(平成 25 年 3 月 31 日現在)

市町村数	交付決定額	概算交付額	精算交付額
227 市町村	1 億 7827 万円	5749 万円	1 億 2077 万円

(注) 円はすべて実数の一万円未満切り捨て。

1 0 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第 1 号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行できるようにするもので、学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第 109 条の 2、第 109 条の 9
- ② 国民年金法施行規則第 83 条の 4

(3) 実績

平成 24 年度は、1 教育施設、3 事務法人の事務法人の指定等を行いました。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(詳細は資料編 3 (8) 参照)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	11 施設	19 法人	
学 校 数	11 校	23 校	34 校

1 1 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、

会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成24年度に、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成25年3月31日現在)

3団体(詳細は資料編3(9)参照)

IV 健康福祉課

健康福祉課は、自立生活が難しい方々への指定医療機関の指定・監督、補助金交付などを中心に、誰しものが健やかな人生を送るための業務を行っています。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類があります。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっています。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 設立の認可 | 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 |
| ② 定款変更の認可 | 中小企業等協同組合法第51条第2項 |
| ③ 解散の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第62条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 中小企業等協同組合法第66条第1項 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 中小企業等協同組合法第105条の2第1項 |
| ⑥ 役員の変更の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第35条の2 |

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
設立認可	0件	0件	0件	0件	0件
定款変更認可	12件	6件	13件	5件	7件
決算関係書類の受理	18組合	18組合	21組合	17組合	18組合
役員変更届の受理	11件	7件	10件	4件	6件

(4) 管轄する中小企業等協同組合数（平成25. 3. 31現在）

21組合（資料編4(1)参照）

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設されました。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 指定医療機関への報告の請求・検査 | 感染症法第43条第1項 |
| ② 三種病原体等の所持・変更の届出受理 | 感染症法第56条の16 |
| ③ 三種病原体等の輸入の届出受理 | 感染症法第56条の17 |
| ④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収 | 感染症法第56条の30 |
| ⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査 | 感染症法第56条の31第1項 |
| ⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令 | 感染症法第56条の32 |
| ⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令 | 感染症法第56条の37 |

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
三種病原体等所持届出書の受理	0件	1件	0件	0件	1件
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	11件	4件	3件	3件	3件
三種病原体等輸入届出書の受理	0件	0件	0件	0件	0件
立入検査（定期検査）	4件	4件	3件	0件	1件
立入検査（特別検査）	0件	0件	0件	0件	0件

(4) 三種病原体等所持施設数（平成25.3.31現在）

13施設

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

(1) 概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係事業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種(18業種)毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係事業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができます。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければなりません。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫(生活衛生融資)から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められます。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められます。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項 |
| ② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項 |
| ③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項 |

(3) 実績(過去5年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
振興計画の変更認定数	29組合	12組合	5組合	19組合	2組合

- (4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数(平成25.3.31現在)
67組合(資料編4(2)参照)

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

（1）目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が支給事務を行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

（2）根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

（3）実績

平成24年度は下記の自治体に対し指導調査を行い、必要な技術的助言を行った。

- | | |
|-----|---------|
| 5月 | 長井市、南陽市 |
| 6月 | 青森県、むつ市 |
| 10月 | 秋田県、能代市 |

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称です。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合があります。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っていますが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っています。

当局では、都道府県、政令市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術的助言を行っています。

主な指導内容は以下のとおりです。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保護施設に対する指導監査	1施設	2施設	1施設	実績なし	実績なし
県等に対する技術的助言	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし

(4) 対象となる保護施設数（平成25.3.31現在）

3施設（資料編4(3)参照）

(5) 対象となる県等数

5県4市

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものです。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされています。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠責等）等に限定されています。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を超えるものについては厚生労働大臣、超えないものについては都道府県知事の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するものうち、1地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 設立認可 | 消費生活協同組合法第58条 |
| ② 定款変更の認可 | 消費生活協同組合法第40条第4項 |
| ③ 解散の認可又は届出 | 消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 消費生活協同組合法第69条 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 消費生活協同組合法第92条の2第1項 |
| ⑥ 員外利用許可 | 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号 |

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定款変更認可	3件	1件	1件	2件	0件
事業報告書の受理	2件	2件	3件	3件	3件
その他届出の受理	16件	7件	7件	2件	3件

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数（平成25.3.31現在）

3組合（資料編4(4)参照）

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

主に組織・管理に関すること、財務会計に関すること、組合事業に関することについて指導しています。

(2) 根拠法令等

- ① 消費生活協同組合法第94条
- ② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
消費生活協同組合に対する調査指導	0件	0件	1件	0件	1件

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数（平成25. 3. 31現在）

3組合（資料編4（4）参照）

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名、主任児童委員の指名の解除 | 民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、主任児童委員設置運営要綱 |
| ② 民生委員・児童委員の解嘱 | 民生委員法第11条 |
| ③ 感謝状 | 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について |
| ④ 厚生労働大臣表彰 | 民生委員及び児童委員表彰規則 |
| ⑤ 厚生労働大臣特別表彰 | 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱 |

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
民生委員・児童委員の委嘱	414名	404名	22,630名	451名	463名
民生委員・児童委員の解嘱	360名	402名	215名	470名	457名
主任児童委員の指名	38名	45名	2,099名	2名	0名
主任児童委員の指名の解除	0名	0名	2名	1名	2名
感謝状の授与	123名	156名	4,976名	161名	189名
厚生労働大臣表彰	29名	30名	26名	28名	30名
	5団体	4団体	5団体	4団体	5団体
厚生労働大臣特別表彰	18名	17名	579名	10名	21名

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上の経歴があり退職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）があります。また、在職期間6年以上で退職された方には感謝状が授与されます。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成 25. 3. 31 現在）

都道府県名	委嘱数（人）	
		うち主任児童委員
青森県	2,728	228
岩手県	3,132	305
宮城県	2,893	237
秋田県	2,650	247
山形県	2,886	276
福島県	3,461	329
仙台市	1,506	122
青森市	624	63
盛岡市	553	56
秋田市	704	75
郡山市	614	67
いわき市	657	70
合計	22,408	2,075

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
買い上げを必要とする 旨の証明書の交付	110件	43件	48件	19件	7件

10 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等です。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられています。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われます。

(2) 根拠法令等

- ① 精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ② 更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

(3) 実績(過去5年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定に係る本省進達 (再申請を含む)	53名	26名	49名	39名	49名
指定医の証の発行(更新及び期限延長を含む)	159名	158名	184名	183名	211名
指定不相当者への通知	3名	5名	6名	4名	6名
指定医の証の再発行	1名	3名	0名	7名	5名
辞退、変更届及び死亡届の受理	79名	68名	74名	60名	82名

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います（資料編4(5-1), 4(5-2)参照）。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項
イ 指定の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項
ウ 辞退の申出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条
エ 変更・休止等の届出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条

③ 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定申請	3件	7件	0件	2件	2件
指定の取消	0件	0件	0件	0件	0件
辞退の申出の受理	0件	0件	0件	2件	0件
変更・休止等の申出の受理	1件	1件	0件	0件	3件

(2) 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	母子保健法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項

③ 実績

過去5年度は実績なし

(3) 児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	児童福祉法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	児童福祉法第20条第8項

③ 実績

過去5年度は実績なし

(4) 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	生活保護法第49条及び第54条の2第1項
イ 変更、廃止等届出 の受理	生活保護法第50条の2 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
ウ 辞退の申出の受理	生活保護法第51条第1項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
エ 指定の取消	生活保護法第51条第2項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
オ 告示	生活保護法第55条の2

③ 実績（過去5年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定申請	0件	0件	0件	0件	0件
変更、廃止等届出の受理	0件	0件	0件	0件	0件
辞退の申出の受理	1件	0件	0件	0件	0件
指定の取消	0件	0件	0件	0件	0件

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者で公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 戦傷病者特別援護法第12条
- イ 報告検査 戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績

過去5年度は実績なし

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています（資料編4(6), 4(7-1), 4(7-2)参照）。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の
処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 根拠法令等

児童扶養手当法第21条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設
最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

市町村

③ 補助事業の内容

市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

② 補助先

都道府県・市町村

③ 補助事業の内容

特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(11) 一時保護所保護費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(12) 婦人相談所運営費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(13) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収容保護するために要する費用の一部を補助

(14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ③ 補助事業の内容
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康

増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

① 根拠法令等

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項

② 交付先

市町村

③ 交付の目的

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

① 根拠法令等

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項

② 交付先

市町村

③ 交付の目的

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(18) 次世代育成支援対策施設整備交付金

① 根拠法令等

次世代育成支援対策推進法第11条第1項

② 交付先

都道府県・指定都市・中核市・市町村

③ 交付の目的

地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

(19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって地域の公衆衛生を確保する。

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

(1) 概要

生活保護の実施に当たっては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）」こととされ、各種の社会保障施策による支援等の活用が前提となっています（他法他施策の優先）。

その保護の内容は、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助など大きく8種類の扶助に分かれています。そのうち医療扶助（病気やケガなどをした場合に要する費用）について、それに要した費用は平成21年度で約1兆円と極めて巨額となっており、扶助費全体に占める割合も、全体の半分近くに達していることから、医療扶助について一層の適正化を図る必要があります。

しかしながら、平成21年度に会計検査院が行った実地検査において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の適用を適切に行わないまま医療扶助を支給している事例が多数見られたことから、他法他施策の活用が適時適切に行われるよう是正改善を行うべき、との指摘を受けました。

その改善を目的として、平成22年度より、各地方厚生(支)局が各都道府県、指定都市、中核市に対して、生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査を実施します。

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成24年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行った。

- | | |
|-----|-----------------|
| 12月 | 岩手県、盛岡市、福島県、郡山市 |
| 1月 | 秋田県、秋田市、山形県 |
| 2月 | 青森県、青森市、宮城県、仙台市 |

(4) 対象となる県等数

6県6市

V 指導養成課

指導養成課は、国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療分野、生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定や監督等を行っています。

- ① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの
 - 生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員*
 - 福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事*
 - (*は任用資格)
- ② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの
 - 医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
 - 生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師
 - 福祉分野 社会福祉士

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数、名称等は、資料編5を参照のこと。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 救急救命士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項
- ③ 変更届出 救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 救急救命士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 救急救命士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 救急救命士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 救急救命士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
② 変更承認	0 件	1 件	0 件	0 件	3 件
③ 届出受理	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条 |

ウ 業務実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 新規指定	0件	0件	0件	0件	0件
② 変更承認	0件	1件	0件	0件	0件
③ 届出受理	1件	0件	0件	0件	0件
④ 指定取消	0件	0件	0件	0件	0件
⑤ 実地調査	0件	0件	0件	0件	0件

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条 |

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件
② 変更承認	17 件	18 件	19 件	19 件	17 件
③ 届出受理	6 件	2 件	2 件	2 件	1 件
④ 指定取消	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	4 件	6 件	0 件	1 件	3 件

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 視能訓練士法施行令第11条
- ② 変更承認 視能訓練士法施行令第12条第1項
- ③ 変更届出 視能訓練士法施行令第12条第2項
- ④ 報告 視能訓練士法施行令第13条
- ⑤ 報告徴収及び指示 視能訓練士法施行令第14条
- ⑥ 指定取消申請 視能訓練士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 視能訓練士法施行令第15条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	1 件	1 件	2 件	1 件
③ 届出受理	1 件	4 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 臨床工学技士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項

- ③ 変更届出 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 臨床工学技士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 臨床工学技士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 臨床工学技士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	2 件	2 件	0 件	2 件
③ 届出受理	0 件	3 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項
- ③ 変更届出 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	10 件	11 件	4 件	5 件	5 件
③ 届出受理	3 件	1 件	0 件	0 件	1 件
④ 指定取消	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり

師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

- ① 新規認定 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条
- ② 変更承認 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項
- ③ 変更届出 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項
- ④ 報告 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条
- ⑤ 報告徴収及び指示 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条
- ⑥ 認定取消申請 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条
- ⑦ 認定取消 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規認定	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	5 件	2 件	2 件	2 件	1 件
③ 届出受理	3 件	1 件	2 件	2 件	2 件
④ 認定取消	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	2 件	1 件	0 件	0 件	1 件

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、柔道整復を業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 柔道整復師法施行令第3条
- ② 変更承認 柔道整復師法施行令第4条第1項
- ③ 変更届出 柔道整復師法施行令第4条第2項
- ④ 報告 柔道整復師法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 柔道整復師法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 柔道整復師法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 柔道整復師法施行令第7条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	4 件	4 件	2 件	1 件	4 件
③ 届出受理	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件
④ 指定取消	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	5 件	4 件	0 件	0 件	2 件

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 新規指定 | 歯科衛生士法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出 | 歯科衛生士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告 | 歯科衛生士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条 |
| ⑥ 指定取消 | 歯科衛生士法施行令第8条 |

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	11 件	10 件	12 件	9 件	12 件
③ 届出受理	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件
④ 指定取消	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|---------------|
| ① 新規指定 | 歯科技工士法施行令第10条 |
|--------|---------------|

- ② 変更承認 歯科技工士法施行令第11条第1項
- ③ 変更届出 歯科技工士法施行令第11条第2項
- ④ 報告 歯科技工士法施行令第12条
- ⑤ 報告徴収及び指示 歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条
- ⑥ 指定取消申請 歯科技工士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 歯科技工士法施行令第15条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
③ 届出受理	2 件	0 件	1 件	0 件	1 件
④ 指定取消	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 保健師助産師看護師法施行令第 12 条
- ② 変更承認 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項
- ③ 変更届出 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項
- ④ 報告 保健師助産師看護師法施行令第 14 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 保健師助産師看護師法施行令第 15 条
- ⑥ 指定取消申請 保健師助産師看護師法施行令第 17 条
- ⑦ 指定取消 保健師助産師看護師法施行令第 16 条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	50 件	32 件	14 件	24 件	18 件
③ 届出受理	21 件	24 件	14 件	9 件	8 件
④ 指定取消	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件

⑤ 募集停止届受理	0件	0件	2件	2件	0件
⑥ 実地調査	6件	10件	4件	5件	6件

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第10条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |
| ④ 報告 | 栄養士法施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑥ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	1件	0件	0件	0件	1件
② 変更承認	6件	4件	6件	6件	2件
③ 届出受理	5件	2件	5件	3件	1件
④ 指定取消	0件	0件	0件	0件	0件
⑤ 実地調査	0件	5件	3件	1件	1件

(13) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第11条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |
| ④ 報告 | 栄養士法施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |

- ⑥ 廃止届出 栄養士法施行令第15条
- ⑦ 指定取消 栄養士法施行令第16条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	—	1 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	—	1 件	2 件	1 件	0 件
③ 届出受理	—	0 件	0 件	2 件	1 件
④ 指定取消	—	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	—	1 件	2 件	0 件	1 件

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 調理師法施行令第1条の2
- ② 変更承認 調理師法施行令第1条の3
- ③ 変更届出 調理師法施行令第1条の5
- ④ 報告 調理師法施行令第1条の4
- ⑤ 報告徴収及び指示 調理師法施行規則第10条
- ⑥ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 調理師法施行規則附則第3項第7号
- ⑦ 指定取消 調理師法施行規則第11条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	2 件	0 件	1 件	0 件	0 件
② 変更承認	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	2 件	5 件	5 件	0 件	2 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	5 件	3 件	2 件	1 件	1 件

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 理容師養成施設指定規則第3条及び第4条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条及び第3条（美容師養成施設）
- ② 変更承認 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設）
- ③ 変更届出 理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設）
- ④ 報告 理容師養成施設指定規則第9条及び第10条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第8条及び第9条（美容師養成施設）
- ⑤ 報告徴収及び指示 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設）
- ⑥ 入学資格認定 理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設）
美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設）
- ⑦ 指定取消 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設）

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 廃止承認	理容 2 件 美容 1 件	0 件	0 件	理容 1 件	0 件
③ 変更承認	理容 18 件 美容 25 件	理容 10 件 美容 11 件	理容 0 件 美容 3 件	理容 1 件 美容 2 件	0 件
④ 届出受理	理容 14 件 美容 28 件	理容 31 件 美容 47 件	理容 23 件 美容 23 件	理容 24 件 美容 39 件	理容 20 件 美容 40 件
⑤ 実地調査	理容 5 件 美容 7 件	理容 3 件 美容 3 件	0 件	0 件	0 件

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 製菓衛生師法施行令第19条及び第20条
- ② 変更承認 製菓衛生師法施行令第21条
- ③ 変更届出 製菓衛生師法施行令第21条
- ④ 報告徴収及び指示 製菓衛生師法施行令第22条
- ⑤ 指定取消申請 製菓衛生師法施行令第24条
- ⑥ 指定取消 製菓衛生師法施行令第23条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	2 件	0 件	0 件	1 件	1 件
② 変更承認	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	11 件	3 件	8 件	2 件	1 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	3 件	0 件	0 件	10 件

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を終了した者が規定されています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したものが規定されています。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------|-----------------|
| ① 新規登録 | 食品衛生法施行令第14、15条 |
| ② 変更届出 | 食品衛生法施行令第16条 |
| ③ 報告徴収 | 食品衛生法施行令第17条 |
| ④ 登録取消申請 | 食品衛生法施行令第19条 |
| ⑤ 登録取消 | 食品衛生法施行令第 18 条 |

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規登録	1 件	4 件	1 件	0 件	0 件
② 登録取消受理	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
③ 届出受理	10 件	1 件	14 件	18 件	9 件
④ 登録取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	3 件	1 件	2 件	6 件	0 件

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 児童福祉法施行令第5条第2項
- ② 変更承認 児童福祉法施行令第5条第3項
- ③ 変更届出 児童福祉法施行令第5条第4項
- ④ 報告 児童福祉法施行令第5条第5項
- ⑤ 報告徴収及び検査等 児童福祉法第18条の7第1項
- ⑥ 指定取消申請 児童福祉法施行令第5条第7項
- ⑦ 指定取消 児童福祉法施行令第5条第6項

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	1 件	4 件	0 件	1 件	2 件
② 変更承認	10 件	15 件	41 件	6 件	6 件
③ 変更届出	7 件	6 件	9 件	3 件	13 件
④ 指定取消	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件
⑤ 実地調査	3 件	4 件	7 件	3 件	4 件

(19) 社会福祉士養成施設等

ア 資格の概要

社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条
- ② 変更承認 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項
- ③ 変更届出 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項
- ④ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条

ウ 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
② 変更承認	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 変更届出	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

⑤ 実地調査	0件	0件	0件	0件	0件
--------	----	----	----	----	----

(20) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく名称独占の資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

介護福祉士となるためには、次の①、②のいずれかに該当し、その後、指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。なお、制度改正により、平成27年度からは、①に該当する者も介護福祉士試験に合格する必要があります。

また、「3年以上介護等の業務従事者」にかかる介護福祉士の受験資格については、平成27年度より、新たに6ヶ月以上の「実務者研修」の修了が求められるようになりました。これに伴い、当該「実務者研修」の実施については、新たな基準が設けられ、当該実施者は、介護福祉士養成施設等と同様、厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなりました。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等）
- ② 変更承認 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条（福祉系高等学校等）
- ③ 変更届出 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項
- ④ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条

ウ 業務実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	1 件	0 件	0 件	1 件	2 件
② 変更承認	8 件	2 件	7 件	2 件	1 件
③ 変更届出	45 件	38 件	61 件	44 件	63 件
④ 指定取消	0 件	2 件	2 件	2 件	1 件
⑤ 実地調査	0 件	3 件	5 件	7 件	4 件

(実務者研修)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	—	—	—	—	5 件
② 変更届出	—	—	—	—	1 件

(21) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 新規指定 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第11条 |
| ② 変更承認 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項、第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項、第12条第2項 |
| ④ 報告 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第9条、第17条 |
| ⑦ 指定取消 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条 |

ウ 業務実績

(社会福祉主事養成機関)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 新規指定	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件
③ 変更届出	2 件	1 件	6 件	3 件	7 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	2 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件

(社会福祉主事指定講習会・・・指定は1か所のみ)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 変更届出	0件	0件	0件	0件	0件
② 事業報告	1件	1件	1件	0件	1件

(22) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成24年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護のことです。

(2) 開催実績

期 間：平成24年9月11日～9月21日（土・日を除く8日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア16階）

受講者数：26名

(3) 講習科目と時間数：

【教育及び看護に関する科目】

「教育原理・教育心理」 3時間

「教育方法・評価方法」 3時間

「看護教育課程」 3時間

「実習指導の原理」 3時間

【実習指導に関する科目】

「実習指導の実際Ⅰ（講義）」 9時間

「実習指導の実際Ⅱ（演習）」 24時間

計 45時間

3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されました。

(2) 根拠法令等

- ① 実習演習科目の確認 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項
- ② 変更届 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項
- ③ 確認の取消し 社会福祉に関する科目を定める省令第7条

(3) 業務実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 実習演習科目の確認	26件	1件	1件	1件	0件
② 変更届	0件	16件	25件	25件	31件
③ 確認の取消し	0件	0件	1件	1件	0件

(4) 大学等確認申請確認済み校

19校 26課程

4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

(1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成17年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

(2) 根拠法令等

- ① 実技試験免除 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項
- ② 実施要件 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項

- ③ 実施届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項
- ④ 変更届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項
- ⑤ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項

(3) 業務実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 変更届	3 件	8 件	6 件	2 件	2 件
② 講習会実施届 (翌年度実施分)	28 件	26 件	24 件	23 件	21 件

VI 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括のほか、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等によって、医療機関の機能向上のほか、各々の目的に直結する業務管理及び指導等を担っています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められており、医師臨床研修病院の指定申請等に係る業務のほか、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、広域的な観点から様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規申請	19件	2件	4件	3件	5件
研修プログラム変更届	96件	116件	40件	34件	32件
年次報告受理	89件	92件	87件	84件	83件
臨床研修修了登録申請	454件	450件	454件	452件	470件
臨床研修指定病院実地調査	15施設	20施設	21施設	10施設	10施設

・東北ブロック臨床研修病院合同説明会

東北管内の臨床研修病院で研修を検討している医学生に対して、臨床研修病院に関する情報提供を行うことを主な目的として、管内の臨床研修病院の協力を得ながら、新臨床研修制度が始まって以来毎年開催しています。なお、臨床研修病院や開催要項については、資料や東北厚生局ホームページをご覧ください

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められており、歯科医師臨床研修病院の指定等に係る業務を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規申請	1件	5件	6件	6件	9件
研修プログラム変更届	16件	4件	11件	5件	4件
年次報告受理	14件	16件	15件	16件	16件
臨床研修修了登録申請	150件	138件	136件	148件	169件
臨床研修指定病院実地調査	3施設	2施設	2施設	2施設	2施設

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されています。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では個別研修の事務手続きを行っています。

(2) 実績

・個別研修修了者

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医師	1名	2名	1名	1名	—
歯科医師	—	—	—	—	—

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

東北管内における医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を毎年開催しています。

なお、平成23年度からは医療機関の医療安全管理者等を対象に、医療安全対策加算の施設基準の要件を満たす5日間の研修として開催しています。

(2) 実績

・医療安全ワークショップ

	平成23年度	平成24年度
受講者数	58名	56名

5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（いわゆる医療観察法）においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めています。

東北厚生局では、医療観察法に基づく、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、入院・通院医療機関の選定及び移送等を行っています。

(2) 実績

・指定入院医療機関

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規指定	—	—	—	—	—
廃止・辞退の受理	—	—	—	—	—
指定の取消	—	—	—	—	—
入院医療機関の選定	17件	13件	13件	15件	26件

・指定入院医療機関

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規指定	14件	16件	14件	7件	8件
廃止・辞退の受理	7件	8件	6件	4件	9件
指定の取消	—	—	—	—	—
通院医療機関の選定	17件	27件	25件	17件	18件

6 薬事監視等業務

(1) 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっており、その権限は同法第81の4により地方厚生局長に委任されていますので、医薬品製造業等の許可業務を行っています。

また、毒物劇物についても同様、毒物及び劇物取締法第4条等に基づき、毒物又は劇物製造業又は輸入業の登録業務を行っています。

(2) 実績

・医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
許可申請	1件	—	—	—	—
許可更新申請	—	—	—	1件	2件
変更届	21件	15件	4件	11件	13件
廃止届	1件	1件	—	1件	2件

・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録関係業務

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規・更新登録申請等	17件	26件	30件	13件	16件
変更届等	22件	25件	21件	32件	33件

Ⅶ 食品衛生課

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察や登録検査機関の登録・査察以外に、輸出水産食品及び食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導を主な業務としています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(1) 概要

食品工場における衛生管理の手法として、H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point : 危害分析重要管理点) システムがあります。

このシステムは、食品の製造工程で食中毒等の原因となるような危険な箇所を予め分析し、特に重要となるポイントに重点を置いて衛生管理を行う方法です。

そして、総合衛生管理製造過程とは、各都道府県等が定めた管理運営基準・施設基準を遵守した施設において、一般的衛生管理プログラム（原料の衛生的な取扱い、施設設備や機械等の衛生管理、従業員の教育、そ族・昆虫の防除等）を実施することを前提にH A C C Pシステムを導入した製造過程のことをいいます。

本制度は、営業者の食品の安全確保に向けた自主管理を促す目的で、平成7年5月に創設された厚生労働大臣の承認制度ですが、法第11条で製造基準の定められた承認品目であっても、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に認めた場合には、基準で定めた以外の方法で食品を製造することが可能です。

なお、承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっています。

- ア 乳として、牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- イ 乳製品として、クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水として、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料 他
- エ 食肉製品として、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、加熱食肉製品 他
- オ 魚肉練り製品として、魚肉ハム・ソーセージ、特殊包装かまぼこ 他
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品として、缶詰食品、瓶詰食品、レトルト食品

本制度の申請手続き等の手順や承認基準等は「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」の中で明確にされており、営業者から新規申請、更新申請（承認の有効期間は3年間）又は変更の申請（承認内容の一部変更）が行われた際は、地方厚生局の食品衛生監視員が当該実施要領に基づいて現地調査と書類審査を実施し、承認基準の適合性審査の後に承認します。

また、既に承認済みの施設については年1回以上の立入検査を実施し、本制度の適切な運用状況を確認します。

なお、東北厚生局ではこれら現地調査や立入検査を実施するにあたって、施設を管轄する都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼し、自治体との連携による効率的・効果的な監視指導を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第13条、第14条

イ 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条

ウ 食品衛生法施行規則第13条～第16条

エ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」

＊平成12年11月6日付け生衛発第1634号（医薬局食品保健部長通知）

（3）業務実績

東北厚生局では、東北管内にある資料7（1）の42承認施設69品目について、承認品目毎に調査や立入検査を実施し、改善を要する事項があれば文書で通知しました。

なお、平成24年度に更新の申請があった施設は資料編7（1）のとおりです。

◎ 新規の申請（2施設）

- ・(株)湯田牛乳公社（乳）
- ・春雪さぶーる(株)サガミハム白河工場（食肉製品）

◎ 変更の申請（2施設）

申請の範囲の追加及びHACCPプランの変更による変更申請をした施設

- ・高梨乳業(株)岩手工場（乳）
- ・丸菱食品(株)第8工場（清涼飲料水）

◎ 承認対象品目の返上等（3施設、3食品群）

会社解散等により承認を返上した施設は以下のとおりです。

- ・秋田県農協乳業(株)（乳）
- ・財団法人蔵王酪農センター（乳）
- ・相模ハム(株)白河工場（食肉製品）

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規申請	3件	4件	2件	0件	2件
一部承認変更申請	4件	2件	1件	1件	2件
承認更新申請	17件	8件	19件	19件	4件
承認対象品目の返上等	3件	2件	1件	3件	3件
立入検査	45件	45件	46件	43件	42件

(4) 食品群毎の承認状況（全国比）

平成25年3月26日現在

承認 件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼 飲料水	合計
東北	19	10	10	1	3	5	48
全国	154	158	63	20	21	115	531

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務

(1) 概要

海外から輸入され、又は国内で生産された食品や添加物、器具・容器包装等で、食品衛生法第25条により政令で定めたもの（現在、タール系色素のみ）、又は法第26条により政令で定めたもの（不衛生又は規格に合わないおそれがあるもの）は、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は法第31条に規定する登録検査機関の行う検査（以下、製品検査）を受けて、これに合格しないと営業者は輸入や販売が出来ません。

そして、登録検査機関が営業者から受託して製品検査を実施する場合、国及び都道府県等の検査代行機関としての行政責任を伴うこととなります。

そこで、登録検査機関も食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴う試験検査の信頼性と公正性を確保すべき観点から、法第33条の登録の基準において、G L P（Good Laboratory Practice）による業務管理を求めています。

また、登録要件の適合性を定期的に確認する必要性から、法第34条において5年毎の更新を義務付けているため、登録の更新を受けることなく所定の期間を経過した場合はその効力が失われることとなります。

地方厚生局では、新規登録や登録更新施設を含む全ての登録検査機関に対して年1回以上の立入検査を実施し、試験検査の精度管理及び業務管理の実施状況、帳簿等の適正な記録と保存等、登録要件の遵守状況を把握して業務が適切に行われていることを確認します。

(2) 根拠法令等

ア 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条

イ 食品衛生法施行令第10条～第12条

ウ 食品衛生法施行規則第38条～第47条

エ 「登録検査機関の登録等について」

＊平成16年2月6日付け食安発第0206001号（食品安全部長通知）

オ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」

＊平成20年7月9日付け食安監発第0709001号（監視安全課長通知）

カ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」

＊平成16年6月15日付け食安監発第0615002号（監視安全課長通知）

キ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」

*平成20年9月24日付け食安監発第0924004号（監視安全課長通知）

(3) 業務実績

平成24年度における東北管内の登録検査機関は11施設（登録の廃止後は10施設）で、東北厚生局ではこれら全ての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました（資料編7（2）参照）。

なお、平成24年度に更新等が行われた施設や、変更の申請や届出があった施設は以下のとおりです。

ア 新規申請に係る認可

- ・エヌエス環境(株)東北支社

*新規申請に係る事務取扱いは関東信越厚生局が窓口となり、東北厚生局は立入検査を実施しました。

イ 業務規程の変更

- ・(財)福島県保健衛生協会
- ・(社)岩手県薬剤師会

ウ 製品検査業務の廃止

平成24年度における廃止した施設はありませんでした。

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録検査機関・検査施設数	10施設	12施設	12施設	10施設	11施設

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

米国とEU（欧州連合）では、自国又はEU域内で水産食品を製造・加工する施設とこれらの国へ水産食品を輸出する国の製造・加工施設に対して、HACCPシステムに基づく衛生管理の導入を規則や指令で義務付けています。

また、韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められており、これらの手続き等は、従前、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課で対応していましたが、平成25年1月7日付け食安発0107第6号「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正により、同年2月から地方厚生局で対応することとなりました。

(1) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

米国では水産食品のHACCPシステム導入に関する連邦規則を定め、平成9年12月から施行しました。

当該規則は米国へ輸出する全ての輸出国の水産食品にも適用されるため、厚生省（当時）は規則の施行時期に合わせて「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

本要領では、製造・加工施設におけるHACCPの手法に基づいた衛生管理の実施、都道府県等による施設の認定、対米輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県等の指名食品衛生監視員とともに現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱い要領の遵守状況やHACCPシステムによる衛生管理等について確認しています（資料編7（3）参照）。

② 根拠通知

・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成20年6月16日付け食安発第0616003号（医薬食品局食品安全部長通知）

③ 業務実績

平成24年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

（株）青森県ほたて加工及びマルトモ（株）チルド工場においては生産ラインが稼働停止しているため現地査察を実施しませんでした。

- ・成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・武輪水産(株)（青森県八戸市：しめ鯖）
- ・(株)中外フーズ（福島県伊達郡梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

なお、認定の取り消しを行った施設は以下のとおりです。

- ・（株）青森県ほたて加工（平成25年3月19日認定取り消しの報告を受理）

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現地査察施設数	6施設	5施設	6施設	3施設	4施設

(2) 対EU輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

EU（欧州連合）へ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」）を添付することが義務付けられています。

そこで、厚生労働省と水産庁はEU側と協議の上で「対EU輸出水産食品の取扱い要領」を策定し、当該要領に基づき国が認定・登録した施設のみがEUへ輸出することが可能となっています。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いや、HACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行手順、対EU輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、地方厚生局による現地査察の実施等

が定められています。

東北厚生局では、都道府県の指名食品衛生監視員とともに6ヶ月に1回以上の現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やH A C C Pシステムに基づく衛生管理の状況等を確認しています。

なお、取扱要領では二枚貝の衛生要件が別途規定されていることから、東北厚生局では同要領に基づいて、青森県の貝類衛生対策委員会（県の衛生部局と水産部局の職員で構成）が毎年策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認などを実施しています（資料編7（4）参照）。

② 根拠通知

・「対EU輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号
（厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官連名通知）

③ 業務実績

平成24年度は、以下の認定2施設について、それぞれ2回ずつ現地査察を実施しました。

- ・成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ほたて卵付貝柱、脱殻済みほたて貝冷凍貝柱）
- ・極洋食品(株) 第2工場（宮城県塩釜市：冷凍食品（えびフリッター））

なお、青森県の輸出ホタテガイ関連においては加工施設以外に、陸奥湾東部海域に設置されているホタテガイの養殖・陸揚げ場（野辺地、むつ、川内の各漁港）への立入を1回、衛生証明書の発行機関である青森市保健所への立入を2回実施しました。

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現地査察施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
査察回数	4回	4回	4回	4回	4回

（3）対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

本要領では、韓国向けに冷凍鮮魚介類等を輸出しようとする者が処理施設等を事前に登録する際の施設登録手順、地方厚生局による証明書の発行手続き等を定めています。

東北厚生局では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査の上、衛生証明書を発行すること、東北管内の登録施設を対象に必要なに応じて監視等を実施することとしています。（資料編7（5）参照）

② 根拠通知

・韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

平成25年1月7日付け 食安発0107第5号

（医薬食品局食品安全部長通知）

③ 業務実績

平成24年度においては、実績はありませんでした。

4 対米、対シンガポール及び対香港輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国への食肉の輸出は、我が国の口蹄疫の発生の影響で平成22年以降中止となり、さらに東日本大震災における東京電力福島第一原発事故による放射能問題により同国への輸出禁止措置がとられていましたが、平成24年8月24日から再開されることとなりました。

米国へ食肉を輸出する際には、厚生労働省が施設・設備、とさつ・解体及び分割の方法、施設等の衛生管理、食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。平成2年5月24日に「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が発出されました。

本要領では施設・設備の構造に関すること、HACCP方式による衛生管理及び食肉検査等が定められています。

シンガポールへの食肉の輸出は、わが国のBSE発生の影響で平成13年以降中止となっていました。平成21年から再開されることとなりました。

輸出の再開にあたっては、同国の農食品獣医庁(AVA)が事前にと畜加工処理施設を認定するとともに、平成21年5月14日に「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」が発出されました。

香港への食肉の輸出は、香港食物環境衛生署との協議のもと「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要項」が定められており、香港への輸出条件は対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の「認定要項に個別の条件を加えたもの」となっています。

東北厚生局では、所管する岩手県の認定と畜加工処理施設について、取扱要領に基づく適正な実施状況を確認するとともに、食肉衛生検査所の衛生証明書の管理状況等を確認するため、毎月1回査察を実施しています(資料編7(6)参照)。

(2) 根拠通知

- ・「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」
 - *平成2年5月24日付け衛乳第35号(厚生省生活衛生局長通知)
 - 最終改正：平成22年3月23日付け 食安発第0323第1号
- ・「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」
 - *平成21年5月14日付け食安発第0514001号(医薬食品局食品安全部長通知)
- ・「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」
 - *平成19年2月15日付け 食安発第0215001号(医薬食品局食品安全部通知)
 - 最終改正：平成22年3月23日付け 食安発第0323第5号

(3) 業務実績

平成24年度は、認定された以下の施設について、毎月1回の現地査察を実施しました。

- ・(株)岩手畜産流通センター(岩手県紫波郡紫波町：牛肉)

実績推移(平成20年度～平成24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現地査察施設数	—	1施設	1施設	1施設	1施設
査察回数	—	8回	12回	12回	12回

5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び 監査指導業務

(1) 概要

年間30万羽の処理羽数を超える大規模食鳥処理場では、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、都道府県の食鳥検査員（獣医師）が鶏1羽ごとに疾病及び異常の有無を検査し、また、食鳥処理場への監視・指導等を行うこととしています。

そして同法では、都道府県知事等がこれら業務の全部又は一部業務を厚生労働大臣の指定する検査機関（一般社団法人又は一般財団法人に限定）に委任させ、当該検査機関の獣医師に行わせることが出来ることとしています。

東北地方には、養鶏の盛んな青森県と岩手県の2ヶ所に指定検査機関が設置されているため、東北厚生局では所管する各々の検査機関について、事業計画等の認可申請等に係る審査・認可業務のほか、指定基準の遵守状況の確認のための立入検査などを実施しています。

(2) 根拠法令等

ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条

イ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」

*平成4年1月24日付け衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

(3) 業務実績

平成24年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請3件及び事業計画等に係る変更認可申請2件について認可しました。

また、法第38条第2項の規定に基づく立入検査を、青森県獣医師会食鳥検査センターに対して1回実施しました。

(4) 指定検査機関（2施設）

（資料編7（7）参照）

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業計画等に係る認可	2件	2件	2件	2件	2件
役員選任に係る認可	1件	2件	2件	2件	3件
事業計画等に係る変更認可	3件	2件	2件	2件	2件
業務規程に係る変更認可	2件	1件	1件	2件	0件

6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にあります。

このような状況の下、著しく事実と相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。

そこで、健康増進法第32条の2において、内閣府令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止しています。

東北厚生局では消費者庁及び都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の排除に努めています。

(2) 根拠法令等

ア 健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項

イ 健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項

ウ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第20条において準用する第32条の2第1項

エ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」

＊平成15年8月29日付け薬食発第0829008号（厚生労働省医薬食品局長通知）

オ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」

＊平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号

（厚生労働省医薬食品局食品安全全部基準審査課長及び監視安全課長通知）

(3) 業務内容

ア 都道府県等との連絡調整等

疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去

イ 消費者庁との連絡調整等

報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は消費者庁が専任）

ウ 事業者への指導等（消費者庁が専任するネット事業等を除く）

改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成24年度業務実績

ア 自治体からの事例報告の受理件数23件

イ 平成23年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催

（平成24年12月10日東北厚生局会議室：自治体担当者36名参加）

実績推移（平成20年度～平成24年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
自治体からの事例報告の受理件数	57 件	76 件	68 件	26 件	22 件

7 その他

地方厚生局の業務は上記 1 から 6 以外に、「大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務」がありますが、東北厚生局では当該業務について本年度の実績はありませんでした。

VIII 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合とは、常時 700 人以上の従業員がいる事業所、または同種・同業の事業所を集めて 3,000 人以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）と同じく健康保険の事業を運営する保険者です。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員 700 人以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合といいます。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることで組合員の利益を守るため、組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っています（資料編 8（1）参照）。

○ 健康保険組合の監督に関すること

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること。
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること。
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第 29 条、第 205 条
- ・厚生労働省設置法第 18 条
- ・厚生労働省組織規則第 707 条第 80 号、第 718 条第 3 号

(3) 業務実績（平成 20～24 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
指導監査	10 組合	10 組合	12 組合	11 組合	11 組合
指定健保組合の指定	0 組合	0 組合	0 組合	1 組合	1 組合
解散・合併認可	1 組合	1 組合	0 組合	3 組合	0 組合
規約改正等認可	41 件	33 件	34 件	49 件	33 件
届出・報告等	693 件	619 件	693 件	711 件	648 件
公法人証明・印鑑証明	17 件	11 件	12 件	28 件	29 件

〔指導監査における主な指導内容〕

- ・医療費適正化対策を強化する等なお一層の支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。
- ・任意継続被保険者にかかる保険料の前納制度の周知がされていないため、前納制度について周知し、被保険者が納付方法を選択できるようにすること。
- ・重点実施項目等の実施計画を策定する等、効果的なレセプト点検を実施し、医療費の適正化に努めること。
- ・経理の事務処理については、現金出納簿及び各種積立金台帳と預貯金との定期的確認を徹底するとともに、複数による相互牽制体制を確立すること。
- ・組合会の招集手続きについては、規約に基づき適正に実施するよう努めること。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別されます。地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、各国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っています（資料編8(2)、8(3)参照）。

○ 厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。

- ① 基金の指導監督（監査）に関すること。
- ② 基金の規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること。
- ③ 解散・合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ・厚生年金基金令第56条
- ・国民年金法第141条、142条、142条の2
- ・国民年金基金令第53条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成20～24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
厚年基金指導監査	9基金	7基金	11基金	11基金	6基金
国年基金指導監査	3基金	2基金	2基金	2基金	2基金
指定基金の指定	0基金	0基金	2基金	3基金	0基金
解散に伴う指導監査	0基金	0基金	0基金	0基金	0基金
解散認可実地監査	0基金	0基金	0基金	0基金	0基金
将来返上認可	0基金	1基金	1基金	0基金	0基金
過去返上認可	0基金	0基金	1基金	2基金	0基金
規約改正等認可	72件	87件	71件	79件	158件
届出・報告等	511件	442件	476件	607件	693件
公法人証明	142件	13件	12件	12件	12件

〔厚生年金基金指導監査における主な指導内容〕

- ・依然として積立金が積立水準を満たしていない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・基金財政運営については、給付減額や予定利率の引き下げを行い健全化を図っているが、今後更なる成熟度の上昇が見込まれることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・資産運用検討委員会の設置等、体制の整備を図り、安全かつ効率的な年金資産運用を行うこと。
- ・滞納事業所の実態を把握し、早期の未収解消に努めること。

〔国民年金基金指導監査における主な指導内容〕

- ・国民年金基金制度の周知を図ること。
- ・効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金とは、運営形態により企業が実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額をもとに給付額が決定されます。

東北厚生局では、確定拠出年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行い、承認を行っております。

- 確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること。
 - ① 運営管理機関の指導監督に関すること。
 - ② 規約承認に関すること。
 - ③ 規約の変更に関すること。
 - ④ 終了の承認に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第 103 条、第 104 条、第 114 条第 3 項
- ・ 確定拠出年金法施行令第 57 条
- ・ 確定拠出年金法施行規則第 71 条、第 72 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条 5 号

(3) 業務実績（平成 20～24 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
規約変更	37 件	17 件	33 件	28 件	49 件
（うち新規承認）	(13 件)	(4 件)	(15 件)	(15 件)	(8 件)
届出報告等	135 件	117 件	125 件	140 件	153 件

4 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の 2 つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、確定給付企業年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所及び確定給付企業年金基金が行う業務について指導監督を行い、承認・認可を行っております。

- 確定給付企業年金事業の監督に関すること
 - ① 事業主等の指導監督（監査）に関すること
 - ② 規約承認に関すること
 - ③ 規約の変更に関すること
 - ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ・ 確定給付企業年金法施行令第 72 条

- ・確定給付企業年金法施行規則第120条、第121条、第122条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条82号、第718条5号

(3) 業務実績（平成20～24年度）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
規約承認	73件	73件	117件	348件	35件
（うち新規承認）	(41件)	(44件)	(57件)	(173件)	(8件)
大臣承認（認可）書類の受付進達等	152件	215件	186件	148件	153件
届出報告等	163件	308件	458件	601件	814件
公法人証明	3件	17件	17件	7件	4件
書面監査	—	—	—	24件	122件
（実地監査）	—	—	—	(6件)	(48件)

〔確定給付企業年金指導監査における主な指導内容〕

- ・規約に従い、裁定の際には添付書類を添付させたいうで裁定すること。
- ・資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・規約については、改正履歴もわかるように整理し、編綴すること。
- ・業務概況について、加入者及び受給者に対し周知すること。

5 農業者年金基金に関する業務

(1) 概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、平成14年1月1日から農林水産大臣が単独で所管、平成15年10月1日からは独立行政法人へ移行しました。

農業者年金基金業務受託者への指導監督は、旧制度の年金給付について特に必要と考えられる場合にのみ実施することとしています。

(2) 業務実績

平成14年度～24年度指導監査該当業務受託者なし。

6 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府

管掌健康保険)を運営していた国(社会保険庁)に替わり、平成20年10月1日に新たに設立されたものです。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監督を行うこととしています(資料編8(4)参照)。

- 全国健康保険協会の行う業務に関すること。
 - ① 全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。
 - ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第7条の38・39
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則707条77・78号、718条1・2号

(3) 業務実績 (平成20～24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指導監査支部	/	—	2支部	2支部	2支部

IX 管理課

管理課は、医療法人や公益法人に関する定款変更認可等の業務、後期高齢者医療制度、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

(1) 概要

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化され、医療法に規定された法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣の認可が必要です。

東北厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県内において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

また、平成19年の医療法改正により、透明性の確保を図る観点から医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があつた場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなっております。（「東北厚生局管轄医療法人一覧」は資料編9（1）参照）

(2) 根拠法令等

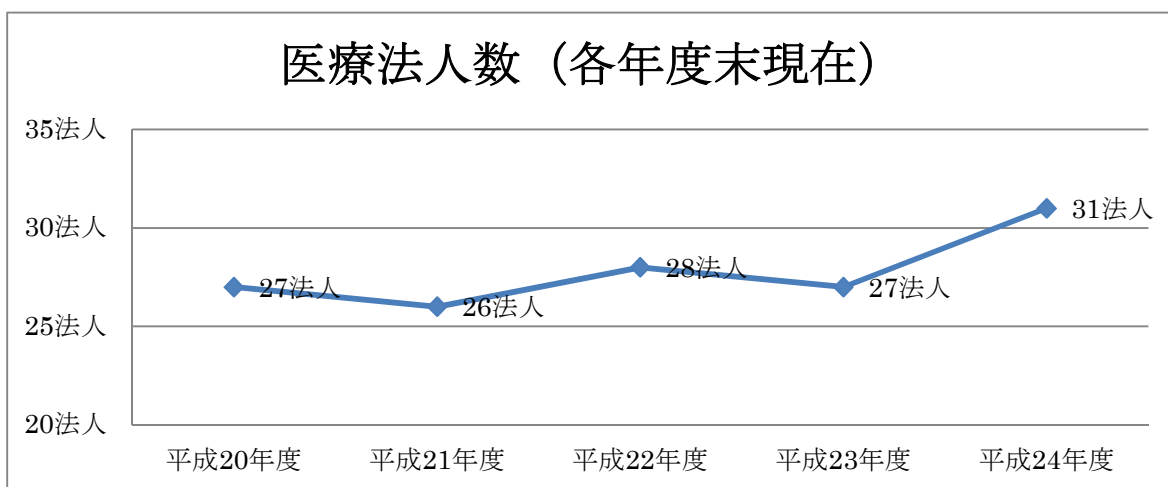
医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されています。

ア 定款変更認可・届出受理	医療法第50条
イ 理事の特例の認可	医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3
ウ 理事長の特例の認可	医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4
エ 管理者たる理事の特例認可	医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5
オ 仮理事の選任	医療法第46条の4第5項
カ 事業報告書等の届出受理	医療法第52条第1項
キ 定款等の閲覧	医療法第52条第2項
ク 立入検査	医療法第63条第1項
ケ 措置命令	医療法第64条第1項
コ 登記事項変更登記完了届出の受理	医療法施行令第5条の12
サ 役員変更の届出の受理	医療法施行令第5条の13

アの定款変更認可及びイ～エの認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府

県知事を経由して行われます。その際、都道府県知事は必要な調査をし、意見を付して進達することとされています。

(3) 医療法人数の推移



(4) 申請・届出実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定款変更認可	29件	15件	18件	16件	20件
決算届受理	29件	24件	29件	29件	28件
役員変更届受理	25件	20件	25件	28件	26件
登記事項変更登記完了届受理	41件	34件	40件	38件	37件
特別代理人選任申請	0件	1件	1件	0件	1件
定款等の閲覧	3件	8件	8件	11件	11件

2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人の事です。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必

要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。

エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。

オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。

- ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・救急病院である旨を告示されていること。
- ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

- ア 租税特別措置法 第67条の2第1項
- イ 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

(3) 実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
証明件数	28件	24件	24件	26件	23件

3 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

- ア オープン病院事業を行うもの
事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号
収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号
- イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの
事業要件 法人税法施行規則第6条第4号
収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

- ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ
法人税法施行規則第5条第6号
- イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ
法人税法施行規則第6条第4号
法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績（全て②無料低額な診療を行う法人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
証明件数	17件	17件	18件	19件	19件

4 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています（「東北「厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧」は資料編9（3）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
技術的助言・指導監督		6広域連合	6広域連合	4広域連合	6広域連合

5 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています（「東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧」は資料編9（2）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
技術的助言・指導監督	6県5市2国保連合会	6県6市3国保連合会	6県8市町村 3国保連合 会	4県6市町村 2国保連合 会	6県9市町 村3国保連 合会

6 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています（「東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧」は資料編9（4）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第28条、第30条

イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条

ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
監督			2 支部 (青森、宮城)	2 支部 (山形、秋田)	2 支部 (岩手、福島)

X 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、国の開設する病院等への監督や特定機能病院に対する医療監視などに関する業務を行っています。

1 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること。

(1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所が行う指導監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

(2) 各県事務所等

指導監査課（宮城県）、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

(1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院等です。

この国が開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

ア 医療法 第7条第2項、第27条

イ 医療法施行令 第4条第1項、第4条の2第2項、第4条の5

ウ 医療法施行規則 第24条第10号、第24条第11号、第29条第1項、第2項

(3) 実績 (平成 20 年度～平成 24 年度)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開設承認事項の変更承認	76 件	100 件	96 件	110 件	118 件
開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認	70 件	79 件	78 件	98 件	95 件
使用前検査(立入検査)	8 件	33 件	17 件	23 件	26 件
各種届出の受理	97 件	185 件	116 件	118 件	143 件

(4) 対象医療機関

- ア 病院は 28 施設 資料 10 (1) 「国の開設する病院一覧 (東北)」 のとおり
- イ 診療所は 49 施設 資料 10 (2) 「国の開設する診療所一覧 (東北)」 のとおり
- ウ 助産所は設置なし

3 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査 (いわゆる医療監視) を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

○ 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等提供を行う場として、医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

○ 医療監視員を対象とした副教材資料の作成

東北厚生局では、管内の保健所等の医療監視員向けの院内感染対策のための副教材資料を作成し、医療監視員の院内感染対策に関する知識の修得等立入検査の質の向上を図りました。

(2) 根拠法令等

医療法 第 25 条第 3 項

(3) 実績

特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応等について確認するなどの指導を実施しました。

資料10(3)「特定機能病院一覧」のとおり

X I 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する指導等を行っています。また、質の高い福祉サービスと、介護保険制度等の円滑な実施のために、自治体と事業所の双方への指導を行っています。

社会福祉法人

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・政令指定都市、中核市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- ① 社会福祉法人の設立認可 社会福祉法第 31 条
- ② 社会福祉法人の定款補充 社会福祉法第 33 条
- ③ 社会福祉法人の定款変更認可 社会福祉法第 43 条
- ④ 社会福祉法人の解散認可 社会福祉法第 46 条
- ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 社会福祉法第 59 条 等

(3) 実績（過去 5 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
定款変更認可	2 件	14 件	6 件	12 件	16 件
現況報告書受理	11 件	14 件	14 件	15 件	17 件

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

18 法人（資料編 11(1)参照）

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
指導監査法人数	4 法人	5 法人	6 法人	1 法人	4 法人

社会福祉法人に対し指導監査を実施し、主な指摘事項は以下のとおりです。

《役員構成等の状況及び評議員会の状況》

- 社会福祉法人の業務運営に関して理事会及び評議員会のもつ役割の重要性を鑑みると、それぞれの議事について十分な審議を行い、各理事・評議員がそれぞれの役割を果たし、理事会及び評議員会の機能を全うできるよう、取り組むこと。

《監事監査の状況》

- 今後は、外部監査の導入を含めて監査の改善計画について報告を行うこと。

《会計管理の状況》

- 今後は、平成 12 年 2 月 17 日付社援施第 7 号厚生労働省社会・援護局～通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、適正な契約事務を行うよう取り組むこと。

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 24 年度は実績なし。

障害福祉

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等 (平成 25 年度から障害者総合支援法に変わりました)

障害者自立支援法第 2 条第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績 (過去5年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実地指導	1 県	1 県	2 県	実績なし	実績なし
実地検証	1 市	3 市	2 市	実績なし	実績なし

介護保険

5 介護保険業務指導 (自治体指導)

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等 (広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」) が介護保険法第23条及び第5章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第197条第2項

地方自治法第245条の4

(3) 実績 (平成24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
自治体指導件数	21 市、3 広域 連合	20 市、1 広域 連合	8 町村	2 町村	12 町

12 自治体に対し実施し、主な助言は下記のとおりです。

《指定》

- 変更届について提出期限を遵守するよう指導すること。
- 事業所の廃止についても公示を行うこと。
- 事業者の新規指定にあたっては、被保険者等による意見の措置を講じること。
- 新規事業の開始にあたっては、公募により事業者を募り適切な選定を行うこと。
- 介護保険法第78条の2第6項等の規定に基づき必要な措置を講ずること。

《要綱》

- 指導要綱を策定すること。
- 監査要綱を策定すること。
- 指導要綱については書面指導の削除を行うこと
- 実態に即した指導要綱に見直しを行い、計画的に実地指導を実施すること。

《指導・監査》

- 事業者の指導にあたっては、指導要綱に基づく実施計画及び実施方法に拠ること。
- 事業者の監査にあたっては、監査要綱に基づく実施方法に拠ること。

- 集団指導を実施し、情報提供等を行える場とすると共に、制度の適正化が図られるようにすること。
- 実地指導実施計画を作成すること。

《連携》

- 県・他市町村との連携を強化し、適切に情報交換を行うこと。

《苦情》

- 苦情処理に係る受理体制を策定すること。

《その他》

- 県等主催の研修会へ積極的に参加し、資質向上を自ら図ること。

6 介護保険業務指導（事業所指導）

（1）概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

（2）根拠規定等

介護保険法第 24 条

（3）実績（平成 24 年度）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業所指導件数	24 事業所	21 事業所	8 事業所	2 事業所	12 事業所

12 の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施。なお、文書による改善指導事項はありませんでした。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

（1）概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が 2 以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行います。

（2）根拠規定等

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項

(3) 実績 (過去5年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出受理件数		60件	64件	0件	0件
届出先区分の変更件数		2件	5件	3件	4件
届出事項変更件数		4件	14件	13件	21件

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数 (平成25年3月31日現在)

事業所等の数が1以上20未満の事業者	52事業者
事業所等の数が20以上100未満の事業者	22事業者
事業所等の数が100以上の事業者	1事業者
計	75事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するための定期的な検査

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査

(2) 根拠規定等

介護保険法第115条の33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

(平成21年3月31日老発第0330077号老健局長通知)

(3) 実績 (過去5年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般検査		1事業者	12事業者	10事業者	12事業者
特別検査		実績なし	実績なし	実績なし	実績なし

なお、改善を要すると認められた事項はありませんでした。

X II 指導監査課・県事務所

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。

イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 の 2 条及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。

ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。

エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び7月1日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則

ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）

オ 指導大綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

(平成20年9月30日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添2)

ク 厚生労働省告示 第468号(平成20年9月30日)

(3) 実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 資料12のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 資料12のとおり

2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法(昭和33年9月30日保発第64号)

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

(平成11年10月20日保発第144号・老発第682号)

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

(平成11年10月20日保発第145号・老発第683号)

(3) 実績

柔道整復師の指導・監査状況 資料12のとおり

3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会(Ⅱ 企画調整課 参照のこと)は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所(宮城県は指導監査課)が行っています。

(2) 根拠法令等

ア 社会保険医療協議会法第1条第2項

イ 社会保険医療協議会令第1条第1項

ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月1回、参集形式で部会を開催しています。

XIII 社会保険審査官

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 却下の決定又は受理（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・ 請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・ 文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・ 鑑定人に鑑定させる

・ 立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(6) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(8) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(9) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 24 年度）

()内は、前年度からの繰越件数分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	36 (3)	36
厚生年金保険法	108	277 (28)	220
船員保険法	0	0 (0)	0
国民年金法	109	235 (20)	194
合計	257	548 (51)	450

XIV 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発することがあります。

最近では、薬物取引により生じる莫大な収益がテロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供され、その結果、薬物乱用により治安の悪化を招くこととなります。

さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こします。また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ、ところかまわず、暴力に及びます。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることとなります。このように、薬物乱用の弊害は莫大なものとなります。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民が安心して生活できるようにするため、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでます。

【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

2 平成24年度の主な業務

(1) 不正薬物の取締

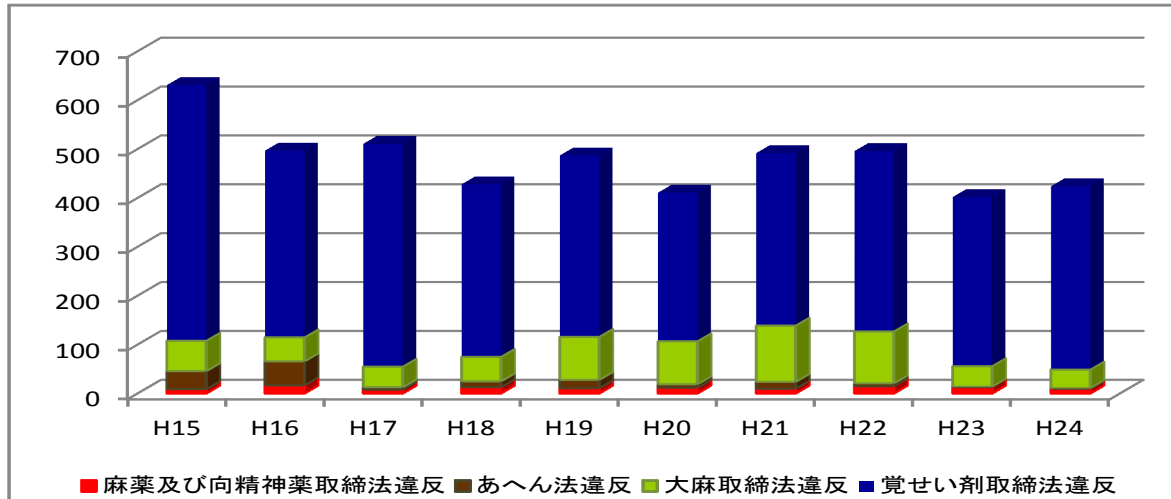
ア 薬物犯罪の捜査

我が国で最も乱用されている薬物は、依然として、覚せい剤です。平成24年における覚せい剤事犯での検挙者は、12,000名弱で、検挙者数は、一時期に比べれば、

減少しているように見えますが、未だに高水準で推移しています。加えて、全国的には、2003年以降、麻薬MDMAが若者層を中心に乱用されていること、そして、大麻事犯が、ここ2年位で減少傾向にはありますが、潜在的に乱用は続いています。

以上が全国的な状況概略ですが、東北管内は消費地域であり、全国的な傾向とほぼ同じであり、乱用薬物の主流は、覚せい剤、次いで大麻となっています。(図1)

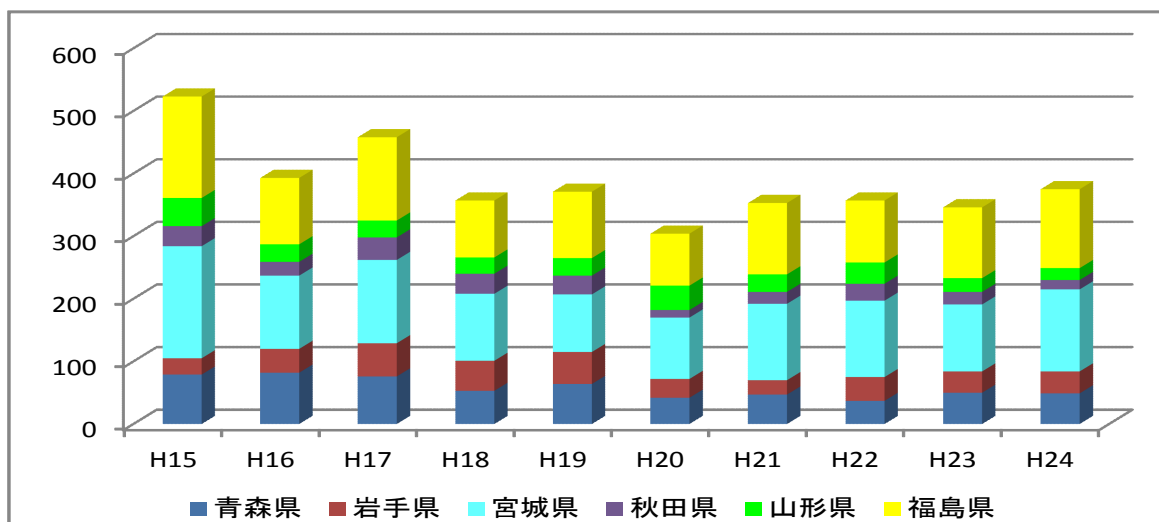
図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況



東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれません。しかしながら、東北管内の薬物事犯の7割以上は覚せい剤事犯です。平成15年以降不正価格がかなり高騰した時期が続いたにも拘わらず、覚せい剤の乱用は衰えを見せません。これは、東北管内にも覚せい剤乱用市場が厳然として存在することを示しています。大麻の乱用も全国的な傾向と同様に潜在的に乱用が続いている状況です。さらには、5-Meo-DIPT、2C-1、TFMPP、GHB、3 CPPなどの他、平成24年7月に麻薬指定されたばかりのMDPVといったこれまで東北管内の乱用市場にはなかった麻薬も流れてきています。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、このように予断を許さない状況にあることは明らかです。

東北管内において主流となる覚せい剤事犯の検挙状況については、次のグラフに示すとおりです。管内では、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における24年中の検挙者は、東北管内の全覚せい剤事犯検挙者の約70%を占めています。(図2)

図2 東北管内における覚せい剤事犯検挙者の状況 (県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元（密売人等）を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促し、さらに、検挙した乱用者並びに供給者に対し、個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の再犯防止に努めており、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく取り組んでいます。特に、平成23年3月11日の東日本大震災の発生以降、「被災地には薬物を入れない」との方針をたて、被災地周辺での情報収集を強化し、密売人を検挙しています。

密売ルートも多種多様に及び、特に、インターネットを悪用した薬物密売が大きな問題となっているところ、ネット監視も強化しており、平成21年には管内から発せられていたインターネット販売サイトを発見し、その密売人を直ちに検挙し、東北管内においては新たな脅威と言える麻薬TFMPPとBZPの合剤、麻薬メチロンの錠剤等麻薬の市場への流出を防ぎました。

こうした麻薬取締部の捜査権をもって、大麻、覚せい剤並びに新たに出現した麻薬の密売ルートを断ち、地域環境の浄化に努めています。

一方、捜査面ばかりでなく、正規ルートからの横流れを防ぎつつ、麻薬等を必要とする患者等に適切且つ速やかに届けるべく、監視し、不適切な場合には、その是正を求め指導にあたるなどの業務を徹底して行うことも麻薬取締部の業務です。特に、東日本大震災後は、麻薬等を必要とする患者へ過不足なく適切に届くよう努めてきました。しかしながら、中には、外国から持ち込んだ医療用麻薬で呼吸困難にいたらしめ、健康被害を引き起こした医師など、麻薬等取扱者に刑罰を課すことにより患者等の利益を守る必要がある場合もあり、そうした場合には、速やかに捜査権も発動しています。

さらに、現在、深刻な社会問題になっているのが「違法ドラッグ」の乱用問題です。これは、一般的に「合法ドラッグ」と称しているものです。「合法」と言えば、安全なものと思われがちですが、実際は非常に危険な物で、その使用によって、意識混濁、呼吸抑制などを引き起こし、救急搬送されたケースが後を絶たず、かつ、その使用がどんな症状をもたらすか、どの程度の神経症状を呈するかまったく予測ができません。こうした薬物は、通常、「お香」「入浴剤」などと称し販売されています。

仙台市内においては、自動販売機による販売も出現しています。

仙台市内に出現した違法ドラッグの自動販売機



この自動販売機で販売されたものは、葉片状のもの（ハーブ）でした。



麻薬取締部としても調査を開始し、関係機関と協議し、この自動販売機の撤去に向け、違法ドラッグの拡散防止に努めたところではあります。

他に「バスソルト」（入用剤）と称したものがあります。



このバスソルトの使用によって、人の顔を食べてしまったというマイアミゾンビ事件、隣人の頬をかみちぎったマイアミゾンビ事件に類似した事案、さらに3歳の子供を殴り、全裸のまま近所の人を襲いまくり、最後に犬を絞め殺したという事案などが報告されています。

かように薬物乱用問題は、益々、深刻な状況を呈しており、麻薬取締部としては、今後、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物取締はもとより、こうした違法ドラッグの流通阻止に向け、全力で取り組んでいく所存です。

イ 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的として開催しています。

平成23年度は、東日本大震災の影響により当会議の開催を見合わせたところですが、平成24年度においては、北海道地区と東北地区合同にて秋田県秋田市にて、関係機関から約80名の出席を得、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策につき、深い議論を行うべく、また、米国麻薬取締局（DEA）東京事務所長の出席も得、国際的視点からも情勢分析を行うとともに、日本をターゲットにした薬物取引組

織の動静に関し、情報交換を行いました。

(2) 行政指導・監督

ア 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みです。

麻薬取締部は、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

※平成24年度の主な許認可の件数

免許関係 25件

許可関係 412件

こうした免許並びに許可に基づく、報告・届出についてチェックし、適正取扱い並びに不正流出のないことを確認も行っています。

この許可件数には、平成19年9月1日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可が含まれ、その申請件数は年々増加しています。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上、患者へ必要とする麻薬を提供するという制度です。麻薬取締部は、患者の利益を優先に、ターミナル・ケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところであり、平成24年中には、52グループ243薬局に麻薬小売業者間譲渡許可を行いました。

イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等がある場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大2年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしています。

平成24年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図りました。しかし、中には医師が外国から持ち込み、これを人に譲渡、その譲渡された者がむやみに使用し、呼吸困難を呈された搬送救急事案など、重大な事案もあり、管内県薬務主管課と協議のうえ、捜査に着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も適正な流通を確保し、麻薬等を必要とする患

者へ適切にお届けし、有益性を活用するための措置です。

ウ その他指導監督

卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取り扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣した。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一の認識の下で適切な指導にあたるべく、平成22年度から検討会を設定し、取締上の問題点について協議しています。これにより、横流れ等の事故を防止しつつ、患者へ適切に麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱上の問題について、毎日のように管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っています。

(3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施

等を行っています。

※講師派遣実績

- ・平成22年度には、講師として職員を延べ11名派遣、約1,780名を対象に予防教育を実施しました。内3件は高校生対象。
- ・平成23年度は、震災の影響もあり、講演回数は減りましたが、延べ8名を派遣し、350名を対象とした予防教育を実施しました。
- ・平成24年度は、講師として延べ12名派遣、約1580名を対象とした予防教育実施。内3件は、管内高等学校の高校生対象。他、日頃、薬物問題に関わっている専門家を対象としたもの、薬物指導教育者の養成のためのものがありました。

加えて、被災地への薬物進入を阻止するため、仮設住宅でも個別に薬物教育を実施しました。

※仮設住宅 70カ所 対象 仮設住宅にお住まいの方 905名

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあるため、今般実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索しつつ、現役麻薬取締官を派遣し予防教育を行っています。そして、講演後に無記名にて感想文の提出をお願いしています。多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけでなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけ

ない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果が認められました。特に、こうしたコメントの中に、「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありましたが、「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇氣」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

また、平成22年度に青森市にて開催した「麻薬・覚せい剤乱用防止運動青森大会」では、中高校生約700名の参加を得、「夜回り先生こと水谷修先生の講演」を聞き、さらに、一般からの川柳を募集し、一般参加型としました。この川柳募集の結果、作品80点以上の応募があり、その中でも、受賞作は、今後、薬物乱用防止運動にも活用できるものがありました。こうした優秀な作品については、当日のゲスト水谷修先生から、一作品毎にコメントを頂戴し表彰が行われ、非常にインパクトがあったとの評価を得ており、薬物乱用防止のメッセージを発するとの目的を達成できたと考えています。

そして、平成24年度に秋田市にて開催した「麻薬・覚せい剤乱用防止運動秋田大会」では、地元のアイドル、地元ヒーローをコラボさせ、薬物乱用問題をテーマに寸劇を行い、最後に地元アイドルによる大会宣言で締めくくりました。この寸劇については、会場からも薬物にのめりこむ過程がわかりやすい、大会宣言については「ダメ、ゼッタイ」のメッセージが伝わったとの評価を得ており、この寸劇と大会宣言についてDVDを作成し、秋田県内の小学校、中学校、高等学校、計500カ所に啓発資材として配布しました。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈

を行いました。

(4) 中毒者対策

ア 相談電話

昭和61年10月1日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成24年の状況

計41件（前年33件）の相談受理。

内、大麻に係る相談10件、覚せい剤に係る相談12件に加え、違法ドラッグに係る相談（6件）が増えています。

これら相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースや、覚せい剤乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。麻薬取締部としては、こうした相談事案に対しては、最優先して対応しています。

イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供する、措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

※平成24年の状況

事例 麻薬の影響により救急医療を要した事案があり、調査したところ、高容量の麻薬発付剤（外国にて承認された医薬品）による急性中毒と判明、直ちに、捜査に切り替え、当該麻薬を外国から密輸した人物を特定し、検挙。事件送致。

事例2 大麻の中毒事例があり、捜査に着手。事件送致。

ウ 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成24年度においては、仙台市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、平成23年度は、前述の連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰のため地域へ結びつけるため、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

※平成24年度講習会参加者 約60名

(5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されています。しかし、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止

イ ハカマオニゲシ

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成24年度実績 けし 約4.2万株（前年約1.6万株）、
大麻 約50万株（前年約11.7万株）

平成24年中に抜去数は、大麻、けしとも、大幅に増加。管内における自生けし、自生大麻は、未だに高水準にあります。

XV 東日本大震災への対応について

■地震の概要（気象庁HPより）

地震名： 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」

地震発生時刻： 平成23年3月11日14時46分

発生場所（震源位置）： 三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）

規模（マグニチュード）： 9.0（モーメントマグニチュード）

最大震度： 7（宮城県栗原市）

■津波の観測値（気象庁HPより）

痕跡等から推定した津波の高さ	観測点名	推定した津波の高さ	観測点名	推定した津波の高さ
	八戸（青森県）	6.2m	大船渡（岩手県）	11.8m
宮古（岩手県）	7.3m	石巻市鮎川（宮城県）	7.7m	
釜石（岩手県）	9.3m	相馬（福島県）	8.9m	

1 厚生労働省現地対策本部及び現地復興対策本部における活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応するため、厚生労働省は発災当日に災害対策本部を立ち上げると、翌12日には東北厚生局長を本部長とする現地連絡本部を設置しました。さらに14日にはこれを再編し、岩手県、宮城県、福島県の各県に現地対策本部を設置し、宮城の現地対策本部長には東北厚生局長が任命されました。

一方、内閣も発災後直ちに緊急災害対策本部を設置した後、宮城県には緊急災害現地対策本部、岩手県及び福島県には政府現地連絡対策室をそれぞれ設置しました。緊急災害現地対策本部には、東北厚生局総務管理官が厚労省関係体制の統括に、政府現地連絡対策室には岩手事務所長、福島事務所長がそれぞれ統括サブに任命されたほか、厚生労働本省からも多数の職員が現地に派遣されました。6月になって内閣に復興対策本部が新設されると、東北厚生局長はそれに伴って岩手県、宮城県、福島県の3県に設置された政府現地対策本部の本部員として復興事業の推進を支えることとなりました。

厚生労働省宮城現地対策本部では、本部内に作業チームを設置し、東北各県、各市町村との連絡体制の整備と厚生労働分野の要請への対応や、東北厚生局及び厚生労働関係機関のサービス提供体制に係る人的、物的被災状況の早期確認と対応を行うことを目的とした、情報収集等の活動を行うとともに、日々、現地対策本部会議を開催して概要を厚生労働本省に報告していました。これらの活動は、東北厚生局職員のほか、厚生労働本省や他の厚生局からの派遣者が7月末までに延べ1,000人以上が本部員となり、行われました。

発災から3ヶ月ほど経過した6月上旬には、被災地域においては緊急的、応急的を脱したとみて、これまで行ってきた避難所の状況把握中心の活動から、被災自治体における復興の取組を支

援することに重点を移すこととしました。

同年9月20日には、厚生労働省に復興対策本部が設置され、東北厚生局にその支部として宮城現地復興対策本部が設置されました。この頃から、東北厚生局においては、被災した市町村や関係団体等に対して、厚生労働省第三次補正予算に関する説明会や、被災者の心のケア対策、介護保険事業等についての勉強会、意見交換会などを度々開催し、制度の周知、課題の把握等を図ることとしました。

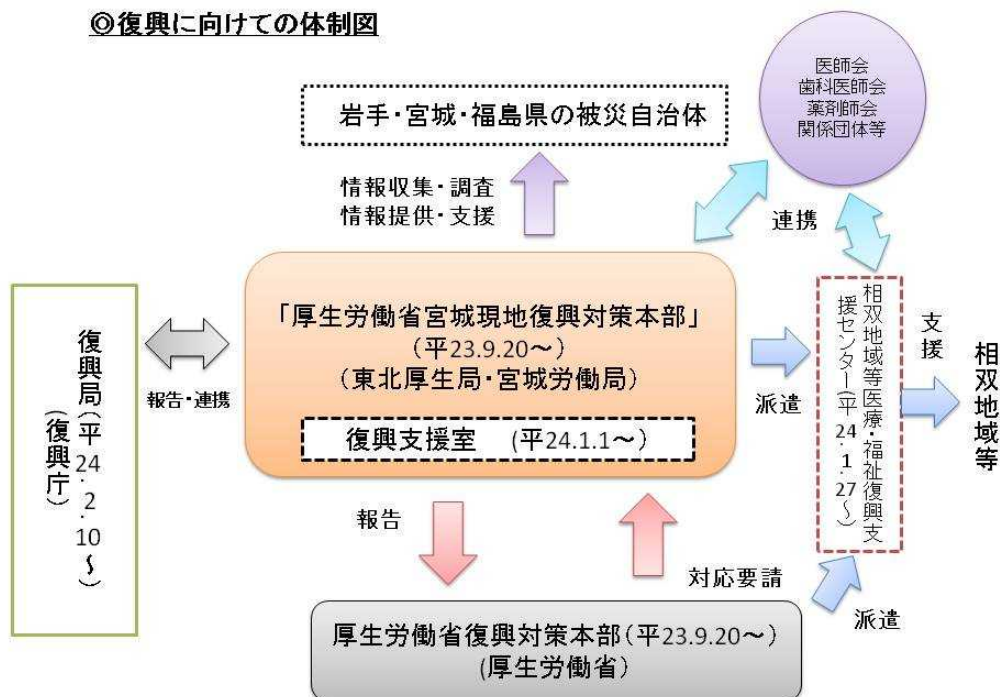
2 復興支援室における活動

平成24年1月、企画調整課内に復興支援室を設置し、被災自治体へのバックアップ体制を強化するとともに、現地復興対策本部の機能を事実上引き継ぎ、被災地の情報収集、各種会議等への出席や勉強会の開催などの復興支援に係る取組を拡充し、継続的に復興支援業務を行ってきました。

主な業務は以下のとおりです。

- ① 被災市町村、こころのケアセンター、NPO法人、社会福祉協議会との意見交換等の実施。また、被災市町村の状況や仮設住宅の現状・課題等を把握し、厚生労働省などへの連絡及び報告等。
- ② 厚生労働省等の被災地視察時における関係機関等等との連絡調整等。
- ③ 厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターへ職員を常駐させ、福祉サービス等の確保のため情報収集活動や福祉施設の従事者確保支援を実施。
- ④ 復興庁宮城復興局などが主催する連絡会議等に参加し、被災地の復興支援状況の説明や他省庁における復興支援の状況の情報収集等を実施（資料1）。

◎復興に向けての体制図



3 相双地域等医療・福祉復興支援センターにおける活動について

平成 24 年 1 月 27 日に福島県相双保健福祉事務所内に設置された厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターに当局職員を常駐させ、相双地域等の福祉施設などのニーズ把握や同施設の従事者確保をするための支援等を行うこととしました。

*相双地域等：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡（2市7町3村）及びいわき市

主な活動実績は以下のとおりです。

○関係機関等への訪問状況：平成 24 年 1 月 27 日～平成 25 年 3 月 31 日まで

	延べ件数	内訳
国・県	8	福島県関係部局等
市町村	31	南相馬市、相馬市等
関係団体	11	社会福祉協議会等
介護・老人施設	83	特別養護老人ホーム等
障害者施設	38	障害者支援施設等
仮設住宅	16	

4 東北厚生局復興支援本部

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成 24 年 5 月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援室では、各本部員の活動等についての情報共有及び情報提供を図るための報告会を毎月開催し、会議概要等を本省復興対策本部へ報告しています（資料 2）。

【東北厚生局復興支援本部報告会開催実績（平成 24 年度）】

平成 24 年 6 月 6 日 第 1 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 7 月 4 日 第 2 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 8 月 8 日 第 3 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 9 月 5 日 第 4 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 10 月 3 日 第 5 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 11 月 7 日 第 6 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 24 年 12 月 5 日 第 7 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 1 月 9 日 第 8 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 2 月 6 日 第 9 回東北厚生局復興支援本部報告会
平成 25 年 3 月 6 日 第 10 回東北厚生局復興支援本部報告会

5 災害復旧費国庫補助金業務について

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されており、東日本大震災に係る災害復旧費については、平成 23 年度末において、下表 1 のとおり、災害査定を実施した施設数が東北厚生局管内の保健衛生施設等で 134 件、社会福祉施設等で 810 件となっております。

これら被災施設に対しては、災害復旧費補助金による支援を行っており、平成 23 年度より、東北厚生局として順次取り組んできたところです。

(2) 災害復旧事業の実施

災害査定を行うに当たっては、平成 23 年度は調査体制の強化を図るため、各県事務所を含む東北厚生局職員 17 人に対し健康福祉課の併任発令を行い、災害査定チームを編成して災害査定を行ってきたところです。

平成 24 年度は、被災 3 県 2 市との実務打合せを行うなど、災害査定を円滑に進めて、迅速な対応を行いました。この結果、下表 2 のとおり、移転新築など計 70 件の調査（査定）を実施し、調査決定額は 9,245 百万円となりました。（なお、平成 23 年度は改修等の災害査定を 944 件実施し、調査決定額は 14,171 百万円でした。）

○表 1 平成 23 年度調査（査定）実施分

【自治体別・施設種類別内訳】

(単位：件、千円)

	児童関係施設		障害者関係施設		高齢者関係施設		保健衛生施設等		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
青森県	4	126,522	1	4,600	18	45,847	1	899	24	177,868
岩手県	28	155,015	23	964,690	49	433,745	14	363,634	114	1,917,084
宮城県	73	365,228	33	209,452	150	1,758,562	63	3,195,950	319	5,529,192
福島県	61	177,061	24	389,752	95	962,105	2	4,530	182	1,533,448
仙台市	50	352,196	27	419,871	78	1,007,426	47	2,251,936	202	4,031,429
盛岡市	3	16,536	1	2,810	2	4,225	5	54,754	11	78,325
郡山市	13	24,095	2	10,888	15	94,635	2	2,722	32	132,340
いわき市	19	175,450	6	37,904	35	558,493	0	0	60	771,847
計	251	1,392,103	117	2,039,967	442	4,865,038	134	5,874,425	944	14,171,533

○表 2 平成 24 年度調査（査定）実施分

【自治体別・施設種類別内訳】

(単位：件、千円)

	児童関係施設		障害者関係施設		高齢者関係施設		保健衛生施設等		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岩手県	2	273,915	0	0	11	2,253,948	1	87,159	14	2,615,022
宮城県	9	187,371	5	676,078	21	3,499,804	2	4,100	37	4,367,353
福島県	2	18,286	0	0	7	1,258,968	1	5,452	10	1,282,706
仙台市	3	398,161	3	274,651	0	0	0	0	6	672,812
いわき市	3	307,337	0	0	0	0	0	0	3	307,337
計	19	1,185,070	8	950,729	39	7,012,720	4	96,711	70	9,245,230

(注) 件数には、仮設施設の協議審査及び事業内容変更承認が含まれる。

(参考)

■被災3県の社会福祉施設等の被害 (厚生労働省社会・援護局 平成23年5月13日時点まとめ)

	施設数	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。
 ※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

■被災3県の病院の被害および診療機能の状況 (厚生労働省医政局 平成23年4月28日時点まとめ)

	病院数	病院建物の被害状況		診療機能の状況		
		全壊	一部損壊 ※1	外来の受入制限	入院の受入制限	受入不可
岩手県	94	4	60	5	7	8
宮城県	147	5	123	17	13	18
福島県	140	2	113	14	20	23 ※2
合計	381	11	296	36	40	49

※1 全壊および一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。
 ※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、福島第一原発20km圏内の医療機関が7ある。
 ※3 災害拠点病院については、県立釜石病院（岩手県）で入院制限、気仙沼市立病院（宮城県）で外来制限、県立宮古病院（岩手県）、石巻赤十字病院（宮城県）、南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限。（平成23年5月6日時点）
 ※4 一部確認中の病院がある。

■東日本大震災における災害拠点病院の被害状況 (厚生労働省医政局指導課 平成23年7月1日時点)

	病院数	東日本大震災による被害状況		診療機能の状況											
		全壊	一部損壊	外来の受入制限			外来受入不可			入院の受入制限			入院受入不可		
				被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在	被災直後	5/17現在	6/20現在
岩手県	11	0	11	11	0	0	0	0	0	11	1	1	0	0	0
宮城県	14	0	13	5	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
福島県	8	0	7	4	1※	1※	1	0	0	5	0	1※	0	1※	0
合計	33	0	31	20	1	1	1	0	0	18	2	2	1	1	0

※緊急時避難準備区域

- 被災地の災害拠点病院のうち31病院は一部損壊で、全壊は0であった。（一部損壊には、建物の一部が利用不可能になるものから施設の損壊まで含まれる。）
- 7月1日時点では、県立釜石病院（岩手県）、緊急時避難準備区域の南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限を行っている。

平成24年度 復興局主催会議実績

○岩手復興局

平成24年4月26日	第3回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年5月25日	第4回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年6月29日	第5回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年7月27日	第6回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年8月31日	第7回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年9月28日	第8回岩手復興関係省庁連絡会議
平成24年10月26日	第9回岩手復興関係省庁連絡会議

○宮城復興局

平成24年4月12日	第1回宮城復興局員連絡会合
平成24年4月20日	第1回宮城復興推進連絡会議
平成24年4月27日	宮城復興局 郡政務官レク
平成24年5月23日	第2回宮城復興局員連絡会合
平成24年6月21日	第3回宮城復興局員連絡会合
平成24年7月26日	第4回宮城復興局員連絡会合
平成24年8月24日	第5回宮城復興局員連絡会合
平成24年9月26日	第6回宮城復興局員連絡会合
平成24年11月21日	第7回宮城復興局員連絡会合
平成24年12月19日	第8回宮城復興局員連絡会合
平成25年1月29日	第9回宮城復興局員連絡会合
平成25年2月27日	第10回宮城復興局員連絡会合
平成25年3月27日	第11回宮城復興局員連絡会合

東北厚生局復興支援本部設置規程

〔平成24年 5月18日〕
〔東北厚生局長伺い定め〕

(目的及び名称)

第1条 東日本大震災被災地を幅広く支援するため、東北厚生局に復興支援本部を設置する。

(業務)

第2条 復興支援本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 福祉事業の復興支援に関すること。
- (2) 生活活発化推進に関すること。
- (3) こころのケア推進に関すること。
- (4) 食品安全の推進に関すること。
- (5) 医療事業の復興支援に関すること。
- (6) 保険医療推進に関すること。
- (7) 歯科医療推進に関すること。
- (8) 麻薬・薬物対策に関すること。
- (9) 関係機関との連絡、調整に関すること。
- (10) その他、被災地の復興支援に関すること。

(役職及び職務)

第3条 復興支援本部に本部長、福祉事業復興支援総括調整官、医療事業復興支援総括調整官、麻薬・薬物対策総括調整官、被災地復興支援総括調整官、福祉事業復興支援調整官、生活活発化推進調整官、こころのケア推進調整官、食品安全推進調整官、医療事業復興支援調整官、保険医療推進支援調整官、歯科医療推進支援調整官、被災地支援調整官、総括支援推進調整官、岩手県復興支援調整官、宮城県復興支援調整官、福島県復興支援調整官、相双地域等復興支援調整官を置く。

- 2 本部長は、復興支援本部を統括する。
- 3 福祉事業復興支援総括調整官は、本部長の指示を受け、福祉事業復興支援調整官、生活活発化推進調整官、こころのケア推進調整官、食品安全推進調整官を総括する。
- 4 医療事業復興支援総括調整官は、本部長の指示を受け、医療事業復興支援調整官、保険医療推進支援調整官、歯科医療推進支援調整官を総括する。
- 5 麻薬・薬物対策総括調整官は、本部長の指示を受け、被災地支援調整官を総括する。
- 6 被災地復興支援総括調整官は、本部長の指示を受け、総括支援推進調整官、岩手

県復興支援調整官、宮城県復興支援調整官、福島県復興支援調整官、相双地域等復興支援調整官を総括する。

- 7 福祉事業復興支援調整官は、上司の命により、福祉施設の再開（融資等）、補助事業の助言、規制緩和、福祉人材確保等に関する業務を行う。
- 8 生活活発化推進調整官は、上司の命により、介護予防、人材確保、孤独死対策等の見回り支援、人材育成（研修）等に関する業務を行う。
- 9 こころのケア推進調整官は、上司の命により、被災地間調整、自治体間調整、本省との連絡調整等に関する業務を行う。
- 10 食品安全推進調整官は、上司の命により、食品の安全確保に係る情報収集、連絡調整等に関する業務を行う。
- 11 医療事業復興支援調整官は、上司の命により、医療施設の再開（融資等）、補助事業の助言、医療人材確保等に関する業務を行う。
- 12 保険医療推進支援調整官は、上司の命により、診療報酬疑義、施設基準等の疑義等に関する業務を行う。
- 13 歯科医療推進支援調整官は、上司の命により、歯科医療対策に関する業務を行う。
- 14 被災地支援調整官は、麻薬・薬物対策等に関する業務を行う。
- 15 総括支援推進調整官は、被災地復興支援総括調整官を補佐し、国機関との調整、労働行政との調整、復興支援本部の庶務総括等の業務を行う。
- 16 岩手県復興支援調整官は、上司の命により、岩手県における復興支援に関する国機関との調整、労働行政との調整等の業務を行う。
- 17 宮城県復興支援調整官は、上司の命により、宮城県における復興支援に関する国機関との調整、労働行政との調整等の業務を行う。
- 18 福島県復興支援調整官は、上司の命により、福島県における復興支援に関する国機関との調整、労働行政との調整等の業務を行う。
- 19 相双地域等復興支援調整官は、上司の命により、相双地域等医療・福祉復興支援センターに関する国機関との調整、労働行政との調整等の業務を行う。

(報告会)

第4条 毎月第1水曜日の拡大幹部会議終了後に報告会を開催する。

2 報告会は、本部長、各調整官、企画調整課員をもって構成する。

3 本部長は、前項の規定に関わらず必要に応じ他の者を報告会に出席させることができる。

4 報告会は議事録を作成し、本省復興対策本部へ報告するとともに、概要等を東北厚生局職員に周知する。

(庶務)

第5条 復興支援本部の庶務は、復興支援室が行う。

附 則

この規程は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月5日から一部改正する。

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

(労働関係は除く)

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
4/9	月 気仙沼市・南三陸町の被災状況の把握	○気仙沼市 ○南三陸町	○気仙沼市役所・気仙沼市社会福祉協議会 ○南三陸町役場仮庁舎		○公立南三陸診療所(公立志津川病院)
4/10	火 被災地視察 国立病院機構宮城病院視察 南相馬市原町区地域活動センター視察	○南相馬市・相馬市・新地町 ○南相馬市 ○飯館村 ○山元町 ○南相馬市	○相双地域等医療・福祉復興センター	○社会福祉法人福寿園 ○特別養護老人ホームいいたてホーム	○国立病院機構宮城病院
4/11	水 被災地視察 石巻市役所訪問及び被災状況の把握	○福島市 ○石巻市	○福島県庁 ○石巻市役所	○万生園養護老人ホーム・第二ひたかみ園	
4/12	木 いわき市及び広野町の被災状況の把握	○いわき市・広野町			○高野病院
4/12	月 第1回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		
4/17	火 宮城県医療整備課事務打ち合わせ みやぎ心のケアセンター及び法テラス宮城第1回石巻市の支援をつなぐ会の事前説明会	○仙台市 ○仙台市	○宮城県庁		
4/18	水 南相馬市の被災地視察	○南相馬市			
4/19	木 石巻市・東松島市の被災地視察	○石巻市・東松島市		○開成仮設住宅団地内「あがらいん」	○雄勝仮設診療所
4/20	金 石巻市・東松島市の被災状況の把握 第1回宮城復興推進連絡会議	○石巻市・東松島市 ○仙台市	○石巻市役所		○東松島市矢本保健センター
4/20~4/27	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
4/24	火 福島県庁及び社会福祉協議会と打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
4/25	水 東日本大震災復興特別区域法における確定拠出年金法の特例についての説明会	○福島市 ○八戸市			
4/26	木 東日本大震災復興特別区域法における確定拠出年金法の特例についての説明会 被災地視察 第3回岩手復興関係各省庁連絡会議 石巻市・女川町・東松島市の被災地視察 第1回石巻の支援をつなぐ会を開催	○盛岡市 ○釜石市 ○南相馬市 ○盛岡市 ○石巻市・女川町・東松島市 ○石巻市		○のんびりすみちやんの家	○女川町医療センター
4/27	金 石巻市の被災状況の把握 宮城復興局 郡政務官レク対応	○石巻市 ○仙台市			○石巻赤十字病院
5/4	金 南三陸町・気仙沼市の被災状況の把握	○南三陸町・気仙沼市		○南三陸町ハイム・メアーズ、気仙沼市恵潮苑	
5/5	土 石巻市の被災状況の把握	○石巻市	○石巻市役所雄勝支所		
5/7	月 第12回東電原発事故被災病院協議会	○福島市			
5/10	木 災害復興会議	○盛岡市			
5/11	金 岩手県被災地健康支援事業運営協議会 福島県相双地域等福祉人材会議の事前打ち合わせ 宮城県庁社会福祉課等訪問	○盛岡市 ○福島市 ○仙台市	○福島県社会福祉協議会 ○宮城県庁		
5/14	月 民主党・心のケアワーキングチーム現地視察	○宮古市 ○盛岡市			○宮古保健所
5/15	火 釜石保健所管内における保健師活動状況把握等	○釜石市			○釜石保健所
5/16	水 釜石保健所管内における保健師活動状況把握等	○大槌町・釜石市		○グループホームございしよの里	○大槌町仮設診療所・はま神経内科クリニック
5/17	木 第2回石巻の支援をつなぐ会を開催	○石巻市			
5/18	金 石巻市の被災状況の把握	○石巻市		○石巻市開成仮設住宅団地	
5/21	月 民主党・心のケアワーキングチーム現地視察 本省医政局視察同行	○石巻市 ○仙台市 ○石巻市 ○女川町			○石巻赤十字病院 ○女川町地域医療センター
5/22	火 本省医政局視察同行	○南三陸町 ○気仙沼市			○公立志津川病院・公立南三陸診療所 ○気仙沼市立病院

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
5/23	水 第2回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		
5/24	木 被災地調査	○気仙沼市・南三陸町・石巻市			
5/25	金 第4回岩手復興関係各省庁連絡会議 第4回医療・福祉関係の復興担い手会議	○盛岡市	○岩手復興局		
5/28	月 民主党・心のケアワーキングチーム現地視察	○南相馬市・相馬市・福島市	○相双地域等医療・福祉復興センター		
5/29	火 平成24年度災害対策連絡会議	○仙台市			
5/30	水 被災者支援連絡調整会議 復興まちづくりに関する市長との意見交換会	○仙台市 ○仙台市	○宮城県庁		
5/31	木 相双地域等福祉人材確保会議	○福島市	○福島県社会福祉協議会		
6/4	月 石巻市雄勝歯科診療所開会式	○石巻市			○石巻市雄勝歯科診療所
6/5	火 第13回東電原発事故被災病院協議会	○福島市			
6/7	木 被災地介護保険担当者との意見交換会	○釜石市			○釜石市保健福祉センター
6/8	金 被災地介護保険担当者との意見交換会 社会福祉協議会研修会 福島心のケアセンター主任会議	○仙台市 ○福島市 ○盛岡市 ○郡山市			
6/13	水 南相馬市・山元町の被災地視察	○南相馬市 ○山元町	○相双地域等医療・福祉復興センター		○国立病院機構宮城病院
6/14	木 相双地域等の福祉問題に関する状況説明(東北福祉大)	○仙台市			
6/15	金 被災者の状況把握と要望聴取 福島県双葉町役場埼玉支所等における こころのケアに関する現地視察及び状況把握 仮設住宅現況把握	○二本松市・郡山市 ○埼玉県加須市 ○仙台市	○浪江町役場 ○双葉町役場埼玉支所 ○宮城県庁		○加須保健所
6/15~6/22	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
6/18	月 仮設歯科診療所視察	○石巻市 ○女川町			○雄勝仮設歯科診療所 ○女川仮設歯科診療所
6/19	火 第2回石巻における在宅被災世帯状況報告会 施設基準関係要望事項等への聞き取り相談の実施 保険診療についての現状把握	○石巻市 ○福島市 ○南相馬市	○石巻市役所		○南相馬市立総合病院
6/21	木 第3回宮城復興局員連絡会合 こころのケアセンター・精神保健福祉センター等訪問	○仙台市 ○盛岡市 ○福島市	○宮城復興局 ○岩手県庁 ○福島県庁		○岩手県こころのケアセンター・岩手県福祉総合相談センター ○福島こころのケアセンター・精神保健福祉センター ○宮城県精神保健福祉センター・みやぎ心のケアセンター
6/22	金 こころのケアセンター・精神保健福祉センター等訪問	○大崎市・仙台市	○宮城県庁		
6/25	月 避難施設の視察及び要望聴取	○新潟県長岡市			
6/26	火 避難施設の視察及び要望聴取	○高崎市		○国立のぞみの園・友愛会	
6/27	水 名取市・南相馬市の被災地視察	○名取市 ○南相馬市		○牛越仮設住宅	
6/29	金 第5回岩手復興関係各省庁連絡会議 保険医療福祉未来図会議	○盛岡市 ○陸前高田市	○岩手復興局 ○陸前高田市役所		
7/5	木 被災医療機関視察	○南相馬市			
7/6	金 災害・復興アーカイブシンポジウムin宮城 岩手県社会福祉協議会・高齢者福祉協議会 第10回災害復興会議	○石巻市 ○盛岡市			
7/7	土 宮城県緊急被災医療初級講座 宮城フォーラム 東日本大震災の現状と課題について	○石巻市 ○仙台市			○石巻赤十字病院
7/8	日 日本介護経営協会2012年度震災復興シンポジウム 陸前高田市民生部長等との意見交換	○東京都 ○陸前高田市		○モビリア仮設団地	
7/9	月 石巻口腔健康センターにて意見交換会 相双地域医療スタッフ確保対策の現状について	○石巻市 ○福島市			

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
7/10	火 大玉村・郡山市の被災地及び医療機関等の視察	○大玉村 ○郡山市	○富岡町大玉出張所	○大玉村安達太良応急仮設住宅 ○特別養護老人ホーム星ヶ丘ホーム・介護老親保健施設オリオン	
7/11	水 被災地視察 石巻市・女川町の被災地視察 相双地域医療スタッフ確保対策の現状について	○石巻市 ○石巻市・女川町 ○福島市		○女川町総合運動公園3階建仮設住宅	○女川町地域医療センター
7/12	木 いわき市・広野町の被災施設の現状把握及び要望聴取	○いわき市・広野町			○養高会高野病院・はなぶさ苑・相双保健福祉事務所いわき出張所
7/18	水 被災地調査	○東松島市			
7/20	金 いわき市内避難者への広域的支援体制の検討にかかる保険担当者会議 第2回福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議	○郡山市 ○福島市	○双葉町役場福島支所	○福島県社会福祉協議会 ○児童養護施設ムトーの家ファミリーホーム・石巻市社会福祉協議会	
7/26	木 石巻市社会福祉協議会と意見交換 第4回宮城復興局員連絡会合	○石巻市 ○仙台市	○宮城復興局 ○岩手復興局		
7/27	金 第6回岩手復興関係各省庁連絡会議	○盛岡市			
7/30～7/31	被災地視察	○大槌町・釜石市・気仙沼市			
8/2	木 被災状況の把握	○石巻市・東松島市	○石巻市役所・東松島市役所		
8/3～8/10	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
8/7	火 いわき市内避難者への保健等に関する広域的支援検討会	○いわき市	○楢葉町役場いわき出張所		
8/8	水 今後の原発医療について	○福島市			○福島県立医科大学
8/9	木 石巻地区災害移動支援連絡会	○石巻市			
8/10	金 保険医療福祉未来図会議	○陸前高田市	○陸前高田市役所		
8/16	木 相馬市長と意見交換	○相馬市・南相馬市	○相馬市役所・南相馬市役所		
8/18～19	東北交流プロジェクト	○石巻市			
8/21	火 第3回石巻における在宅被災世帯状況報告会	○石巻市		○石巻市開成応急仮設住宅団地	
8/22	水 福祉人材確保推進協議会	○山形市			
8/24	金 第5回宮城復興局員連絡会合	○仙台			
8/27～28	被災社会福祉法人等訪問	○泉崎村・いわき市・広野町	○広野町役場	○特養オンフルール双葉・ときわ苑仮施設建設現場・老健楢葉ときわ苑・富岡町仮設住宅・社会福祉法人こころん	
8/29	水 第5回医療・福祉関係の復興担い手会議 大崎市中心市街地復興まちづくり委員会 社会福祉施設経営セミナー及び相談会	○大崎市 ○仙台市	○大崎市役所		
8/31	金 第7回岩手復興関係各省庁連絡会議	○盛岡市			
9/3	月 気仙沼市の被災状況の把握等	○気仙沼市	○気仙沼市役所		○気仙沼保健所・気仙沼市健康管理センター
9/4	火 いわき市の被災状況の把握等 渡辺病院関係者事務打ち合わせ 放射能問題に関する合同意見交換会	○いわき市 ○南相馬市 ○仙台市		○福島県交流サロン	○相双保健福祉事務所いわき出張所・心のケアセンターいわき方部センター ○渡辺病院
9/6	木 被災地視察	○八戸市・久慈市・野田村・田野畑村	○復興庁青森事務所	○野田村野田仮設団地・久慈市小久慈町仮設団地	
9/7	金 社会福祉施設経営セミナー及び相談会	○盛岡市			
9/11	火 被災地視察 第4回石巻における在宅被災世帯状況報告会	○石巻市		○開成応急仮設住宅団地	
9/13	木 保険医療福祉未来図会議	○陸前高田市	○陸前高田市役所		
9/14	金 福島県庁障害福祉課打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		○福島県精神保健福祉センター

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
9/14	金 福島心のケアセンター主任会議 本省視察同行	○南相馬市・飯館村		○いいたてホーム・特養竹水園・特養長寿荘	○福島県精神保健福祉センター
9/23～9/27	オフサイトセンター関係者との調整及び意見交換	○福島市	○福島県庁		
9/25	水 原子力災害現地対策本部医療班派遣	○会津美里町	○大熊町会津若松出張所	○楢葉町社会福祉協議会	
9/26	木 第5回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		
9/28	金 第8回岩手復興関係各省庁連絡会議	○盛岡市			
10/1	月 岩手県社会福祉協議会災害復興会議	○盛岡市			
10/2	火 福島被災地視察	○山元町・新地町・相馬市・南相馬市			
10/3	水 石巻市被災地視察	○石巻市		○石巻市開成応急仮設住宅団地	
10/5	金 石巻市の被災状況の把握等	○石巻市	○石巻市役所		○石巻赤十字病院
10/9	月 ふくしま心のケアセンター等訪問	○白河市・郡山市			○ふくしま心のケアセンター県南方部センター ○福島県南保健所
10/9～12	災害復旧費補助金机上調査				
10/10	火 こころのケアセンター等訪問 医政局長視察同行	○福島市・郡山市 ○石巻市	○石巻市役所・宮城県庁		○県中方部センター ○公立南三陸診療所
10/12	金 老健局長被災地視察同行	○石巻市・仙台市		○開成仮設住宅団地・あすと長町仮設住宅団地	
10/15	月 三井大臣被災地視察事前下見	○石巻市	○東松島市役所・ハローワーク石巻		○宮城心のケアセンター石巻地域センター ○石巻開成仮設診療所
10/16	火 第2回宮城復興推進連絡会議	○仙台市	○宮城復興局		
10/17	水 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第1回) 三井大臣被災地視察下見 全国老施協東北カントリーミーティング	○東京都 ○石巻市 ○盛岡市	○本省 ○ハローワーク石巻	○東松島市介護サポート拠点	○みやぎ心のケアセンター石巻地域センター ○石巻開成仮設診療所
10/19	金 高知県老協災害リスクマネジメント研修会	○高知県			
10/22	月 三井大臣被災地視察随行	○石巻市	○ハローワーク石巻	○東松島市介護サポート拠点	○みやぎ心のケアセンター石巻地域センター ○石巻開成仮設診療所
10/23	火 社会・援護局長被災地視察同行 いわき市の被災状況の把握等	○石巻市・仙台市 ○いわき市	○宮城県庁 ○いわき合同庁舎	○岩沼市内仮設住宅・若林区内仮設住宅・太白区内福祉仮設住宅	
10/24	水 いわき市内避難者への保健等に関する広域的支援検討会	○郡山市	○双葉町役場福島支所		
10/26	金 第9回岩手復興関係各省庁連絡会議 福島心のケアセンター主任会議 大崎市中心市街地復興まちづくり委員会	○盛岡市 ○福島市 ○大崎市	○岩手復興局 ○大崎市役所		
10/29	月 石巻市健康・生活復興フォーラム	○石巻市			
10/30	火 老健局長被災地視察事前打ち合わせ	○相馬市・南相馬市・飯館村		○南相馬市福祉会福寿園・相馬市災害公営住宅・南相馬市内仮設住宅	○相双医療・福祉復興支援センター
10/31	水 老健局長被災地視察同行	○相馬市・南相馬市・飯館村		○南相馬市福祉会福寿園・相馬市災害公営住宅 ○南相馬市内仮設住宅・いいたてホーム	
11/2	金 みやぎ心のケアセンター業務会議	○仙台市			○みやぎ心のケアセンター
11/5	月 岩手心のケアセンター主任会議	○盛岡市	○岩手県庁		○岩手心のケアセンター
11/9	金 医政局長被災地視察同行 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第2回)及び被災地等の状況把握	○相馬市・南相馬市・福島市 ○本省 ○埼玉県加須市	○相馬市役所・南相馬市役所・福島県庁 ○加須市役所・旧騎西高校内双葉町役場		○小野田病院

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
11/11～11/15	原子力災害政府現地対策本部(OFC)医療班派遣	○福島市	○原子力災害現地対策本部		
11/12	避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会(第2回)	○東京都			
11/13	第2回在宅医療連携拠点事業多職種合同研修会	○石巻市			
11/14	福島県庁保健担当者と打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
11/15	石巻市の被災状況の把握等	○石巻市	○石巻市役所		
11/19	宮城・山形未来創造フォーラム	○仙台市			
11/19～20	鶴見大学による歯科支援活動の視察・歯科仮設診療所の視察	○気仙沼市・南三陸町		○リンデンバウムの社	○気仙沼市民健康センターすこやか・仮設歯科診療所
11/19～22	災害復旧費補助金机上調査	○福島市・南相馬市			
11/20～21	岩手心のケアセンター視察等	○宮古市・田野畑村 ○野田村・久慈市	○田野畑村役場 ○野田村役場		○こころのケアセンター宮古地域センター ○こころのケアセンター久慈地域センター
11/20～21	被災地視察	○気仙沼市 ○南三陸町・石巻市		○キングスガーデン宮城キングスタウン・鶯会ケアハウスみなみ・なかつすみ会恵心寮 ○旭浦会慈恵園・新生会ケアハウスソレイユの丘・やすらぎ会不老園	
11/21	水 第7回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		
11/23～24	雄勝歯科診療所を中心とした歯科支援活動視察	○石巻市			
11/25	日 第3回在宅歯科医療研修会	○仙台市			
11/26	月 5市町医療担当者会議	○石巻市	○石巻市役所	○開成応急仮設住宅団地	
11/30	金 保険医療福祉未来図会議	○陸前高田市	○陸前高田市役所		
12/10	月 医療施設経営セミナー	○仙台市			
12/11	火 よりせいホットライン被災地報告・シンポジウム	○盛岡市			
12/12	水 医政局長 岩手県視察同行	○大槌町・釜石市		○釜石市平田地区サポートセンター	○県立大槌病院・県立釜石病院
12/14	金 福島第一原発事故に関する医療体制についての勉強会(第2回)	○福島市			
12/19	水 第8回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		
	第3回福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議	○福島市		○福島県社会福祉協議会	
12/21	金 岩手県被災地健康支援事業運営協議会(第2回)	○盛岡市			
12/26	水 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第3回)	○本省			
12/27	木 避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会(第3回)	○本省			
1/7	月 岩手心のケアセンター会議	○盛岡市			
1/9	水 安倍総理被災地視察に同行の根本復興副大臣・秋葉復興副大臣視察事前視察	○亶理町・仙台市		○亶理町公共ゾーン(サポートセンター・第2集会所) ○仙台市扇町4丁目及び1丁目公園応急仮設住宅団地	
1/10	木 田村大臣被災地視察事前視察 福島県庁担当者打ち合わせ	○仙台市・石巻市 ○福島市	○ハローワーク石巻 ○福島県庁	○仙台市扇町1丁目公園仮設住宅団地	○石巻赤十字病院
1/10～1/11	被災地等視察	○檜葉町、いわき市		○四倉仮設団地・南台仮設団地・Jビレッジ	○相双保健福祉事務所
1/11	金 5市町医療担当者会議(第2回)	○石巻市	○石巻市役所		
1/12	土 安倍総理被災地視察に同行の根本復興副大臣・秋葉復興副大臣の随行	○亶理町		○亶理町公共ゾーン(サポートセンター・第2集会所)	
1/15	火 田村大臣被災地視察事前視察	○仙台市・石巻市	○ハローワーク石巻	○仙台市扇町1丁目公園仮設住宅団地	○石巻赤十字病院
1/16	水 田村大臣被災地視察随員	○仙台市・石巻市	○宮城県庁・ハローワーク石巻	○仙台市扇町1丁目公園仮設住宅団地	○石巻赤十字病院
1/18	金 心のケアセンター・災害センター連絡会議	○福島市			
1/19	土 障害福祉サービス事業所歯科検診視察・講演会「地域医療と地域包括ケア」参加等	○石巻市・気仙沼市		○北上の郷就労移行支援事業所	○市民健康管理センターすこやか
1/20～24	原子力災害政府現地対策本部(OFC)医療班派遣	○福島市			
1/28	月 いわき市の被災状況の把握等	○いわき市	○檜葉町役場いわき出張所		○いわき市保健所・相双保健福祉事務所いわき出張所
1/29	火 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第4回)	○東京都			
1/31	木 福島第一原発事故に関する医療体制についての勉強会(第3回)	○福島市	○原子力災害現地対策本部		
2/4	月 避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会(第4回)	○東京都	○本省		
2/12	火 5市町国保担当課長等の意見交換会	○石巻市	○石巻市役所		
2/13	水 被災地視察	○三春町・田村市・大玉村		○特養施設あぶくま荘・都路まどか荘・安達太良応急仮設住宅	
2/15	金 被災地視察	○南三陸町・気仙沼市		○特養慈恵園・入谷福祉仮設住宅・ケアハウスみなみ	
2/20	水 山元町浅生原仮設歯科診療所等視察	○山元町			○山元町浅生原仮設歯科診療所
2/22	金 ころのケアセンター等訪問	○釜石市・大槌町	○大槌町役場		○心のケアセンター釜石地域センター
2/25	月 石巻市の被災状況の把握等	○石巻市	○石巻市社会福祉協議会・石巻市役所		
2/28	木 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第5回)	○東京都			
	東北/防災・減災ソリューションフェアへの出席、被災地視察	○仙台市・石巻市		石巻市応急仮設住宅	

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料3

日付	主な事項	訪問地域	訪問先内訳		
			自治体等	避難所・仮設住宅・社会福祉施設等	保健所・医療機関等
3/5～3/6	石巻障がい者歯科に関する懇話会	○石巻市			○石巻口腔健康センター
3/15	金 避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会(第5回)	○東京都			
	双葉町役場等視察	○埼玉県加須市	○双葉町役場		
3/18	月 第3回石巻の支援をつなぐ会	○石巻市	○石巻市社会福祉協議会・石巻市役所		
3/19	火 福島県保健担当者と打ち合わせ	○福島市	○福島県庁		
3/26	火 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第5回)	○東京都			
3/27	水 第11回宮城復興局員連絡会合	○仙台市	○宮城復興局		

資 料

1 総務課関係

東北地方(6県)の人口と面積

資料(1)

青森県

人口: 1,350千人
面積: 9,644.70km²

岩手県

人口: 1,303千人
面積: 15,278.89km²

秋田県

人口: 1,063千人
面積: 11,636.30km²

山形県

人口: 1,152千人
面積: 9,323.46km²

福島県

人口: 1,962千人
面積: 13,782.76km²

宮城県

人口: 2,325千人
面積: 7,285.77km²

1. 人口

日本の総人口 127,515千人
東北の総人口 9,155千人(7.2%)

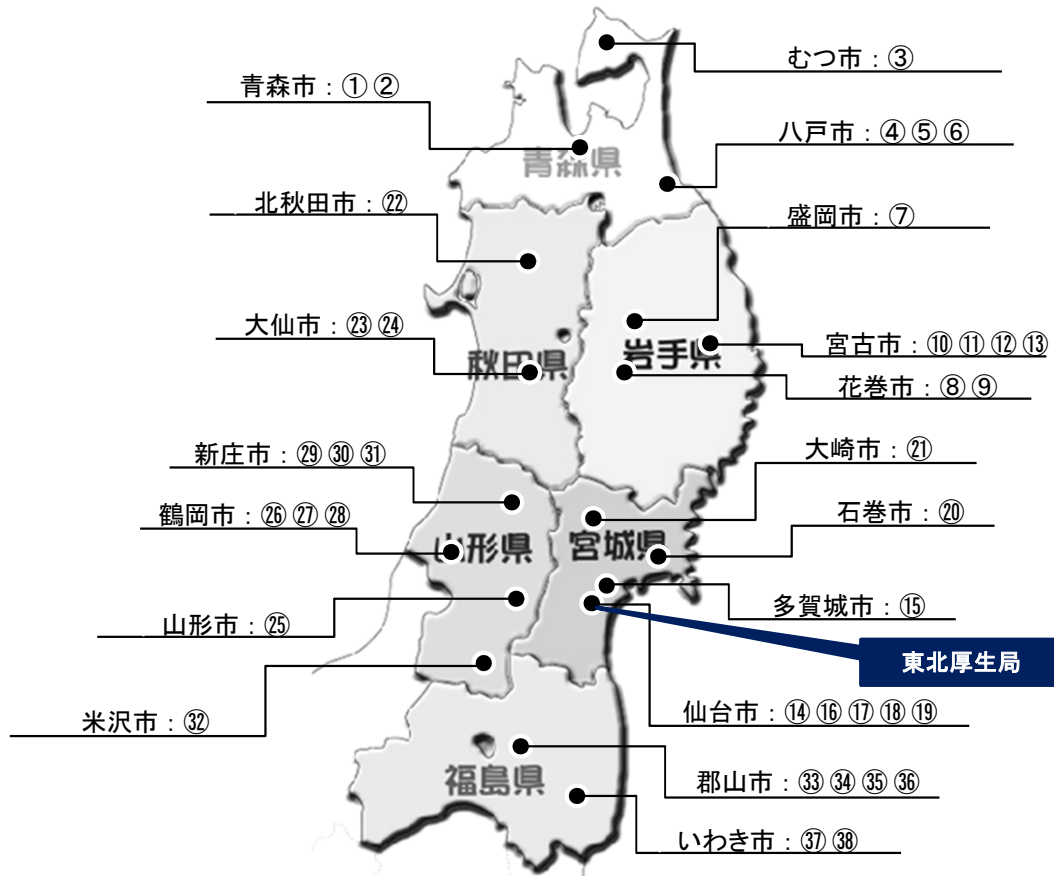
2. 面積

日本の総面積 377,959.91km²
東北の総面積 66,951.88km²

人口: 平成24年10月1日現在推計人口
(総務省統計局)
面積: 全国都道府県市区町村別面積調
(国土地理院)

東北厚生局所管国有財産所在地

資料(2)



口座名	所在地	入札状況等
① 青森社会保険事務所長公舎	青森県青森市小柳1-12-19	
② 船員保険青森駐在官事務所	青森県青森市道道1-97-15	売却※
③ むつ年金高田住宅	青森県むつ市中央2-13-3	
④ 松長根宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-4	不調※
⑤ 松長根2号宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-7	不調※
⑥ 松長根3.4号宿舎	青森県八戸市大字田面木字松長根3-9	不落※
⑦ 盛岡社会保険事務所所長宿舎	岩手県盛岡市紅葉が丘27-35	不調※
⑧ 大沢船員保険保養所	岩手県花巻市湯口字大沢149	
⑨ 大沢船員保険保養所所長宿舎	岩手県花巻市湯口字大沢149	解体撤去
⑩ 宮古社会保険事務所職員宿舎	岩手県宮古市上鼻1-2-13	
⑪ 宮古社会保険事務所一般職員用宿舎	岩手県宮古市中里団地6-6	
⑫ 宮古船員保険保養所	岩手県宮古市日立浜7-1	
⑬ 宮古船員保険保養所所長宿舎	岩手県宮古市日立浜7-1	解体撤去
⑭ 東北厚生年金病院	宮城県仙台市宮城野区福室1-12-1	
⑮ 船員保険塩釜駐在員宿舎	宮城県多賀城市留ヶ谷1-9-3	売却※
⑯ 宮城社会保険事務局レセプト保管倉庫	宮城県仙台市青葉区片平1-2-20	
⑰ 東北厚生年金病院医員宿舎	宮城県仙台市青葉区小松島3-10-24	
⑱ 仙台南社会保険事務所所長宿舎	宮城県仙台市青葉区川内三十人町49-92	
⑲ 国民年金課長宿舎	宮城県仙台市泉区南光台1-30-12	売却※
⑳ 石巻社会保険事務所一般職員宿舎	宮城県石巻市泉町4-12-1	
㉑ 古川社会保険事務所一般職員宿舎	宮城県大崎市古川栄町15-19	売却※
㉒ 鷹巣社会保険事務所一般職員宿舎	秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13-154	不落※
㉓ 大曲社会保険事務所一般職員宿舎(1号-2号)	秋田県大仙市飯田字家の前18-18	
㉔ 大曲社会保険事務所一般職員宿舎	秋田県大仙市小貫高畑字中荒所60-70	
㉕ 山形社会保険事務局局長宿舎	山形県山形市小白川町2-1-48	
㉖ 鶴岡社会保険事務所職員宿舎	山形県鶴岡市美原町17-7	
㉗ 鶴岡社会保険事務所職員宿舎	山形県鶴岡市稲生1-16-3	
㉘ 鶴岡一般職員宿舎	山形県鶴岡市のぞみ町1-19	
㉙ 新庄社会保険事務所職員宿舎	山形県新庄市大字鳥越字本宮後1032-26	
㉚ 新庄社会保険事務所所長宿舎	山形県新庄市大字松本字四ツ屋395-7	
㉛ 新庄社会保険事務所公務員宿舎	山形県新庄市大字松本字四ツ屋395-7	
㉜ 米沢社会保険事務所職員宿舎	山形県米沢市通町5-1-70	
㉝ 郡山社会保険事務所所長宿舎	福島県郡山市葉根2-4-23	
㉞ 一般公務員宿舎(台新)	福島県郡山市台新2-19-10	
㉟ 一般公務員宿舎(喜久田)	福島県郡山市喜久田町字寺久保23-45	
㊱ 一般宿舎(希望ヶ丘1・2号)	福島県郡山市希望ヶ丘2-13	
㊲ 一般公務員宿舎(下荒川)	福島県いわき市平下荒川字剝町23-1	
㊳ 船員保険駐在員事務所庁舎	福島県いわき市小名浜花畑町48-26	

2 企画調整課関係

東北厚生局非常時行動計画

(地震対応編)

東北厚生局

はじめに

1. 背景と位置づけ
2. 東日本大震災について（参考）

第 1 章 本計画の適用範囲と想定災害、被害等

1. 適用範囲
2. 想定災害
3. 建物の構造
4. 仙台市における周辺環境の想定

第 2 章 実施すべき優先業務

1. 実施すべき優先業務の考え方
2. 非常時の業務について

第 3 章 非常時優先業務を実施するための執行体制の確保

1. 想定災害発生時における職員の行動
2. 非常時要員の指定
3. 権限委任
4. 想定災害発生に備えた取組

第 4 章 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

1. 花京院スクエア及び執務室等
2. 通信の確保

第 5 章 連絡網の整備・教育・訓練及び計画の見直し

1. 連絡網の整備
2. 教育・訓練等
3. 本計画の検証・見直し

第 6 章 準拠例

1. 東北地方において震度 5 強以上の地震が発生した場合
2. 東北地方以外において震度 5 強以上の地震が発生した場合

はじめに

1. 背景と位置づけ

平成23年3月11日午後2時46分、我が国の観測史上最大規模の地震、「東北地方太平洋沖地震」が発生した。この地震は、大津波を発生させ東日本太平洋岸に甚大な被害を及ぼしたとともに、福島第一原発にも過大な損害を与え、我が国未曾有の大災害（東日本大震災）となった。

このような中、東北厚生局では、当時の経験や教訓を生かし、このような地震などの災害等に可能な限り業務継続体制を維持することが重要となることや万一、一部機能が停止した場合においても、可及的速やかな業務機能を復旧することが必要である。また、災害発生時には、東北管内の災害状況の情報収集及び通報、関係職員の自治体への派遣、関係機関との連絡調整が必要なことから、東北厚生局緊急時初動体制及び東北厚生局緊急時参集体制を定め、「東北厚生局非常時行動計画（地震対応編）」（以下「本計画」という。）を作成し、地震等のリスクに対してしなやかで強靱な非常時の行動体制を構築する。

2. 東日本大震災について（参考）

<本震>

震源及び規模

三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130 km 付近）

深さ 24 km、モーメントマグニチュード Mw9.0

震源域

長さ約 450 km、幅約 200 km

各地の震度（震度 6 弱以上）

震度 7 宮城県北部

震度 6 強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
栃木県北部・南部

震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、
群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北部

<津波>

津波の観測値（検潮所）

・宮古 最大波	15 : 26	8.5m以上
・大船渡 最大波	15 : 18	8.0m以上
・釜石 最大波	15 : 21	4.2m以上
・石巻市鮎川 最大波	15 : 26	8.6m以上
・相馬 最大波	15 : 51	9.3m以上

<被害状況(H24.12.26現在)>

(1) 人の被害

- ・ 死者 15,878 名
- ・ 行方不明 2,712 名
- ・ 負傷者 6,126 名

(2) 建築物被害

- ・ 全壊 129,724 戸
- ・ 半壊 267,666 戸
- ・ 一部破損 731,680 戸

第 1 章 本計画の適用範囲と想定災害、被害等

1. 適用範囲

本計画は、以下で述べる想定災害を適用範囲とし、東北厚生局（各県事務所含む）を対象とする。

2. 想定災害

本計画の前提となる想定災害は、東北地方において最大震度 6 弱以上の地震が、就業時間内及び就業時間外に発生した場合とする。

3. 建物の構造

- (1) 東北厚生局（仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21・13 階）
東北厚生局が入居している花京院スクエアは、建物に作用する地震力を低減させる制震構造を有しており震度 6 強から震度 7 程度までの耐震性能が確保されており、想定災害時において大きな物的損傷は発生せず、業務の継続が可能であるとされている。
- (2) 麻薬取締部（仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 3 階）
地上 19 階建、鉄骨構造
- (3) 各県事務所
 - ①青森事務所（青森市古川 2-20-3 朝日生命青森ビル 6 階）
地上 8 階建、鉄骨鉄筋コンクリート
 - ②岩手事務所（盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階）
地上 6 階建、鉄骨鉄筋コンクリート
 - ③秋田事務所（秋田市大町 3-4-1 マニユライフ秋田 2 階）
地上 8 階建、鉄骨鉄筋コンクリート
 - ④山形事務所（山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル 6 階）
地上 8 階建、鉄筋コンクリート
 - ⑤福島事務所（福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階）
地上 5 階建、鉄筋コンクリート

4. 仙台市における周辺環境の想定

- (1) 公共交通機関（東日本大震災震度 6 強の経験に基づく）

①電車

想定災害発生後、仙台駅発着及び経由路線の東北本線においては、20 日程度、仙石線においては、15 日程度、仙山線においては、30 日

程度途絶し、その後間引き運転するものと想定される。ただし、津波等によって線路が損傷した場合を除く。

②地下鉄

想定災害発生後 3 日程度途絶し、その後間引き運転するものと想定される。

③バス

想定災害発生後 3 日程度途絶し、その後間引き運行するものと想定される。

(2) ライフライン（東日本大震災震度 6 強の経験に基づく）

①電力関係

想定災害発生後 2 日程度電力の供給が途絶するものと想定される。

花京院スクエアにおいては、電力の供給が停止した場合、2 時間程度は非常用発電設備を有している。

②固定電話

非常用発電設備から電力供給が確保されている間は、使用可能となる。災害時優先電話は、発信に関して通常に近い状態での利用が可能とされている。

③携帯電話

携帯電話については、想定災害発生後 7 日程度つながりにくくなると想定される。

衛星携帯電話については、通常どおりの利用が可能である。（現在、東北厚生局に保有していないため、厚生労働本省（以下「本省」という。）地方課と調整を行うものとする。）

④インターネット

想定災害発生後 6 日程度通信回線の断線が発生するため使用は不可能と想定される。

⑤上下水

想定災害発生後 1 3 日程度供給が途絶するものと想定される。ただし、広域受水系の影響エリアを除く。花京院スクエアにおいては、地下の貯水槽に 216 トン備えられているほか、1 1 階から 2 3 階までの高層階用に 27 トン、地下から 1 0 階までの低層階用に 21 トン備えられている。しかしながら、電力の供給が途絶した場合には、地下の貯水槽から汲み上げれなく使用不可となる。

第 2 章 実施すべき優先業務

1. 実施すべき優先業務の考え方

想定災害発生時には、先に述べたように、ライフラインの機能が大幅に低下するため、花京院スクエア及び仙台第二合同庁舎の設備機能も大幅に低下し、業務遂行に支障が生じることが考えられるほか、公共交通機関に多大な被害が生じ、道路の変形・火災の発生・建物の倒壊等により歩行による東北厚生局への参集も困難な中、業務に着手できる職員は非常に限られることが予想される。

そこで、こうした制約を踏まえ、想定災害発生時において緊急時初動体制を定め、東北厚生局が行うべき最小限の業務（非常時優先業務）を列挙することとした。

2. 非常時の業務について

(1) 災害時優先業務

①関係機関との連絡・調整及び被害状況に関する情報の集約・通報

現地の被害状況を本省地方課に報告するとともに、本省からの依頼等に基づき、次のことについて情報収集等を行い、本省及び関係機関等に報告し、必要があれば被災自治体へ職員を派遣する。

(ア) 被災市町村の被害状況

(イ) 本省所管に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況

(ウ) 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等が行う災害医療活動の状況及び同チームから収集した現地の状況

(エ) 日本赤十字社の行う救護活動の状況及び同社から収集した現地の状況

(オ) その他、情報収集により得た重要な情報

②本省との連絡・調整

想定災害発生後は、本省からの指示がいつでも受けられるよう、また、こちらの状況を速やかに伝えられるようにすることが重要であるため、常時安定した連絡手段の確保を図る。

③緊急通行車両等の確保及び登録

想定災害発生後、ライフラインの機能が大幅に低下するため、花京院スクエアへの電力の供給が2日程度途絶することが想定される。その場合、立体駐車場にある官用車は数日間、車庫から出庫できない状態が想定されるため、非常時用の車両の使用については、宮城労働局又は麻薬

取締役部の協力を求める。なお、東北厚生局保有の官用車の出庫が可能な場合や可能となった場合には、東北厚生局保有の官用車を優先的に使用する。

また、災害発生時には、緊急交通路が指定され、緊急通行車両として災害応急対策活動等に従事する車両は「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないとその交通規制区間を通行できなくなるため、緊急通行車両等確認申請書を所管の警察署に申請し交付を受けるものとする。

④執務室内の安全確保及び災害時備蓄の管理

想定災害発生後直ちに、執務室の安全確保・確認、ライフラインの状況の確認及び災害時用に備蓄している食糧等の管理・配布への準備を開始する。なお、米等の購入が困難な場合、職員の私物の拠出をお願いする。また、花京院スクエアの安全管理にあたっては、花京院スクエア防災センターとの連携を図る。

⑤職員等の安否確認

想定災害発生後直ちに、東北厚生局緊急時参集体制（別添）に基づき、職員等の安否確認を行い、集約結果を本省へ報告する。

(2) 非常時優先業務以外の業務の取扱い

上記以外の所掌業務における基本的な考え方は、想定災害発生当初は業務遂行を抑制し、その後、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や職員の被災状況等に応じ、局長もしくは各部門長の指示を経て、非常時優先業務等の遂行に支障を及ぼさない範囲において、職員の安全確保も念頭に置きつつ、順次、通常業務体制への復帰を目指すものとする（おおよそ、災害発生後（災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後）、10営業日以内を目途とする。）。

第 3 章 非常時優先業務を実施するための執行体制の確保

想定災害発生時における職員の行動、安否確認及び権限委任等について、以下の通り定めることとする。

1. 想定災害発生時における職員の行動

(1) 就業時間内の場合

職員は、就業時間内に想定災害が発生した場合、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで執務室内で待機し、状況把握に努める。

① 局長

速やかに麻薬取締部を除く部門長を招集し、災害時優先業務を指示するとともに、被害状況に関する情報収集と関係機関との連絡調整を行うため、健康危機管理等対策本部を設置する。なお、被害状況の情報収集等のため、関係職員を自治体へ派遣することを検討する。おつて、本省から東北厚生局内に現地対策本部を設置する旨の指示があった場合、健康危機管理等対策本部の機能の全部又は一部は現地対策本部が引き継ぐ。

② 部門長

麻薬取締部を除く各部門長は局長室に参集し、局長の指示を受ける。麻薬取締部長は局長に連絡をとり、指示を受ける。

③各課長等

想定災害の発生が宮城県の場合、本局各課長等は職員等の安否を確認し、部門長及び総務課に連絡する。

また、想定災害の発生が宮城県以外の場合、想定災害が発生した事務所（以下「該当事務所」という。）の所長は、直ちに東北厚生本局（以下「本局」という。）へ被害状況を報告するとともに、可能な限り情報収集を続ける。併行して職員等の安否を確認する。

④総務課

総務課は、局長の指示を受け直ちに必要となる業務を開始又は指示するとともに、関係する職員等の安否を集計する。また、東北厚生局健康危機管理等実施要領第 4 の 2 に基づく、「本省連絡担当者」は、本省に被害状況を報告するとともに、本省からの指示を受ける。

本省より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として、情報収集の窓口とする。なお、現地連絡担当者及び本省連絡担当者は、予め本省に登録して

おき、変更が生じた場合には変更登録等を行うこと。

⑤その他の職員及び該当事務所職員

想定災害発生時には帰宅困難者の大量発生によって帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の運行状況等の情報が明らかになるまでの間、むやみに移動せず執務室内で待機する。

就業時間を過ぎて公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、局長の許可を得た上で、帰宅する。

(2) 就業時間外の場合

想定災害の発生が就業時間外の場合、麻薬取締部の職員を除く職員は、以下の行動をとることとし、随時上記 1 (1) の体制に移行する。

① 局長及び部門長

想定災害が発生したことを認識次第、余震や津波等の情報に注意を払いながら、可能な限り花京院スクエア 2 1 階に参集することとし、参集に障害がある場合は、総務課長補佐等（総務課長補佐に連絡がとれない場合は、総務課長または庶務係長とする。以下同じ。）に連絡する。

局長は、健康危機管理等対策本部を設置し、メンバーを招集することとし、連絡は総務課長補佐又は緊急事態連絡調整員を通じて行う。部門長は、局長を補佐する。

②緊急事態連絡調整員

緊急事態連絡調整員（総務課、企画調整課の職員のほか、緊急時に連絡調整業務を行うために、予め指定した者）は、想定被害が発生したことを認識次第、指示を待つことなく、余震や津波等の情報に注意を払いながら、直ちに花京院スクエア 2 1 階に参集することとし、参集できない場合は、携帯電話等を活用し、総務課長補佐若しくは他の緊急事態連絡調整員と連絡をとるものとする。

花京院スクエア 2 1 階に登庁後は、身の安全を図りながら速やかに電話、eメール等の通信手段を確保し、現在の参集状況をメンバーに知らせよう努力する。

また、各課長等から職員の安否等の情報がきた場合は、これらの情報の集計等を行うとともに、必要な情報はメンバーに知らせる。

なお、電話等が通じない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）に伝言を録音するなどして情報の発信を試みる。

【本局（022-726-9260）の場合】

伝言の録音

171-1-022-726-9260-1#(メッセージ録音) -9#

伝言の再生

171-2-022-726-9260-1#(メッセージ再生) -3#(再生後のメッセージ録音)

③その他の職員

想定災害の発生が宮城県の場合、登庁可能な本局職員は全て登庁し、本省、各事務所間、職員等の連絡対応に当たるなど緊急事態連絡調整員を支援する。

なお、本局各課長は、想定被害が発生したことを認識次第、各課等連絡網により職員等の安否確認等を行い、総務課長補佐及び各部門長へ報告することとし、登庁できない場合は携帯電話等を活用し、総務課長補佐若しくは他の緊急事態連絡調整員と連絡をとるものとする。また、総務課長補佐は、知り得た情報について、局長、部門長及び緊急事態連絡調整員と情報を共有するよう努める。

想定災害の発生が宮城県以外の場合、登庁可能な該当事務所職員は全て登庁し、本省、本局、職員等の連絡対応等に当たる。

該当事務所長は、本局へ被害状況を報告するとともに、可能な限り情報収集を続ける。併行して職員等の安否を確認することとし、登庁に障害がある場合は、総務課長補佐等に連絡する。

2. 非常時要員の指定

(1) 緊急事態連絡調整員の指定

緊急事態連絡調整員については、総務課、企画調整課の職員のほか、連絡調整を行うために必要となる人員を花京院スクエアから比較的近距離に居住する職員を中心に予め指定する。

(2) 現地連絡担当者及び本省連絡担当者の指定

現地連絡担当者及び本省連絡担当者については、総務課及び医事課職員の中から予め指定する。また、指定された職員を予め本省に登録しておき、変更等が生じた場合は、変更登録等を行うこと。(東北厚生局健康危機管理等実施要領第4の2)

(3) 健康危機管理等対策本部員の指定

想定災害発生の場合、すみやかに局長がメンバーを指定する。(東北厚

生局健康危機管理等実施要領第 4 の 2)

(4) 該当事務所長の役割

想定災害が発生した県（宮城県を除く）の該当事務所長は、現地対策本部が設置された場合、東北厚生局長が行うべき職務を代行することがある。

3. 権限委任

想定災害発生時において、非常時優先業務を含む東北厚生局の業務を的確に遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。

緊急事態連絡調整員及び健康危機管理等対策本部については、東北厚生局長である局長が指揮を執ることとなるが、指揮が執れない場合には、上席総務管理官が指揮を執ることとする。また、上席総務管理官が指揮を執ることができない場合には、連絡をとることができる者の中で最高順位の者とする。

4. 想定災害発生に備えた取組み

(1) 想定災害発生に備えた備蓄の推奨

想定災害発生に備えて、各職員は必要な物資を各自で用意しておくように努めるものとする。特に、長時間歩くための靴（スニーカーなど）、体温調整を行うための衣服、カイロ、飲料水、非常用食料を持ち合わせておくように努めるものとする。

(2) 職員の安否確認の方法について

東北厚生局では、想定災害発生時に備え、東北厚生局緊急時参集体制及び全ての職員の緊急連絡網を策定しており、原則としてこれを活用して、職員の安否確認を行うこととしているが、一定の震度以上の地震が発生した場合に、予め登録した職員の携帯電話に一斉にメールが配信され、職員及び家族の安否、参集の可否及び参集に要する時間の情報収集が可能となる民間業者が提供する「安否確認サービス」についても、予算の問題がクリアされれば導入を行う。

(3) 参集体制の検証

総務課は、毎年的人事異動後、指定されている非常時要員を集約した上で、その参集体制の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、非常時要員に指定されている役職員は、自宅から花京院スクエアまでの道程や所要時間、河川や高速道路等の障害物等を予め確認することにより、参集体制の実効性を高めておく。

(4) 現地連絡担当者及び本省連絡担当者

現地連絡担当者及び本省連絡担当者は、本省等が実施する災害関係の各種会議に積極的に出席し、平常時においても情報収集に努める。

第 4 章 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

1. 花京院スクエア及び執務室等

(1) 花京院スクエア及び執務室

花京院スクエアは、想定を上回る震度程度の地震が発生した場合でも、建物の耐力は低下せず構造的に致命的損傷を生じないように設計されている。しかし、商用電力が途絶えた場合には、花京院スクエアの非常用電力は約 2 時間程度しか確保されていない。よって、執務室においては、商用電力が途絶えた場合には、非常用電力の約 2 時間程度しか執務が行えない状態となることに留意すること。

(2) 代替事務所

仙台市内が広範囲に被災する場合や花京院スクエアビルに大きな物的損傷が生じ業務の遂行ができなくなる場合は、拠点を移しそこで業務を継続する必要がある。こうした場合に備えて、今後、代替拠点で円滑に業務継続ができるように事前の準備計画を策定する。

また、花京院スクエアビルが一時的に電話、電力が機能せず、執務室として使用できない状況になった場合は、仙台第二合同庁舎の麻薬取締部、又は宮城労働局に連絡拠点を置く。

(3) 備蓄

帰宅困難の状況が発生することに備えて、全職員を対象として、3 日分を目処に必要な食料品（炊飯器含む）、飲料水、簡易トイレ等の備蓄及び来訪者に配給する物資を総務課が管理する。

また、ヘルメット、エマージェンシーシート等の防災用品及び停電時に備えて、非常用ランプ、乾電池式ラジオ等を各課長が管理する。

なお、備蓄品については、毎年、その保管状況及び消費期限等を確認するとともに、その時々状況の変化等に配慮した備蓄内容の精査を行い、必要な場合は計画的に調達するものとする。

(4) 什器転倒対策

各執務室内のロッカー等の什器転倒対策については、地震時における負傷者防止対策と東北厚生局の業務継続の観点から実施する。

特に重要な O A 機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品等の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じる。また、各課は執務における什器転倒対策を定期的に検証し、必要に応じて見直等を行う。

2. 通信の確保

東北厚生局では、想定災害発生時に通信が混み合う場合においても、関係機関等と連絡をとり、情報を迅速に確認することが重要であるとの観点から、複数の連絡手段を確保するなど連絡体制の強化に努める。

第5章 連絡網の整備・教育・訓練及び計画の見直し

1. 連絡網の整備

本計画に記載した事項については、その実効性を高める観点から、想定災害発生時における各課連絡網等を整備するとともに、定期的に検証することが重要である。

また、各県事務所においても、本計画に記載した事項のように、非常時行動計画などに係る職員連絡体制等を整備するとともに、定期的に検証することが重要である。

2. 教育・訓練等

本計画策定後、その実効性を高めるためには、平時において、職員に対する防災訓練や研修等の機会を通じ、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における非常時行動計画に向けた取組みへの理解を深めることが重要である。

これらの観点から、東北厚生局緊急時初動体制及び東北厚生局緊急時参集体制に関して習熟に努める。また、非常時要員については、日常より、担当する非常時行動計画の習熟等に勤める。

このため、東北厚生局においては毎年3月11日の前後のいずれかに、備蓄の確認を行うとともに、独自の防災訓練を実施するものとする。

3. 本計画の検証・見直し

本計画に記載した事項については、その実効性を検証することが重要である。こうした観点から、総務課は、毎年の定期異動後、役職員の異動後等において検証するものとする。

さらに、本計画は、絶えず見直すことが重要であり、必要に応じて適宜改定を行うことを検討する。なお、その際には、本計画の想定する災害について、異なるタイプの災害が発生した場合の対策についても拡充するべく検討する。

第 6 章 準拠例

1. 東北地方において震度 5 強以上の地震が発生した場合

東北地方において最大震度 5 強以上の地震が、就業時間外に発生した場合は、別添、東北厚生局緊急時初動体制の連絡体制とする。

2. 東北地方以外において震度 5 強以上の地震が発生した場合

東北地方以外の国内において、震度 5 強以上の地震が発生した場合には、総務課を中心に情報を収集し、局長に報告するとともに、局長の指示を仰ぐものとする。また、震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、これに加え、東北厚生局健康危機管理等実施要領第 4 の 2 に指定される本省連絡担当者は、速やかに登庁し本省との連絡に対応すること。

〔 施行 平成 2 5 年 4 月 1 日
東北厚生局長伺い定め 〕

附則 修正後の計画は、平成 2 5 年 7 月 8 日から施行する。

(別紙)

緊急事態連絡調整員に係る業務及び執行体制 (案)

業務内容	執行体制			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集・配置に係る総合調整 ・ 各県事務所の情報収集 ・ 花京院スクエア及び事務室内の安全確保等 ・ 緊急車両の確保及び申請 ・ 職員等の安否確認の情報収集 	総務課全職員	課長		
		補佐		
		庶務係長		
		会計係長		
		厚生係長		
		国有財産係長		
		庶務係員		
		会計係員		
		企画調整課全職員	課長	
			補佐	
			主査	
		指定された職員	指導養成課長	
			保険年金課長	
			年金管理課長補佐	
			介護サービス指導官	
			社会保険監査指導官	
			社会保険審査官	
			医療指導監視監査官	
			臨床研修係長	
			健康福祉係長	
		助成係長		
		健康福祉課主査		
		食品衛生課係員		
		食品衛生課係員		
		捜査課長		
		捜査課長補佐		
		麻薬取締官		

(別紙)

健康危機管理等対策本部員に係る業務及び執行体制 (案)

業務内容	執行体制	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村・関係機関及び現地連絡担当者等からの状況等に関する情報の取りまとめ ・ 本省関係部局（厚生労働省災害対策本部が設置されている場合は、その本部）との連絡及び調整 ・ 政府の非常時本部等及び関係省庁地方局等から収集した情報の本省関係部局（厚生労働本省災害対策本部）への提供 ・ 本省現地対策本部を設置した場合には、同本部との連絡調整 ・ 報道機関への対応 ・ その他健康危機管理等応急対策に関し必要な業務 <p>その他想定される業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省派遣者の受入体制 ・ 病原体管理施設等の状況把握 ・ 緊急車両のガソリン確保 ・ 備品の配布調整 ・ 食糧の調達 ・ 炊き出し 	局長	
	健康福祉部長	
	麻薬取締部長	
	指導総括管理官	
	総務管理官	
	総務課長	
	企画調整課長	
	健康福祉課長	
	医事課長	
	食品衛生課長	
	保険年金課長	
	管理課長	
	調査総務課長	
	捜査課長	
	総括社会保険審査官	
	総務課長補佐	
	企画調整課長補佐	
看護指導官		
食品衛生専門官		

1. 災害備蓄及び災害備品

麻薬取締部

	品目	規格	数量	賞味期限	備考
1	災害備蓄用パン(黒まめ)		24 缶	2018年1月	
2	災害備蓄用パン(パンプキン)		24 缶	2018年3月	
3	災害備蓄用パン(オレンジ)		24 缶	2017年12月	
4	保存水(北アルプス)	500cc	24 本	2018年7月	
5	災害備蓄用毛布		10 枚		
6	折りたたみ式給水容器	10リットル	1 個		
7	災害用トイレセット	5回分	60 個		
8	防雨・防塵型電工ドラム(延長コード)		1 個		
9	災害多人数用救急箱	50人用	1 個		
10	ブルゾン	M	1 枚		
11	ブルゾン	L	3 枚		
12	ブルゾン	LL	2 枚		

13階

	品目	規格	数量	賞味期限	備考
1	災害備蓄用パン(黒まめ)		24 缶	2018年1月	
2	災害備蓄用パン(パンプキン)		24 缶	2018年3月	
3	災害備蓄用パン(オレンジ)		24 缶	2017年12月	
4	保存水(北アルプス)	500cc	24 本	2018年7月	
5	折りたたみ式給水容器	10リットル	1 個		
6	災害用トイレセット	5回分	60 個		
7	災害多人数用救急箱	50人用	1 個		
8	ブルゾン	L	3 枚		
9	ブルゾン	LL	4 枚		
10	ブルゾン	3L	1 枚		
11	ブルゾン	4L	1 枚		

21階

	品目	規格	数量	賞味期限	備考
1	災害備蓄用パン(黒まめ)		24 缶	2018年1月	
2	災害備蓄用パン(パンプキン)		24 缶	2018年3月	
3	災害備蓄用パン(オレンジ)		24 缶	2017年12月	
4	保存水(北アルプス)	500cc	24 本	2018年7月	
5	災害備蓄用毛布		20 枚		
6	折りたたみ式給水容器	10リットル	3 個		
7	災害用トイレセット	5回分	60 個		
8	防雨・防塵型電工ドラム(延長コード)		2 個		
9	災害多人数用救急箱	50人用	1 個		
10	非常用水電池	単3	100 本		
11	安心米(山菜おこわ)	100グラム	50 個	2018年1月	アルファ米
12	安心米(五目ご飯)	100グラム	50 個	2018年1月	アルファ米
13	ホリデーツールセット		1 組		工具セット
14	誘導灯		5 本		単2型電池2本使用
15	ブルゾン	M	2 枚		
16	ブルゾン	L	4 枚		
17	ブルゾン	LL	6 枚		
18	ブルゾン	3L	2 枚		

2. 災害備品(各課及び各事務所)

課長・所長机下災害備品リスト

	品目	規格	数量	備考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	カップ		1個	
8	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
9	コンパス(方位磁石)		1個	
10	ホイッスル		1個	
11	ラジオ付き懐中電灯		1個	単2型電池4本、単4型電池2本使用
12	オールウェザーブランケット		1枚	
13	ロープ		1本	
14	セーフティグラス		1個	
15	帰宅支援キット		1キット	
16	非常用持出袋		1袋	
17	乾電池	単2	8本	
18	乾電池	単3	6本	
19	乾電池	単4	10本	

局長机下災害備品リスト

	品目	規格	数量	備考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
8	コンパス(方位磁石)		1個	
9	ホイッスル		1個	
10	オールウェザーブランケット		1枚	
11	ロープ		1本	
12	セーフティグラス		1個	
13	帰宅支援キット		1キット	
14	非常用持出袋		1袋	
15	乾電池	単3	6本	
16	乾電池	単4	10本	
17	ブルゾン	M	1枚	

指導総括管理官机下災害備品リスト

	品 目	規格	数量	備 考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
8	コンパス(方位磁石)		1個	
9	ホイッスル		1個	
10	オールウェザーブランケット		1枚	
11	ロープ		1本	
12	セーフティグラス		1個	
13	帰宅支援キット		1キット	
14	非常用持出袋		1袋	
15	乾電池	単3	18本	
16	乾電池	単4	10本	
17	非常用メガホン		1個	単3型電池6本使用
18	ブルゾン	LL	1枚	

健康福祉部長机下災害備品リスト

	品 目	規格	数量	備 考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
8	コンパス(方位磁石)		1個	
9	ホイッスル		1個	
10	オールウェザーブランケット		1枚	
11	ロープ		1本	
12	セーフティグラス		1個	
13	帰宅支援キット		1キット	
14	非常用持出袋		1袋	
15	乾電池	単3	18本	
16	乾電池	単4	10本	
17	非常用メガホン		1個	単3型電池6本使用
18	ブルゾン	LL	1枚	

総務管理官机下災害備品リスト

	品目	規格	数量	備考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
8	コンパス(方位磁石)		1個	
9	ホイッスル		1個	
10	オールウェザーブランケット		1枚	
11	ロープ		1本	
12	セーフティグラス		1個	
13	帰宅支援キット		1キット	
14	非常用持出袋		1袋	
15	乾電池	単3	18本	
16	乾電池	単4	10本	
17	非常用メガホン		1個	単3型電池6本使用
18	ブルゾン	LL	1枚	

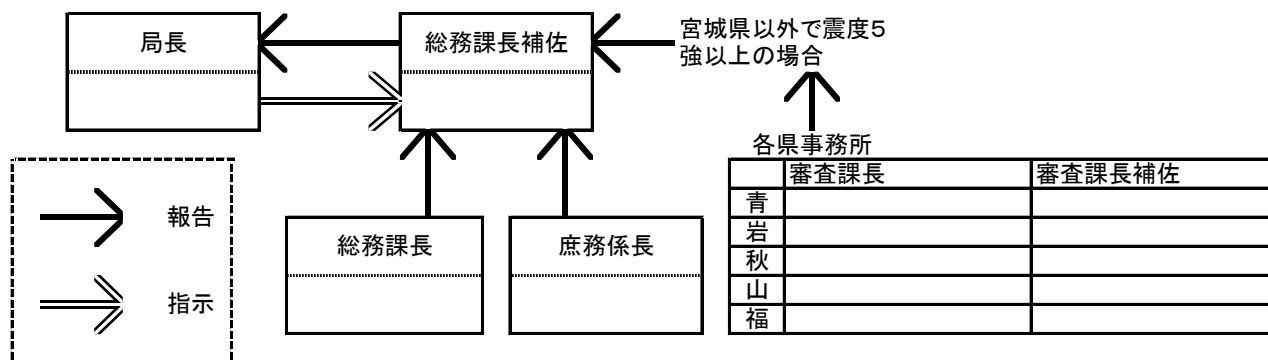
麻薬取締部長机下災害備品リスト

	品目	規格	数量	備考
1	コンテナ		1個	
2	ヘルメット		1個	
3	マルチパワーステーション		1個	単3型電池3本使用、ACアダプター付き
4	救急ポシェット		1個	
5	マスク・ローソク・ライター・ゴーグルセット		1セット	
6	折りたたみ傘		1本	
7	ヘッドライト		1個	単4型電池3本使用
8	コンパス(方位磁石)		1個	
9	ホイッスル		1個	
10	オールウェザーブランケット		1枚	
11	ロープ		1本	
12	セーフティグラス		1個	
13	帰宅支援キット		1キット	
14	非常用持出袋		1袋	
15	乾電池	単3	6本	
16	乾電池	単4	10本	
17	ブルゾン	M	1枚	

東北厚生局緊急時初動体制

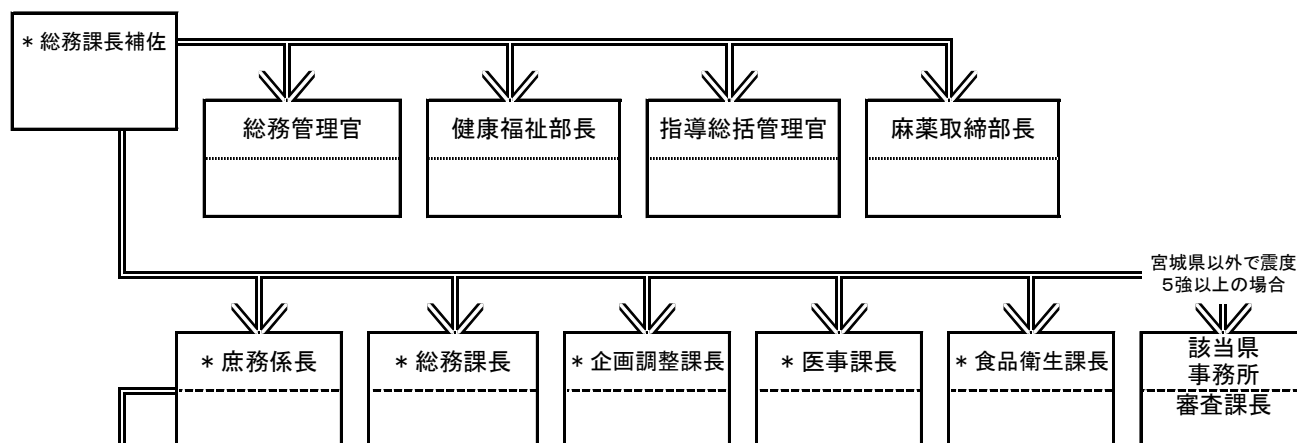
(勤務時間外に東北地方において震度5強以上の地震が発生した場合) H25.7.8
(東北厚生局健康危機管理等実施要領第2の1の場合)

- 総務課長補佐は局長へ震災発生連絡を行い、局長より職員の登庁や安否確認の必要性等について指示を受ける。
 ① なお、総務課長、庶務係長は総務課長補佐に対し局長への連絡の確認を行う。また、宮城県以外で発生した場合、該当県の事務所審査課長においては、第一報を総務課長補佐へメール及び電話にて報告する。



- ② 総務課長補佐は局長から受けた指示内容を各部門長、総務課長、企画調整課長、該当県事務所審査課長、庶務係長へ伝達し、庶務係長は指示があればその他の緊急事態連絡調整員(*)へ連絡する。

(*) 緊急事態連絡調整員は、総務課及び企画調整課の職員のほか花京院スクエアから比較的近距离に居住する職員で構成する。



登庁の指示があった場合



- ③ 緊急事態連絡調整員は、登庁の指示があった場合、直ちに花京院スクエア21Fへ登庁し指示を受けた任務を遂行する。

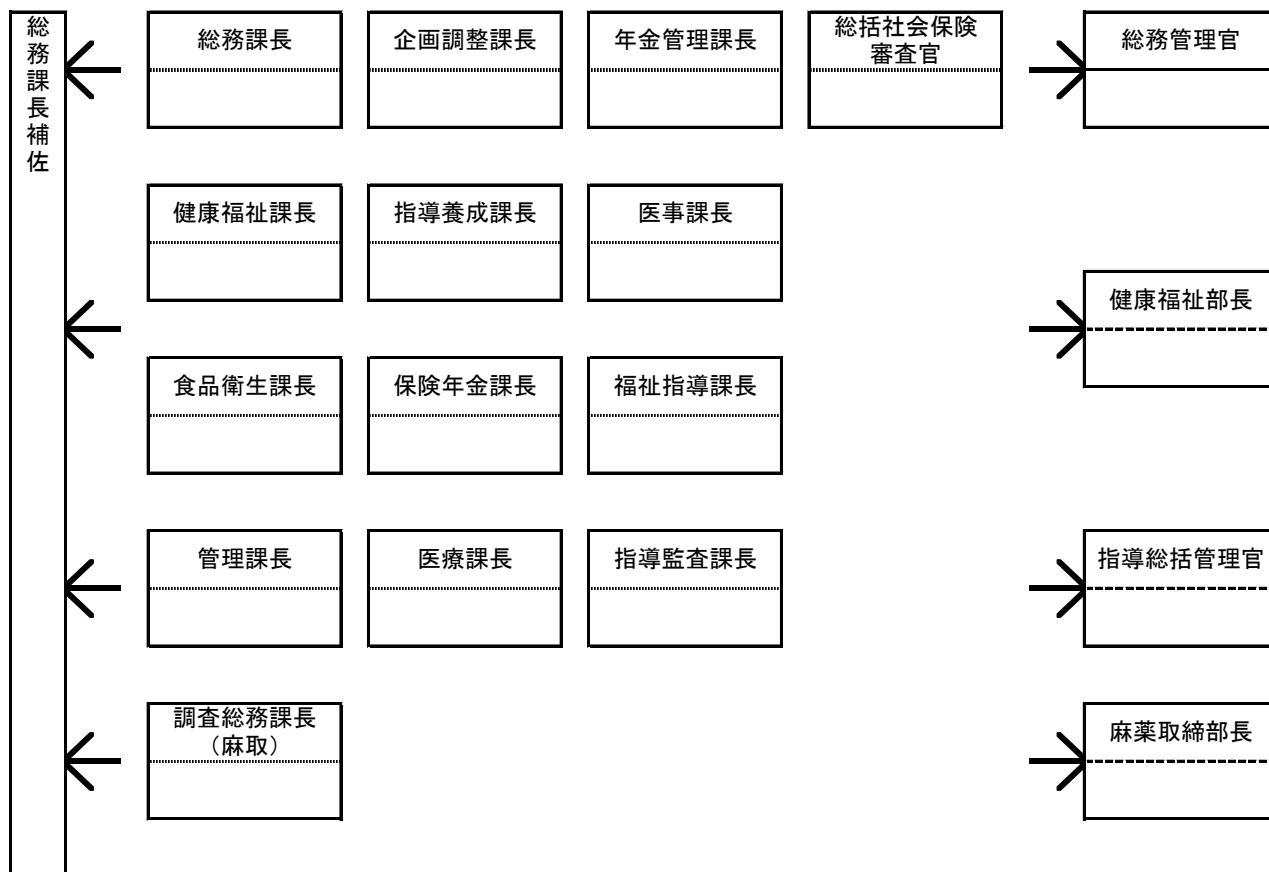
緊急事態連絡調整員連絡先	代表電話	災害専用ダイヤル	つながらない時
--------------	------	----------	---------

東北厚生局緊急時参集体制

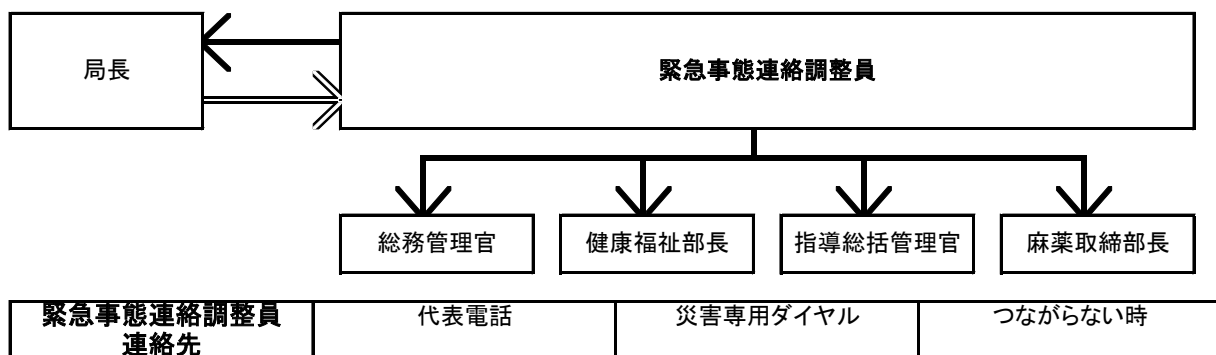
(勤務時間外に宮城県内において震度6弱以上の地震が発生した場合)

H25.7.8

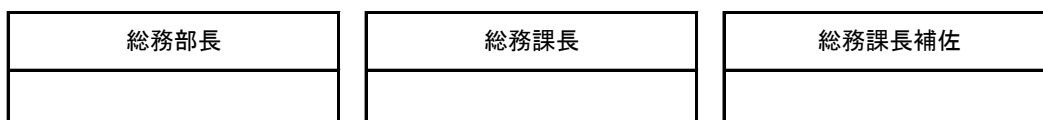
- ① 局長、各部門長(麻取部を除く)、緊急事態連絡調整員(*)は、可能な限り花京院スクエアへ登庁する。
(*)緊急事態連絡調整員は、総務課及び企画調整課の職員のほか花京院スクエアから比較的近距离に居住する職員で構成する。
- ② 各課長等は、各課等連絡網により職員等の安否確認等を行い総務課長補佐及び各部門長へメールもしくは電話にて報告する。



- ③ 緊急事態連絡調整員は、各課長等より報告のあった被害状況及び職員等の安否情報などを整理し、随時、局長、各部門長へ報告するとともに今後の行動について局長より指示を受ける。



- ④ 宮城労働局



平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
さわや えつこ 澤谷 悦子	青森県国民健康保険団体連合会嘱託保健師	青森 支払
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	岩手 支払
あさの はじめ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	宮城 支払
まるやま みのる 丸山 稔	健康保険組合連合会宮城連合会会長	宮城 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	秋田 支払
いしい みつる 石井 満	山形県社会保険委員会連合会理事	山形 支払
わしやま よしあき 鷲山 良明	健康保険組合連合会福島連合会会長	福島 支払
むらかみ としはる 村上 壽治	青森県医師会副会長	青森 診療
おばら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	岩手 診療
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	秋田 診療
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	山形 診療
ときわ みちお 常盤 峻士	福島県医師会常任理事	福島 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	宮城 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会長	宮城 診療
やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	青森 公益
ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	岩手 公益
◎ たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	宮城 公益
いしざわ まき 石沢 真貴	秋田大学准教授	秋田 公益
○ たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合副執行委員長	山形 公益
あさの かおる 浅野 かおる	福島大学教授	福島 公益

※◎は会長

○は会長代行

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会青森部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
さとう ゆきひこ 佐藤 幸彦	青森銀行健康保険組合常務理事	臨時委員 支払
さわや えつこ 澤谷 悦子	青森県国民健康保険団体連合会嘱託保健師	委員 支払
やまだ りつこ 山田 律子	全日本自治団体労働組合青森県本部副中央執行委員長	臨時委員 支払
むらかみ としはる 村上 壽治	青森県医師会副会長	委員 診療
やまぐち かつひろ 山口 勝弘	青森県歯科医師会会長	臨時委員 診療
こうさか さとし 高坂 聡	青森県薬剤師会常務理事	臨時委員 診療
◎ いわや なおこ 岩谷 直子	青森県弁護士会副会長	臨時委員 公益
○ やなぎや すずえ 柳谷 鈴江	青森県中山間地域対策協議会委員	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会岩手部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
かなざわ ちかこ 金澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	委員 支払
かみつくえ かんじ 上机 莞治	田野畑村長	臨時委員 支払
かとう ゆういち 加藤 裕一	健康保険組合連合会岩手連合会会長	臨時委員 支払
おぼら のりあき 小原 紀彰	岩手県医師会副会長	委員 診療
だいこく ひでき 大黒 英貴	岩手県歯科医師会専務理事	臨時委員 診療
くまがい あきとも 熊谷 明知	岩手県薬剤師会専務理事	臨時委員 診療
○ ささはら ゆうこ 笹原 裕子	盛岡女子高等学校非常勤講師	臨時委員 公益
◎ ながやま ひろし 長山 洋	いきいき岩手支援財団理事長	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会宮城部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
あさの はじめ 浅野 元	宮城県国民健康保険団体連合会副理事長・大和町長	委員 支払
まるやま みのる 丸山 稔	健康保険組合連合会宮城連合会会長	委員 支払
ちば ひろみ 千葉 洋美	塩釜商工会議所中小企業相談所相談課長代理	臨時委員 支払
さとう かずひろ 佐藤 和宏	宮城県医師会副会長	臨時委員 診療
はんざわ かずお 半澤 和雄	宮城県歯科医師会副会長	委員 診療
ささき たかお 佐々木 孝雄	宮城県薬剤師会会長	委員 診療
かがみ さやか 鑑 さやか	東北文化学園大学講師	臨時委員 公益
たかぎ りゅういちろう 高木 龍一郎	東北学院大学教授	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会秋田部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
ささき ひろゆき 佐々木 宏行	秋田県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
みうら きよし 三浦 潔	健康保険組合連合会秋田連合会副会長	委員 支払
みずはら いくこ 水原 郁子	秋田県社会保険委員会連合会幹事	臨時委員 支払
こだま ひろゆき 小玉 弘之	秋田県医師会常任理事	委員 診療
さとう かねひこ 佐藤 金彦	秋田県歯科医師会常務理事	臨時委員 診療
さとう あきこ 佐藤 晶子	秋田県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
◎ たかはし ゆたか 高橋 豊	秋田県社会福祉協議会常務理事	臨時委員 公益
○ いしざわ まき 石沢 真貴	秋田大学准教授	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会山形部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
いしい みつる 石井 満	山形県社会保険委員会連合会理事	委員 支払
さとう ともひろ 佐藤 友弘	山形県国民健康保険団体連合会常務理事	臨時委員 支払
にしむら よしまさ 西村 宜真	山形県社会保険協会評議員	臨時委員 支払
なかじょう あきお 中條 明夫	山形県医師会副会長	委員 診療
ながた ひであき 永田 秀昭	山形県歯科医師会副会長	臨時委員 診療
まき つねお 眞木 恒雄	山形県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
◎ かいやま みちひろ 貝山 道博	山形大学教授	臨時委員 公益
○ たかはし なりこ 高橋 成子	山形県高等学校障がい児学校教職員組合副執行委員長	委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

平成25年3月31日現在

東北地方社会保険医療協議会福島部会委員名簿

ふりがな 氏名	現職	備考
わしやま よしあき 鷲山 良明	健康保険組合連合会福島連合会会長	委員 支払
なかじま てるお 中島 照夫	福島県社会保険委員会連合会会長	臨時委員 支払
わたなべ とおる 渡部 通	福島県社会保険協会理事	臨時委員 支払
ときわ みちお 常盤 峻士	福島県医師会常任理事	委員 診療
かねこ おさむ 金子 振	福島県歯科医師会会長	臨時委員 診療
たかの まきお 高野 真紀夫	福島県薬剤師会副会長	臨時委員 診療
◎ あさの かおる 浅野 かおる	福島大学教授	委員 公益
○ こんの ひろみ 今野 博美	福島地方裁判所調停委員	臨時委員 公益

※ ◎は部会長
○は部会長代理

3 年金管理課關係

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

① 認可書の発行件数（平成24年4月～平成25年3月の認可申請状況）

区分		申請件数	認可件数
厚生年金保険 (注1)	通常分 ^(注2)	12 件	12 件
	随時分 ^(注3)	62 件	62 件
	緊急分 ^(注4)	150 件	150 件
	小計	224 件	224 件
国民年金	通常分 ^(注2)	12 件	12 件
	緊急分 ^(注4)	78 件	78 件
	小計	90 件	90 件
合計		314 件	314 件

② 認可対象となった事業所または被保険者数（平成24年4月～平成25年3月の認可申請状況）

区分		申請件数	認可件数
厚生年金保険 (事業所数) (注1)	通常分 ^(注2)	110,860 件	110,860 件
	随時分 ^(注3)	429 件	429 件
	緊急分 ^(注4)	251 件	251 件
	小計	111,540 件	111,540 件
国民年金 (被保険者数)	通常分 ^(注2)	1,206 件	1,206 件
	緊急分 ^(注4)	80 件	80 件
	小計	1,286 件	1,286 件
合計		112,826 件	112,826 件

(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注2) 「通常分」は、毎月定期的に認可申請が行われる。

(注3) 「随時分」は、会計検査院から指摘された徴収不足保険料等、随時に保険料等の調査決定を行ったものについて、督促発行の都度認可申請が行われる。

(注4) 「緊急分」は、通常分とは別に、繰上徴収等に該当する場合に、その都度認可申請が行われる。

③ 東日本大震災に伴う滞納処分等に係る認可申請状況

東北厚生局への認可申請月	保険料対象月（月数）	納期限が延長（解除）された市町村数			
		青森県	岩手県	宮城県	福島県
平成23年 8月	平成23年 1月 ～ 平成23年 5月（5か月分）	40(全市町村指定)	0	0	0
平成23年10月	平成23年 1月 ～ 平成23年 7月（7か月分）	—	27	(注) 33	47
平成24年 1月	平成23年 1月 ～ 平成23年10月（10か月分）	—	7	3	0
平成24年 4月	平成23年 1月 ～ 平成24年 1月（13か月分）	—	—	3	0
平成25年3月31日現在、納期限が延長されている市町村数		0	0	0	12

(注) 宮城県仙台市は区の数で計上している。

(2) 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

平成24年3月～平成25年2月の実施件数（平成24年4月～平成25年3月報告分）

	厚生年金保険（事業所）	国民年金（被保険者）
差 押	1,597 件	144 人
差 押 解 除	378 件	98 人
参 加 差 押	5 件	0 人
参加差押解除	2 件	0 人
交 付 要 求	225 件	80 人
交付要求解除	51 件	5 人
換 価	2 件	0 人
取 立	1,874 件	127 人
配 当 事 務	1,817 件	143 人
搜 索	13 件	0 人
換 価 猶 予	0 件	0 人
執 行 停 止	678 件	0 人
計	6,642 件	597 人

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可

① 認可書の発行件数（平成24年4月～平成25年3月）

区 分	申請件数	認可件数
通 常 分	12 件	12 件
緊 急 分	12 件	12 件
計	24 件	24 件

(注) 申請件数及び認可件数は申請の回数である。

② 認可申請の事由別（平成24年4月～平成25年3月）

申 請 事 由	申請件数	認可件数
未適用事業所への加入指導、立入検査	2,050 件	2,050 件
適用事業所への調査	25,860 件	25,860 件
情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査	113 件	113 件
情報提供による適用事業所へ調査	117 件	117 件
会計検査院の検査による事業所調査	108 件	108 件
受給権者、被保険者に関する調査等	3 件	3 件
計	28,251 件	28,251 件

(注) 申請件数及び認可件数は事業所数、受給権者及び被保険者数である。

(4) 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告
平成24年4月～平成25年3月の報告件数（平成23年9月認可分から平成24年8月認可分）

① 立入検査等

認可件数	実施件数	実施不能件数	未実施件数
27,146 件	24,202 件	326 件	2,617 件

(注) 件数は認可した事業所数である。認可件数の内1件は管轄外へ住所変更となった。

② 受給権者、被保険者に関する調査等

認可件数	調査件数			未実施件数
	重婚的内縁関係	健在確認	不正受給(疑)	
3 件	3 件	1 件	0 件	2 件

(注) 件数は認可した受給権者及び被保険者数である。

(5) 社会保険労務士会の会員数（平成25年3月31日現在 各県社会保険労務士会調べ）

県名	会 員 数 (単位:人)				特定社会 保険労務士 (単位:人)(注1)	社会保険 労務士 法人数 (単位:法人) (注2)	「街角」 開設 (注3)	
	開業	法人の 社員	勤務	その他				
青森県	201	157	3	25	16	57	2	
岩手県	169	123	4	28	14	54	3	
宮城県	478	323	7	148	0	126	5	有
秋田県	169	127	2	38	2	61	2	有
山形県	193	144	4	45	0	61	2	有
福島県	299	234	11	41	13	65	7	有
合計	1,509	1,108	31	325	45	424	21	

(注1) 特定社会保険労務士

紛争解決手続代行業務を行うことの出来る社会保険労務士をいう。特別研修を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格した後に、連合会に備える名簿に特定社会保険労務士であることを付記することが必要。

(注2) 社会保険労務士法人

2人以上の社会保険労務士が無限責任社員となって設立する法人をいう。定款の作成・認証を行った後、法務局にて設立の登記を行い、設立届出書を都道府県社労士会を経由して連合会に提出することが必要。

(注3) 「街角」開設

全国社会保険労務士連合会が、日本年金機構から委託を受けて全国33都道府県66か所で運営する「街角の年金相談センター」を指す。都道府県社会保険労務士会と社会保険労務士の協力を得て運営。

(6) 年金委員県別委員数 (平成25年3月31日現在)

県名	平成23年度末			平成24年度末		
	職域型	地域型	合計	職域型	地域型	合計
青森県	1,580	129	1,709	1,543	72	1,615
岩手県	2,337	110	2,447	2,342	59	2,401
宮城県	2,551	258	2,809	2,529	261	2,790
秋田県	1,568	258	1,826	1,543	144	1,687
山形県	1,816	88	1,904	1,800	143	1,943
福島県	2,248	121	2,369	2,230	105	2,335
合計	12,100	964	13,064	11,987	784	12,771

(7) 国民年金事務費交付金交付額 (平成25年3月31日現在)

① 法定受託事務 (基礎年金・福祉年金・特別障害給付金)

	市町村数	交付決定額 (A)	概算交付額 (B)	精算交付額 (C) (A)-(B)
青森県	40	3億1839万円	1億5182万円	1億6657万円
岩手県	33	2億8509万円	1億2948万円	1億5560万円
宮城県	35	4億5418万円	2億3962万円	2億1456万円
秋田県	25	2億146万円	1億92万円	1億54万円
山形県	35	2億309万円	1億511万円	9797万円
福島県	59	3億7652万円	1億9792万円	1億7859万円
計	227	18億3876万円	9億2490万円	9億1385万円

(注) 円はすべて実数の一万円未満切り捨て。

② 協力連携事務

	市町村数	交付決定額 (A) (単位:円)	概算交付額 (B) (単位:円)	精算交付額 (C) (A)-(B)
青森県	40	2539万円	763万円	1776万円
岩手県	33	2372万円	999万円	1372万円
宮城県	35	5059万円	1508万円	3550万円
秋田県	25	1830万円	597万円	1233万円
山形県	35	2479万円	729万円	1750万円
福島県	59	3545万円	1151万円	2393万円
計	227	1億7827万円	5749万円	1億2077万円

(注) 円はすべて実数の一万円未満切り捨て。

(8) 学生納付特例事務法人 (平成25年3月31日現在)

① 学生納付特例事務取扱教育施設一覧 (11施設)

県名	確認年月日	名 称	所在地
青森県	23. 01. 24	青森県立盲学校	青森市
岩手県	20. 05. 01	岩手県立産業技術短期大学校	矢巾町
	22. 12. 16	岩手県立久慈高等学校	久慈市
	24. 01. 13	岩手県立産業技術短期大学校水沢校	奥州市
宮城県	24. 12. 04	宮城障害者職業能力開発校	仙台市
秋田県	20. 04. 01	秋田公立美術工芸短期大学	秋田市
	20. 04. 22	秋田県立盲学校	秋田市
	23. 12. 08	秋田県立養護学校天王みどり学園	潟上市
山形県	20. 04. 15	山形県立産業技術短期大学校	山形市
	20. 04. 22	山形県立山形職業能力開発専門校	山形市
	22. 12. 14	酒田市立酒田看護専門学校	酒田市

② 学生納付特例事務法人一覧 (19法人)

県名	指定年月日	名 称	所在地	備 考
青森県	22. 12. 16	学校法人弘前厚生学院	弘前市	
	23. 02. 15	学校法人東奥学園	青森市	東奥保育・福祉専門学院
	23. 03. 10	学校法人弘前城東学園	弘前市	弘前医療福祉大学 弘前医療福祉大学短期 大学部
	23. 12. 08	学校法人あずま学園	八戸市	八戸歯科衛生士専門学 校
	24. 10. 29	学校法人三和会	青森市	青森歯科衛生士専門学 校
岩手県	20. 06. 02	学校法人富士大学	花巻市	
	23. 01. 24	財団法人岩手済生医会	盛岡市	岩手看護専門学校 岩手看護高等専修学校 岩手リハビリテーショ ン学院
	23. 12. 19	学校法人関城学院	一関市	東北ヘアモード学院
宮城県	20. 08. 01	国立大学法人東北大学	仙台市	

	23. 01. 04	学校法人東北柔専	仙台市	仙台接骨医療専門学校
	23. 04. 27	財団法人仙台キリスト教青年会	仙台市	仙台YMCA国際ホテル専門学校 仙台YMCA国際製菓学院 (昼間課程・通信課程)
秋田県	23. 04. 21	社団法人由利本荘医師会	由利本荘市	由利本荘看護学校
山形県	20. 04. 15	学校法人東北芸術工科大学	山形市	
	20. 04. 25	学校法人山本学園	山形市	専門学校山形V. カレッジ
	20. 07. 02	学校法人東北公益文科大学	酒田市	
	24. 11. 01	医療法人篠田好生会	山形市	篠田看護専門学校
	25. 03. 11	国立学校法人山形大学	山形市	
福島県	23. 12. 08	職業訓練法人 いわき情報処理開発財団	いわき市	いわきコンピュータ・カレッジ
	23. 12. 08	学校法人博愛心学院	郡山市	東北医療福祉専門学校

(9) 保険料納付確認団体 (3団体) (平成25年3月31日現在)

- ① 岩手県歯科医師会
- ② 福島県薬剤師会
- ③ 岩手県社会保険労務士会

4 健康福祉課関係

(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 (21組合)

平成25年3月31日現在

	組合名	組合員 資格事業	事務所所在地	区 域
事業協同 組合	十和田湖畔活性化事業協同組合	異業種	十和田市大字奥瀬字十和田 湖畔休屋16-195	青森、秋田
	青森県中小企業経友会事業協同組合	異業種	八戸市根城7-4-33	青森外3道県
	東北医療福祉事業協同組合	異業種	八戸市大字河原木字八太郎 山10-81	東北6県
	つば整体師教育振興協同組合	異業種	八戸市下長4-19-3	青森、岩手、 秋田、山形
	青森ビジネスリフォーム事業協同組合	異業種	青森市大字野木字野尻61 番地4	青森市、弘前 市、秋田市
	協同組合岩手県財務振興センター	異業種	大船渡市盛町字町6-8	東北6県
	めんこい協同組合	異業種	二戸市福岡下川又9-2	岩手、福島、青 森外14都道県
	ハイウェイプランニング協同組合	異業種	仙台市青葉区上杉 1-4-8	東北6県外2 8都道府県
	東日本流通情報システム協同組合	異業種	白石市大手町4-11	東北6県外1 2都道県
	協同組合エス・ピー・シー・ジャパン東北	理美容業	仙台市青葉区花京院 1-4-25	青森外4県
	協同組合エムビー・ネットワーク	異業種	仙台市青葉区一番町 2-2-11	東北6県外3 0都道府県
	東北新潟歯科用品商協同組合	歯科用品 販売業	仙台市青葉区中央 4-2-28	東北6県外新 潟
	東日本クリーニング協同組合	クリー ン業	仙台市泉区南光台 2-22-13	東北6県外2 4都道府県
	日進共立事業協同組合	異業種	仙台市太白区松が丘4-1	東北6県外5 都県
	ドリームズ・カム・トゥルー事業協同組合	異業種	石巻市流留字一番囲49番 地2	宮城外7道県
	協同組合ネクストステージ東北	異業種	仙台市宮城野区燕沢東2- 9-19	青森、岩手、宮 城、山形、福島 外3府県
	東北ダイアパーリース協同組合	クリー ン業	秋田市八橋字イサノ6-1	東北6県
	東北ハイウェイ協同組合	異業種	会津若松市西年貢1-2- 5	東北6県外2 0都府県
	秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合	鍼業、灸業、 按摩マッサージ 指圧業	秋田県南秋田郡五城目町西 磯ノ目1-2-13	秋田、福島、 宮城
	みちのく中小企業協同組合	異業種	二戸市仁佐平字矢沢77番 地1	青森県外9県
協業組合	協業組合アクアテック栗原	異業種	栗原市築館伊豆3-1-5	宮城、岩手

(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況(67組合)

平成25年3月31日現在

業種	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
飲食店営業 (すし店)	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
飲食店営業 (めん類)	—	—	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	4
飲食店営業 (中華料理業)	—	H24.03.30	H24.03.30	H25.01.15	—	H24.03.30	4
飲食店営業 (社交業)	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	6
飲食店営業 (料理業)	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	—	H24.03.30	—	4
飲食店営業 (一般飲食業)	—	H24.03.30	—	H24.03.30	—	—	2
喫茶店営業	—	振興計画 未作成	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	H24.03.30	4
食鳥肉販売業	—	—	—	—	—	—	0
食肉販売業	H24.06.27	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	H23.03.31	6
冰雪販売業	—	—	振興計画 未作成	—	—	—	0
理容業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
美容業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
興行場営業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	振興計画 未作成	H21.03.31	5
旅館業	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	6
旅館業 (簡易宿所)	—	—	—	—	—	—	0
下宿営業	—	—	—	—	—	—	0
浴場業	振興計画 未作成	振興計画 未作成	H22.03.26	振興計画 未作成	振興計画 未作成	H22.03.26	2
クリーニング業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
合計	9	11	13	12	10	12	67

(3) 保護施設一覧

平成25年3月31日現在

県・市名	施設名	所在地	種別	運営方式
山形県	山形県立泉荘	長井市今泉1812	救護施設	公設民営
山形県	山形県立みやま荘	西村山郡河北町大字吉田字馬場11	救護施設	公設民営
いわき市	内郷授産場	いわき市内郷綴町大木下18	授産施設	公設公営

・救護施設：身体上又は著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこ

・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能

(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合

平成25年3月31日現在

名 称	所在地	事業区域	主な事業の内容
生活協同組合連合会 大学生協同組合東北事業連合	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-41	東北6県	購買事業（会員生協 への卸売り）
生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合	〒981-3112 宮城県仙台市泉区 八乙女4-2-2	東北6県	商品の共同仕入れ、 供給商品の開発 電算システムの共同化
消費者信用生活協同組合	〒020-2874 盛岡市南大通 1-8-7	岩手県、 青森県	くらしの相談と生活支 援、生活資金の貸付

(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(原子爆弾被爆者関係)

平成25年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地	開設者	種別
青森県	青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	青森県	病院
	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市富野町1	独立行政法人国立病院機構	病院
	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市野田2-2-1	津軽保健生活協同組合	病院
	米沢薬局	青森市本町1-1-38	米沢 潔	薬局
岩手県	岩手医科大学付属病院	盛岡市内丸19-1	学校法人岩手医科大学	病院
	岩手県立中央病院	盛岡市上田1-4-1	岩手県立病院等事業管理者	病院
	川久保病院	盛岡市津志田26-30-1	盛岡医療生活協同組合	病院
	村源薬局	盛岡市肴町6-2	株式会社村源	薬局
	すみれ薬局	盛岡市青山2-23-8	SumireA Co.,Ltd有限会社	薬局
	みつばち薬局	盛岡市月が丘1-1-63	株式会社GGファーマシー	薬局
	気仙中央薬局	大船渡市大船渡町字山馬越182-4	協同組合気仙ファーマシー	薬局
	気仙中央薬局 高田店	陸前高田市米崎町字野沢18-1	協同組合気仙ファーマシー	薬局
	つくし薬局細浦店	大船渡市末崎町字平林75番1	株式会社ワークイン	薬局
	森の前薬局	陸前高田市高田町字鳴石89-25	有限会社森の前薬局	薬局
宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	独立行政法人国立病院機構	病院
	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩釜市錦町16-5	財団法人宮城厚生協会	病院
	あいざわクリニック	仙台市宮城野区銀杏町26-7	相澤敏也	診療所
	公益財団法人宮城厚生協会長町病院	仙台市太白区長町3-7-26	財団法人宮城厚生協会	病院
	財団法人宮城厚生協会長町病院附属クリニック	仙台市太白区長町3-6-2	財団法人宮城厚生協会	診療所
秋田県	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2	国立大学法人秋田大学長	病院
	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3-15	医療法人明和会	病院
	平鹿総合病院	横手市前郷字八ッ口3-1	秋田県厚生農業協同組合連合会	病院
	医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町4-3	医療法人明和会	病院
	西塚医院	能代市景林町10-6	西塚富左夫	診療所
	株式会社アミック 中通調剤薬局	秋田市南通築地2-35	株式会社アミック	薬局
	株式会社アミック 中通六丁目薬局	秋田市中通6-1-55	株式会社アミック	薬局
	大曲調剤薬局	大仙市大曲上栄町10-32	株式会社アミック	薬局
	平鹿調剤薬局	横手市寿町9-7	株式会社ファーマックス	薬局
	医療法人敬徳会藤原記念病院	潟上市天王字上江川47	医療法人敬徳会	病院
山形県	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	山形県	病院
	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	鶴岡市	病院
	米沢市立病院	米沢市相生町6-36	米沢市	病院
	国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	国立大学法人山形大学長	病院
	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	山形県東田川郡庄内町松陽1-1-1	医療法人社団 山形愛心会	病院
	山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地	山形県・酒田市病院機構日本海総合病院理事長	病院
	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光ヶ丘1	公立大学法人福島県立医科大学理事長	病院
福島県	竹田総合病院	会津若松市山鹿町3-27	財団法人竹田総合病院	病院
	医療法人相雲会 小野田病院	南相馬市原町区旭町3-21	医療法人相雲会	病院
	渡辺病院	南相馬市原町区西町1-50	医療法人伸裕会	病院
	渡辺薬局	南相馬市原町区旭町1-83	有限会社渡辺薬局	薬局
	有限会社西町調剤薬局	南相馬市原町区旭町1-67	有限会社西町調剤薬局	薬局
	会津クリニック	会津若松市材木町1-4-4	医療法人癒水会	診療所
	ニチイケアセンター小名浜訪問看護ステーション	いわき市小名浜岡小名3-6-14	株式会社ニチイ学館	訪問看護

(5-2) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)

平成25年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地	指定医療機関の種類			
			母子 保健法	児童 福祉法	生活 保護法	戦傷病 者特別 援護法
青森県	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町1	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢平野155			○	○
	独立行政法人国立病院機構 八戸病院	八戸市吹上3-13-1			○	○
	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53	○		○	
	独立行政法人労働者健康福 祉機構青森労災病院	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	○		○	
	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山 19			○	○
岩手県	独立行政法人国立病院機構 盛岡病院	盛岡市青山1-25-1			○	○
	独立行政法人国立病院機構 岩手病院	一関市山目字泥田山下48		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	花巻市諏訪500			○	○
	独立行政法人国立病院機構 釜石病院	釜石市定内町4-7-1		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構岩手労災病院	花巻市湯口字志戸平26			○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1			○	○
宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原100		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 西多賀病院	仙台市太白区鉤取本町2-11-11		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21	○		○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1			○	○
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1	○		○	
秋田県	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30			○	
	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2	○		○	○
山形県	独立行政法人国立病院機構 米沢病院	米沢市大字三沢26100-1		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 山形病院	山形市行才126-2		○	○	○
	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	○		○	
	山形県立中央病院	山形市桜町7-17				○
福島県	独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚13	○	○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市平豊間兔渡路291			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3			○	
	福島県立会津総合病院	会津若松市城前10-75				○

(6)各地方厚生局に委任された補助金等の一覧

No.	移管年度	交付要綱	項	目	細目	補助率	区分	適化法の有無	備考
①	15	結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱	感染症対策費	結核医療費負担金	従業禁止・命令入所等患者費	3/4	負担金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費	1/2	補助金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費 従業禁止・命令入所等患者費	沖縄特別分 37条の2:1/2 沖縄特別分 37条:8/10	補助金	有	
②	15	原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	健康診断費交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	交通手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	事務費交付金	10/10	交付金	無	
③	15	原爆被爆者手当交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者保健手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原子爆弾小頭症手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者医療特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者健康管理手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者手当支給等事務費交付金	10/10	交付金	無	
④	15	原爆被爆者葬祭料交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者葬祭料交付金		10/10	交付金	無	
⑤	15	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	母子家庭等対策費	児童扶養手当給付費負担金		1/3	負担金	有	
⑥	15	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	児童虐待等防止対策費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(児童入所施設措置費等負担金)	1/2	負担金	有	
⑦	15	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	保育所運営費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(保育所運営費負担金)	1/2	負担金	有	
⑧	15	特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	障害保健福祉費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	
⑨	15	特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	障害保健福祉費	特別障害者手当等給付費負担金		3/4	負担金	有	
⑩	17	婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	児童虐待等防止対策費	婦人保護事業費負担金	一時保護所保護費負担金	5/10	負担金	有	
			児童虐待等防止対策費	婦人相談所運営費負担金		5/10	負担金	有	
			児童虐待等防止対策費	婦人保護事業費補助金	婦人保護施設運営費補助金	5/10	補助金	有	
⑪	16	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	地域保健対策費	保健衛生施設等設備整備費補助金		1/2、2/3、1/3、10/10、定額	補助金	有	
			保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2、2/3、1/3、定額	補助金	有	
⑫	16	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		2/3	補助金	有	
⑬	24	平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱(社会福祉施設等施設整備に関する事業)	地域自主戦略推進費	地域自主戦略交付金		2/3	交付金	有	
⑭	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		定額	交付金	有	
⑮	18		介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備推進交付金		定額	交付金	有	
⑯	17	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	児童福祉施設整備費	次世代育成支援対策施設整備交付金		施設ごとの基準ポイント×定額	交付金	有	
⑰	17	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等災害復旧費補助金		1/2、1/3、2/3	補助金	有	
⑱	17	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等災害復旧費補助金			1/2、1/3、2/3	補助金	有
			介護保険制度運営推進費						
			児童福祉施設整備費						
			東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費						
⑳	19	医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療従事者資質向上対策費	臨床研修費等補助金		10/10	補助金	有	

[区分について]

補助金・・・特定の事務または事業を実施する者に対して、その事務・事業を助長するために恩恵的に交付する金銭。奨励的、助成的な性質を持ち、適正化法の対象となる。
 負担金・・・国が自己の利害に関係のある事務または事業に対して、法令に基づき自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金。法律上国が負担することが明記されており、適正化法の対象となる。
 交付金・・・特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと、任意的助成的なものがある。補助金に類する性格のものである場合は、政令で指定して適正化法の対象とされている。

(7-1) 平成24年度の補助金等の執行状況一覧 (運営費・手当関係)

(単位:円)

補助金等名	平成23年度 確定額	平成24年度 変更後交付決定額	交付先	備考
結核医療費負担金	95,581,304	96,472,327	県、政令市、中核市	
結核医療費補助金	10,056,411	8,031,105	県、政令市、中核市	
原爆被爆者健康診断費交付金	7,099,942	7,996,040	県	
原爆被爆者手当交付金	215,373,026	206,333,835	県	
原爆被爆者葬祭料交付金	7,438,780	6,033,213	県	
児童扶養手当給付費負担金	14,031,659,011	13,975,532,069	県、市	
児童入所施設等負担金	5,128,957,688	5,451,616,053	県、市	
保育所運営費負担金	32,630,195,033	33,968,510,803	市、町、村	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	82,211,351	85,861,440	県	
特別障害者手当等給付費負担金	3,211,140,655	3,175,298,238	県	
一時保護所保護費負担金	79,690,485	83,487,454	県	
婦人相談所運営費負担金	951,488	1,583,430	県	
婦人保護施設運営費補助金	90,657,196	94,411,611	県	
臨床研修費等補助金(※)	1,255,000,000	1,131,479,000		
合計	56,846,012,370	58,292,646,618		

(※ 臨床研修費等補助金については医事課にて所管している。)

(7-2) 平成24年度の補助金等の執行状況一覧 (整備費関係)

(単位：円)

補助金等名	平成23年度 確定額	平成24年度 変更後交付決定額	平成24年度 交付決定件数(件)	備考
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	103,838,000	194,698,000	68	
社会福祉施設等施設整備費補助金	441,268,000	467,377,000	26	東日本大震災復興特別会計分含む
地域自主戦略交付金	0	44,564,000	3	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	192,358,000	216,039,000	10	
地域介護・福祉空間整備推進交付金	74,031,000	44,136,000	19	
次世代育成支援対策施設整備交付金	0	255,263,000	11	
保健衛生施設等災害復旧費補助金	1,904,719,000	132,517,000	10	
社会福祉施設等災害復旧費補助金	3,151,132,000	6,586,724,000	75	激甚嵩上げ分含む
合計	5,867,346,000	7,941,318,000	222	

5 指導養成課關係

東北厚生局管内養成施設等一覧 (H25. 3. 31現在)

【青森県 40校 68課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	東北メディカル学院	学校法人 臨研学舎	理学療法士	昼	40	三戸郡五戸町字苗代沢3-638	H15	
			作業療法士	昼	30		H15	
2	弘前医療福祉大学短期大学部 生活福祉学科 食育福祉専攻(専門課程)	学校法人 弘前城東学園	調理師	昼	30	弘前市大字小比内3-18-1	S47	
	生活福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	70		H14	
3	青森歯科衛生士専門学校	学校法人 三和会	歯科衛生士	昼	40	青森市大字三内字稲元122-2	S48	
4	青森歯科技工士専門学校		歯科技工士	昼	35		S46	
5	八戸歯科衛生士専門学校	学校法人 あずま学園	歯科衛生士	昼	40	八戸市大字田向毘沙門前23-2	H21	
6	八戸看護専門学校	財団法人 シルバーリハビリテーション 協会	看護師	昼	50	八戸市大字河原木字北沼22-41	H2	H25.3 通信課程廃止
			看護師	通信	100		H18	
7	独立行政法人国立病院機構 弘前病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼	40	弘前市大字富野町1	S28	
8	八戸市立高等看護学院	八戸市	看護師	昼	50	八戸市青葉2-17-4	S43	
9	財団法人双仁会厚生病院附属看護専門学校	財団法人 双仁会	看護師	夜	20	黒石市大字黒石字建石9-1	S50	
10	五所川原市立高等看護学院	五所川原市	看護師	夜	40	五所川原市字新町58-2	S41	
11	弘前市医師会看護専門学校	社団法人 弘前市医師会	看護師	夜	40	弘前市大字野田2-7-1	S44	H22.4 校名変更
12	青森市立高等看護学院	青森市	看護師	夜	40	青森市勝田1-16-16	S47	
13	東北栄養専門学校	学校法人 柴田学園	栄養士	昼	50	弘前市大字上瓦ヶ町 25	S25	
14	東北女子短期大学 生活科		栄養士	昼	120		S29	
15	東北女子大学 家政学部家政学科		保育士	昼	100	弘前市清原 1-1-16	S41	
	東北女子大学 家政学部児童学科		保育士	昼	60		H20	H22.10 所在地変更
16	青森中央短期大学 食物栄養学科	学校法人 青森田中学園	栄養士	昼	60	青森市大字横内字神田 12	S44	
	青森中央短期大学 幼児保育学科		保育士	昼	100		S49	
	青森中央短期大学 専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼	25		H1	H24.4 定員増
17	青森県立保健大学 健康科学部栄養学科	公立大学法人 青森県立保健大学	管理栄養士 (栄養士)	昼	30	青森市大字浜館字間瀬58-1	H20 (H20)	
	青森県立保健大学 健康科学部社会福祉学科		社会福祉士	昼	50		H21	
18	青森調理師学校(一般課程)	学校法人 ケーエム学院	調理師	昼	80	青森市堤町 2-13-5	S45	
			調理師	夜	20		1.5	
19	千葉学園高等学校調理科(高校課程)	学校法人 千葉学園	調理師	昼	40	八戸市類家 1-1-11	S46	
20	学校法人林学園八戸調理師専門学校(専門課程)	学校法人 林学園	調理師	昼	80	八戸市根城 5-14-24	S52	

21	青森山田高等学校調理科（高校課程）		調理師	昼	40	3	青森市青葉 3-13-40	S 5 6	
22	青森県ヘアアーティスト専門学校		理容師	昼	40	2	弘前市大字表町 6-4	H 1 2	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	40	2			
			美容師	通信	40	3			
23	青森短期大学 地域創造学科子ども専攻	学校法人 青森山田学園	保育士	昼	20	2		S 1 8	H25.3 指定取消
24	青森大学 社会学部 社会福祉学科		社会福祉士	昼	60	4	青森市幸畑2-3-1	H 2 1	
	社会学部 社会福祉学科 介護福祉コース		介護福祉士	昼	20	4		H 1 5	
	社会学部 社会学科		社会福祉士	昼	20	4		H 2 4	H24.4 新規指定
25	東奥学園高等学校 調理科（高校課程）	学校法人 東奥学園	調理師	昼	40	3	青森市勝田 2-11-1	H 1 4	
	福祉科		介護福祉士	昼	80	3		H 2 1	
26	東奥保育・福祉専門学院 保育科		保育士	昼	50	2	青森市勝田2-13	S 4 2	
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 1	
27	青森県立百石高等学校 食物調理科（高校課程）	青森県	調理師	昼	40	3	上北郡おいらせ町字苗平谷地 46	H 5	
28	ヘアアートカレッジ木浪学園	学校法人 木浪学園	理容師	昼	40	2	青森市久須志 1-45-2	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	80	3			
29	八戸理容美容専門学校	一般財団法人 八戸理容美容専門学校	理容師	昼	40	2	八戸市小中野 3-5-1	H 1 0	H24.4 設置者変更 (旧) 財団法人 八戸理容美容専門学校
			理容師	通信	20	3			H22.4 入所時期(10月→4月)
			美容師	昼	80	2			H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			美容師	夜	20	2			
			美容師	通信	40	3			H22.4 入所時期(10月→4月)
30	北里大学 獣医学部 動物資源科学科 食品衛生管理者および 食品衛生監視員養成課程	学校法人 北里研究所	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	120	4	十和田市東二十三番町35-1	H 1 9	

31	弘前大学 医学部 保健学科 検査技術科学専攻	国立大学法人 弘前大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4	弘前市本町66-1	H 1 8	
	農学生命科学部 応用生命工学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	弘前市文京町3番地	H 1 2	H25.3 廃止予定
	農学生命科学部 分子生命工学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H 2 0	
	農学生命科学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	35	4		H 2 0	
32	八戸工業大学 工学部バイオ環境工学科	学校法人 八戸工業大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4	八戸市大字妙字大開88番地1号	H 2 1	
33	弘前厚生学院 保育科	学校法人 弘前厚生学院	保育士	昼	50	2	弘前市御幸町8-10	S 2 6	
	介護福祉科		介護福祉士	昼	25	1		H 1	
34	八戸短期大学 幼児保育学科	学校法人 光星学院	保育士	昼	100	2	八戸市大字美保野13-384	S 4 6	
35	八戸大学 人間健康学部 人間健康学科 社会福祉士コース		社会福祉士	昼	20	4	八戸市大字美保野13-98	H 2 2	
36	光星学院高等学校 専攻科介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	八戸市大字美保野13-117	H 4	
37	青森明の星短期大学 子ども学科幼児保育専攻	学校法人 明の星学園	保育士	昼	80	2	青森市浪打2-6-32	S 4 1	
	現代介護福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	40	2		H 1 9	
38	弘前学院大学社会福祉学部社会福祉学科	学校法人 弘前学院	社会福祉士	昼	100	4	弘前市大字稔町13-1	H 2 1	
39	八戸社会福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 江渡学園	介護福祉士	昼	40	2	八戸市常海町14-1	H 2	
40	青森県立七戸高等学校 総合学科福祉健康系列	青森県	介護福祉士	昼	20	3	上北郡七戸町字館野47-31	H 2 1	特例校

【岩手県 37校 66課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	国際医療福祉専門学校一関校	学校法人 阿弥陀寺教育学園	救急救命士	昼 40	2	一関市室根町矢越字沼田78-2	H23	H23.4 新規指定
2	岩手リハビリテーション学院	一般財団法人 岩手済生会	理学療法士	昼 40	3	盛岡市長田町15-16	S55	H24.4 設置者名称変更
			作業療法士	昼 40	3			
3	岩手看護専門学校	一般財団法人 岩手済生会	看護師	昼 40	3	盛岡市長田町24-7	S34	H24.4 設置者名称変更
			看護師	夜 40	3		S42	
4	盛岡医療福祉専門学校 柔道整復学科	学校法人 龍澤学園	柔道整復師	昼 60	3	盛岡市中央通3-3-4	H18	
	柔道整復師		夜 30	3				
	鍼灸学科		はり師きゅう師	昼 60	3			
	社会福祉学科		社会福祉士	昼 40	3			
	介護福祉科	介護福祉士	昼 80	2	盛岡市大沢川原3-5-18	H21		
5	専門学校盛岡カレッジオブビジネスパティシエ科 (1年コース)	学校法人 龍澤学園	製菓衛生師	昼 15	1	盛岡市大沢川原3-1-18	H24	H24.4 新規指定
	専門学校盛岡カレッジオブビジネスパティシエ科 (2年コース)		製菓衛生師	昼 30	2		H24	H24.4 新規指定
6	花巻高等看護専門学校	財団法人 総合花巻病院	看護師	昼 40	3	花巻市花城町4-28	S50	
7	岩手県立二戸高等看護学院	岩手県	看護師	昼 35	3	二戸市堀野字大川原毛50-3	S55	
8	岩手県立宮古高等看護学院		看護師	昼 24	3	宮古市大字崎嶽ヶ崎第4地割1-13	S38	
9	岩手県立一関高等看護学院		看護師	昼 35	3	一関市狐禅寺字大平15-10	S35	H24.8 所在地変更
10	一関市医師会附属一関看護専門学校	社団法人 一関市医師会	看護師	夜 30	3	一関市大手町3-31	S45	
11	水沢学苑看護専門学校	財団法人 国際教育交流財団水沢学苑	看護師	昼 40	3	奥州市水沢区多賀21-2	H17	
12	盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院	社団法人 盛岡市医師会	看護師	昼 30	3	盛岡市愛宕町18-6	S55	2年課程昼間定時制
13	盛岡大学栄養科学部栄養科学科	学校法人 盛岡大学	管理栄養士 (栄養士)	昼 80	4	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 808	H22	
			食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 80	4		H22	
14	盛岡大学短期大学部 幼児教育科	学校法人 盛岡大学	保育士	昼 150	2	盛岡市中央通3-7-21	S42	
15	盛岡調理師専門学校(専門課程)		調理師	昼 90	1		S36	

16	岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科食物栄養学専攻		栄養士	昼	25	2		S 2 7		
17	岩手県立大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 保育士養成課程	公立大学法人 岩手県立大学	保育士	昼	20	4	岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52	H 1 1		
	社会福祉学部 福祉臨床学科		社会福祉士	昼	45	4		H 2 1		
	社会福祉学部 福祉経営学科		社会福祉士	昼	45	4		H 2 1		
	社会福祉学部 福祉臨床学科 介護福祉士養成課程		介護福祉士	昼	20	4		H 1 0		
18	修紅短期大学 食物栄養学科 " 幼児教育学科	学校法人 富士修紅学院	栄養士	昼	35	2	一関市菟荘字竹際 49-1	H 1 4	H23.3 法人名称変更	
		保育士	昼	55	2	S 4 8				
19	盛岡スコール高等学校 総合学科調理師養成課程 (高校課程)	学校法人 スコール	調理師	昼	70	3	盛岡市中野5-5-1	S 4 3	H24.2.20 地番変更 (養成施設と設立 者) 旧)盛岡市中野字才川 2- 3	
20	協和学院水沢第一高等学校調理科 (高校課程)	学校法人 協和学院	調理師	昼	35	3	奥州市水沢区字森下 20-1	S 4 5		
21	岩手県立宮古水産高等学校 食物科 (高校課程)	岩手県	調理師	昼	40	3	宮古市磯鶏 3-9-1	S 4 7		
22	岩手県立大船渡東高等学校 食物文化科 (高校課程)		調理師	昼	40	3	大船渡市立根町字冷清水1-1	H 2 1		
23	岩手県立久慈東高等学校 総合学科食物系列 (高校課程)		調理師	介護福祉士	昼	40	3	久慈市門前第36地割 10	H 1 7	
	総合学科 介護福祉系列								H 2 1	特例校
24	岩手県立一戸高等学校 総合学科介護・福祉系列		介護福祉士	昼	30	3	二戸郡一戸町一戸字蒔前60-1	H 2 1	特例校	
25	岩手県立一関第二高等学校 総合学科介護福祉系列		介護福祉士	昼	20	3	一関市赤荻字野中23-1	H 2 1	特例校	
26	菜園調理師専門学校 (専門課程)	学校法人 コアトレース	調理師	昼	40	2	盛岡市菜園 2-4-19	S 3 6		
27	盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	42	2		H 3		

28	北日本ハイテクカレッジカレッジ (専門課程・調理科)	財団法人 北日本カレッジ	調理師	昼	78	1	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	H 1 1	
	” (専門課程・高度調理科)		調理師	昼	78	2		H 1 6	
	” 高度製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	39	2		H 2 1	
	” 製菓衛生師科1年課程		製菓衛生師	昼	39	1		H 2 1	
	” 製菓衛生師通信教育科		製菓衛生師	通信	39	1		H 1 0	H23.9 理容科廃止及びそれに伴う同時授業終了
29	北日本ヘア・スタイリストカレッジ		美容師	昼	160	2		H 1 7	
			美容師	通信	40	3			
30	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	80	2			
31	盛岡女子高等学校 家政科調理師コース(高校課程)	学校法人 久保学園	調理師	昼	30	2	盛岡市高松1-21-14	H 2 1	2年生から養成施設へ
	” 専攻科 子ども未来学科		保育士	昼	20	2			
32	盛岡ヘアメイク専門学校	学校法人 盛岡理容美容学園	理容師	昼	40	2	盛岡市盛岡駅前北通 12-31	H 1 0	
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	200	2			
			美容師	通信	40	3			
33	財団法人岩手理容美容専門学校	財団法人 岩手理容美容専門学校	理容師	昼	35	2	花巻市若葉町 2-14-39	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	40	2			
			美容師	通信	40	3			
34	東北ヘアモード学院	学校法人 関城学院	理容師	昼	40	2	一関市旭町 5-14	H 1 0	H22.4 昼間・通信課程同時授業開始 H24.4 通信課程の入所時期(10月→4月及び10月)へ変更
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	40	3			
35	岩手大学 農学部 応用生物化学課程	国立大学法人 岩手大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4	盛岡市上田3-18-8	H 1 9	
36	専修大学北上福祉教育専門学校 保育科	学校法人 北上学園	保育士	昼	50	2	北上市鍛冶町1-3-1	S 4 2	
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科		介護福祉士	昼	50	2		H 3	
37	岩手女子高等学校 福祉教養科	学校法人 岩手女子奨学会	介護福祉士	昼	40	3	盛岡市大沢川原1-5-34	H 2 1	

【宮城県 55校 130課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	仙台医療技術専門学校		理学療法士	昼 80	3	仙台市太白区長町4-3-55	H 8	H23.4 定員増
			理学療法士	夜 40	4		H 13	
			作業療法士	昼 40	3		H 8	
2	仙台医療福祉専門学校 言語聴覚学科	学校法人 北杜学園	言語聴覚士	昼 40	2	仙台市青葉区北目町1-23	H 13	大卒2年課程
	"/ 歯科衛生学科		歯科衛生士	昼 80	3	仙台市青葉区中央4-5-3	H 16	
	"/ 保育介護福祉学科		保育士	昼 80	3	仙台市青葉区中央4-7-20	H 11	
	"/ 児童福祉学科		保育士	昼 80	2		H 17	
	"/ 介護福祉学科		介護福祉士	昼 160	2		H 1	
	"/ 保育介護福祉学科'		介護福祉士	昼 80	3	H 10		
	"/ 社会福祉学科		社会福祉主事	昼 40	2	H 5		
3	東北保健医療専門学校	学校法人 日本コンピュータ 学園	理学療法士	昼 40	3	仙台市青葉区花京院1-3-1	H 24	H24.4 新規指定
			作業療法士	昼 40	3		H 23	H23.4 新規指定
4	仙台リハビリテーション専門学校	学校法人 仙台北学園	理学療法士	昼 30	3	仙台市泉区長命ヶ丘4-15-1	H 15	
			作業療法士	昼 30	3		H 15	
5	仙台医健専門学校	学校法人 滋慶文化学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市若林区新寺2-1-11	H 19	H23.4 新規指定
			理学療法士	夜 40	4	仙台市宮城野区榴岡4-11-20	H 23	
			視能訓練士	昼 40	3		H 19	
			柔道整復師	昼 90	3	仙台市若林区新寺2-1-11	H 19	
			柔道整復師	夜 30	3			
6	仙台コミュニケーションアート専門学校調理師科		調理師	昼 40	2	仙台市宮城野区榴岡4-11-20	H 23	H23.4 新規指定

7	仙台保健福祉専門学校 理学療法科	学校法人 菅原学園	理学療法士	昼	40	4	仙台市泉区明通2-1-1	H 1 9	
	作業療法科		作業療法士	昼	40	4		H 1 9	
	歯科衛生科		歯科衛生士	昼	40	3		H 1 9	
	こども科		保育士	昼	50	2		H 1 9	H24.4 名称変更
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 7	
8	東北文化学園専門学校 臨床工学科	学校法人 東北文化学園大学	臨床工学技士	昼	80	3	仙台市青葉区国見6-45-16	S 6 3	
	視能訓練士科		視能訓練士	昼	40	3		H 4	
	社会福祉科		社会福祉士	昼	40	2		H 2 3	H23.4 新規指定
	社会福祉科		社会福祉主事	昼	40	2		H 2 3	H23.4 新規指定
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 2	
9	東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科 保健福祉専攻	学校法人 東北文化学園大学	社会福祉士	昼	90	4	仙台市青葉区国見6-45-1	H 2 1	
	保健福祉学科 精神保健福祉専攻		社会福祉士	昼	10	4		H 2 1	
	保健福祉学科 生活福祉専攻		社会福祉士	昼	30	4		H 2 1	
	保健福祉学科 生活福祉専攻		介護福祉士	昼	30	4		H 1 1	
10	赤門鍼灸柔整専門学校	学校法人 赤門宏志学院	柔道整復師	昼	60	3	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	S 2 8	H25.3 設置者法人格変更
			柔道整復師	夜	60	3			H25.3 設置者法人格変更
			あん摩マッサージ指 圧師、 はり師きゅう師	昼	50	3		S 3 3	H25.3 設置者法人格変更
			はり師きゅう師	昼	30	3		H 2 1	H25.3 設置者法人格変更
			はり師きゅう師	夜	30	3		S 3 3	H25.3 設置者法人格変更

11	仙台接骨医療専門学校	学校法人 東北柔専	柔道整復師	昼	60	3	仙台市宮城野区福室3-4-16	S 2 4	
			柔道整復師	夜	30	3			
12	東日本医療専門学校	学校法人 健生学園	柔道整復師	昼	60	3	仙台市太白区中田4-4-35	H 1 5	
			柔道整復師	夜	30	3			
			はり師きゅう師	昼	30	3			
13	仙台青葉服飾・福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 長谷柳絮学園	介護福祉士	昼	80	2	仙台市青葉区支倉町2-55	H 9	
14	宮城高等歯科衛生士学院	社団法人宮城県歯科医師会	歯科衛生士	昼	50	3	仙台市青葉区国分町1-5-1	S 4 5	
15	仙台歯科技工士専門学校	学校法人 新英学園	歯科技工士	昼	35	2	仙台市若林区新寺3-13-6	S 4 6	
16	東北歯科技工専門学校	社団法人 五常会	歯科技工士	昼	50	2	仙台市太白区向山4-27-8	S 4 1	
17	医療法人社団スズキ病院附属助産学校	医療法人社団 スズキ病院	助産師	昼	30	1	岩沼市里の社3-5-21	H 4	
18	独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター 附属仙台看護助産学校	独立行政法人国立病院機構	助産師	昼	35	1	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	S 5 2	
			看護師	昼	80	3		S 2 2	
19	気仙沼市立病院附属看護専門学校	気仙沼市	看護師	昼	40	3	気仙沼市田中184	S 4 3	
20	石巻赤十字看護専門学校	日本赤十字社宮城県支部	看護師	昼	40	3	石巻市蛇田字西道下71	S 2 5	H24.4 所在地変更
21	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災看護専門学校	独立行政法人 労働者健康福祉機構	看護師	昼	30	3	仙台市青葉区台原4-6-10	S 3 5	
22	仙台徳洲看護専門学校	医療法人 徳洲会	看護師	昼	50	3	仙台市太白区茂庭台1-3-4	H 2 2	
23	宮城県高等看護学校	宮城県	看護師	昼	40	2	名取市愛島塩手字中田35-1	S 4 4	
24	気仙沼市医師会附属高等看護学校	社団法人 気仙沼市医師会	看護師	夜	30	3	気仙沼市四反田95-4	S 4 9	
25	大崎市医師会附属高等看護学校	社団法人 大崎市医師会	看護師	夜	30	3	大崎市古川駅前大通3-3-17	H 5	
26	仙台市医師会附属高等看護学院	社団法人 仙台市医師会	看護師	夜	40	3	仙台市青葉区大手町1-5	S 5 0	
27	東北福祉看護学校		看護師	通信	250	2	仙台市青葉区国見1-19-1	H 2 0	
28	東北福祉大学 総合福祉学部 産業福祉学科 食品衛生コース	学校法人 梅檀学園	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	100	4	仙台市青葉区国見1-8-1	S 5 3	H25.3 廃止予定
	社会福祉学科 保育課程		保育士	昼	50	4		S 4 1	
	子ども科学部 子ども教育学科		保育士	昼	100	4		H 1 9	
	総合福祉学部		社会福祉士	昼	300	4		H 2 1	
	総合マネジメント学部		社会福祉士	昼	20	4		H 2 1	
	総合福祉学部 通信教育部 社会福祉学科		社会福祉士	通信	300	4		H 2 1	
	総合福祉学部 社会福祉学科 社会福祉コース 介護福祉士課程		介護福祉士	昼	40	4		H 1 5	

29	尚綱学院大学 総合人間科学部 健康栄養学科	学校法人 尚綱学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	名取市ゆりが丘 4-10-1	H15 (S 27)	
	健康栄養学科 食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		H14	
	子ども学科		保育士	昼	80	4		H22	
30	宮城学院女子大学 学芸学部 食品栄養学科	学校法人 宮城学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	100	4	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	S42 (S 36)	
	食品栄養学科食品衛生コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	100	4		S46	
	発達臨床学科		保育士	昼	80	4		H13	
	発達臨床学科福祉コース		社会福祉士	昼	20	4		H21	
31	宮城大学食産業学部 フードビジネス学科 「食品加工・衛生コース」	公立大学法人 宮城大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	仙台市太白区旗立 2-2-1	H17	
32	仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 管理栄養専攻	学校法人 白百合学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	仙台市泉区本田町 6-1	H12 (S41)	
	健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	20	4		H14	H25.3 廃止予定
	健康栄養学科 管理栄養専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		H12	
	人間発達学科 子ども発達専攻 保育士養成課程		保育士	昼	45	4		H16	
			社会福祉士	昼	60	4		H21	
	総合福祉学科		介護福祉士	昼	25	4		H8	

33	東北生活文化大学 家政学部 家政学科 健康栄養学専攻	学校法人 三島学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	40	4	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	H15 (H15)	H23.4 新規指定
	東北生活文化大学 家政学部 家政学科 健康栄養学専攻 食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H23	
	34 東北生活文化大学短期大学部 生活文化学科 子ども生活専攻		保育士	昼	60	2		H18	
35	仙台大学 体育学部 運動栄養学科	学校法人 朴沢学園	栄養士	昼	80	4	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	H15	
	健康福祉学科 社会福祉士養成専攻		社会福祉士	昼	40	4		H21	
	健康福祉学科 介護福祉専攻		介護福祉士	昼	80	4		H7	
36	明成高等学校調理科 (高校課程)		調理師	昼	120	3	仙台市青葉区川平 2-26-1	S47	
	介護福祉科・介護福祉士養成コース		介護福祉士	昼	40	3		H21	
37	宮城調理製菓専門学校(専門課程・調理師科)	学校法人 勝山学園	調理師	昼	160	1	仙台市青葉区葉山町 1-10	S38	
	“(専門課程・上級調理技術科)		調理師	昼	120	2		H16	
	“(高等課程・調理師科夜間部)		調理師	夜	40	2		S38	
	製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	1		H15	
	上級製菓技術科		製菓衛生師	昼	40	2		H17	
	製菓衛生師科夜間課程		製菓衛生師	夜	40	2		H19	
38	仙台理容美容専門学校	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	理容師	昼	40	2	仙台市太白区富沢南 2-18-1	H10	H23.10 通信課程の同時授業開始 H24.10 定員減(美容、通信)(120→40)
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	200	2			
			美容師	通信	40	3			
39	SENDAI 中央理容美容専門学校	学校法人 宮城中央学園	理容師	昼	30	2	仙台市宮城野区新田東2-11-4	H10	H23.4 定員減
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	90	2			
			美容師	通信	60	3			
40	宮城理容美容専門学校		理容師	昼	35	2	遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93-4	H10	H23.3 同時授業終了 H23.4 定員減 H24.4~ 募集停止 H26.3 廃止予定
			美容師	昼	40	2			
41	宮城県立聴覚支援学校高等部理容科		理容師	昼	8	4	仙台市太白区八本松 2-7-29	H10	
42	宮城県迫桜高等学校 総合学科福祉教養系列	宮城県	介護福祉士	昼	20	3	栗原市若柳字川南戸ノ西184	H24	H24.4 新規指定
43	仙台ヘアメイク専門学校	学校法人 守末学園	美容師	昼	160	2	仙台市青葉区中央3-4-8	H11	H24.4 通信課程の入所時期 (10月→4月、10月)
			美容師	通信	80	3			

44	仙台ビューティーアート専門学校	学校法人 三幸学園	美容師	昼	130	2	仙台市宮城野区榴岡 3-8-25	H15	H23.4 通信課程新設(入学時期4月・10月の2回)及び昼間課程入学定員増
			美容師	通信	33	3		H23	
45	仙台医療秘書福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 三幸学園	介護福祉士	昼	40	2	仙台市若林区新寺1-4-16	H9	
46	仙台こども専門学校 保育科		保育士	昼	40	2		H24	H24.4 新規指定
47	仙台国際美容専門学校	学校法人 仙臺学園	美容師	昼	50	2	仙台市青葉区錦町 1-1-2	H15	H23.4 名称変更 H23.8 施設及び所在地の変更並びに定員減
			美容師	夜	15	2		H15	
			美容師	通信	40	3		H17	
48	仙台YMC A国際製菓学院 製菓衛生師科	財団法人 仙台キリスト教青年会	製菓衛生師	昼	40	1	仙台市青葉区立町9-7	H15	
			製菓衛生師	通信	80	1		H15	
49	聖和学園短期大学 キャリア開発総合学科 製菓衛生師課程	学校法人 聖和学園	製菓衛生師	昼	40	1	仙台市泉区南中山5-5-2	H16	
	保育福祉学科保育専攻		保育士	昼	80	2		H10	
	保育福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	40	2		H19	
50	東北大学農学部 生物生産科学科食品衛生管理者等 任用資格コース	国立大学法人 東北大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	54	4	仙台市青葉区堤通雨宮町 1-1	H6	
	応用生物化学科食品衛生管理者等 任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4		H6	
51	石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科食品衛生管理者等 任用資格コース	学校法人 専修大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	45	4	石巻市南境新水戸 1 番地	H10	
	基礎理学科 食品衛生管理者等 任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	65	4		H10	
52	宮城誠真短期大学 保育科	学校法人 誠真学園	保育士	昼	50	2	大崎市古川福沼1-27-2	S54	
53	仙台幼児保育専門学校 幼児保育科	学校法人 曾根学園	保育士	昼	120	3	仙台市青葉区木町通2-3-39	H15	
	保育士養成科		保育士	昼	40	2		H22	
54	東北外国観光専門学校 子ども保育科 子ども保育コース	学校法人 東北外国語学園	保育士	昼	30	3	仙台市青葉区五橋2-1-13	H18	H25.3 指定取消
55	東北福祉情報専門学校 介護福祉科	学校法人 増子学園	介護福祉士	昼	40	2	気仙沼市古町2-1-2	H15	平成21年度募集停止

【秋田県 21校 30課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年月日	備 考
1	秋田県歯科医療専門学校	一般社団法人 秋田県歯科医師会	歯科衛生士	昼 50	3	秋田市八橋南1-8-8	S 4 3	H25.3 設置者名称変更
2	秋田県立衛生看護学院	秋田県	保健師	昼 30	1	横手市前郷二番町10-2	S 3 6	
			助産師	昼 10	1		S 5 5	
			看護師	昼 40	3		S 5 6	
3	秋田しらかみ看護学院	学校法人 のしろ文化学園	看護師	昼 40	3	能代市落合字下悪土120	H 1 0	
4	中通高等看護学院	社会医療法人 明和会	看護師	昼 50	3	秋田市櫛山登町3-18	S 5 5	
5	秋田市医師会立秋田看護学校	社団法人 秋田市医師会	看護師	昼 40	3	秋田市八橋南1-8-11	H 1 8	
6	由利本荘看護学校	社団法人 由利本荘医師会	看護師	昼 40	3	由利本荘市水林457-7	H 1 7	
7	秋田栄養短期大学栄養学科	学校法人 ノースアジア大学	栄養士	昼 80	2	秋田市下北手桜字守沢 46-1	S 2 9	
8	秋田看護福祉大学看護福祉学部 福祉学科		社会福祉士	昼 40	4	大館市清水2-3-4	H 2 1	
	福祉学科		介護福祉士	昼 40	4		H 1 7	
9	聖霊女子短期大学 生活文化科 健康栄養専攻	学校法人 聖霊学園	栄養士	昼 60	2	秋田市寺内高野 10-33	H 1 0	
	専攻科 健康栄養専攻		栄養士	昼 15	2		H 1 2	
	生活文化科 生活こども専攻		保育士	昼 50	2		H 2 0	
10	秋田県調理師専門学校（専門課程）	学校法人 大内学園	調理師	昼 80	1	秋田市土崎港南 2-3-47	S 4 9	
11	大館調理師専門学校（専門課程）	学校法人 大館ホテヤ学園	調理師	昼 40	1	大館市片山町 1-3-10	S 5 4	
12	国学館高等学校調理科（高校課程）	学校法人 敬愛学園	調理師	昼 40	3	秋田市千秋明德町 3-31	S 5 7	
13	秋田県理容美容専門学校		理容師	昼 40	2	秋田市千秋明德町 4-53	H 1 0	
			理容師	通信 40	3			
			美容師	昼 75	2			
			美容師	通信 30	3			
14	秋田ヘアビューティカレッジ	学校法人 秋田ヘアビューティカレッジ	美容師	昼 70	2	秋田市中通 6-18-13	H 1 0	
		美容師	通信 40	3				
15	秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科 食品衛生コース	公立大学法人秋田県立大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 40	4	秋田市下新城中野字街道 端西241-438	H 1 1	
16	聖園学園短期大学 保育科	学校法人 秋田聖心の布教師妹会	保育士	昼 100	2	秋田市保戸野すわ町1-58	S 4 2	
17	秋田大学 教育文化学部	国立大学法人 秋田大学	保育士	昼 20	4	秋田市手形学園町1-1	H 1 9	
18	秋田福祉専門学校 介護福祉学科	学校法人 伊藤学園	介護福祉士	昼 40	2	秋田市中通4-3-11	H 2	
19	日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	学校法人 日本赤十字学園	介護福祉士	昼 50	2	秋田市上北手猿田苗代沢17-3	H 8	
20	秋田県立六郷高等学校 福祉科	秋田県	介護福祉士	昼 35	3	仙北郡美郷町六郷字馬場52	H 2 1	
21	秋田県立湯沢翔北高等学校 専攻科 介護福祉科		介護福祉士	昼 20	2	湯沢市湯ノ原2-1-1	H 2 4	H24.4 新規指定

【山形県 27校 38課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	山形医療技術専門学校	学校法人 諏訪学園	理学療法士	昼 40	4	山形市大字前明石字水下367	H 7	
			作業療法士	昼 40	4		H 7	
2	山形歯科専門学校	社団法人 山形県歯科医師会	歯科衛生士	昼 45	3	山形市十日町2-4-35	S 4 1	
3	財団法人三友堂病院看護専門学校	財団法人 三友堂病院	看護師	昼 40	3	米沢市中央7-5-3-1	S 5 7	
4	医療法人横山厚生会 山形厚生看護学校	医療法人 横山厚生会	看護師	昼 80	3	山形市蔵王半郷字八森959	H 4	
5	山形市立病院済生館高等看護学院	山形市	看護師	昼 30	3	山形市七日町1-3-26	S 2 5	
6	鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市	看護師	昼 20	3	鶴岡市馬場町2-1	S 2 5	
7	独立行政法人国立病院機構 山形病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼 40	3	山形市行才126-2	S 2 8	
8	酒田市立酒田看護専門学校	山形県酒田市	看護師	昼 30	3	酒田市中町3-7-16	H 2 2	
9	篠田看護専門学校	医療法人 篠田好生会	看護師	昼 40	2	山形市桜町2-68	H 3	
10	山形県立米沢女子短期大学 健康栄養学科	公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学	栄養士	昼 40	2	米沢市通町 6-15-1	H 2 1	
11	山形大学 地域教育文化学部 地域教育文化学科食環境デザインコース	国立大学法人山形大学	栄養士	昼 35	4	山形市小白川町 1-4-12	H 1 7	H24.4 施設名変更 (旧)生活総合学科食環境 デザインコース
	農学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 50	4	鶴岡市若葉町1-23	H 1 7	H25.3 廃止予定
	農学部 食料生命環境学科 食品・応用生命科学コース 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 25	4		H 2 2	H23.4 定員減
	農学部 食料生命環境学科 植物機能開発学コース 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 25	4		H 2 2	H23.4 定員増
12	酒田調理師専門学校(専門課程)	学校法人 天真林昌学園	調理師	昼 40	1	酒田市幸町 2-10-12	S 4 6	
酒田調理師専門学校(専門課程)	調理師		昼 40	2				
13	天真学園高等学校食育調理科(高校課程)		調理師	昼 80	3	酒田市浜田 1-3-47	S 5 1	
14	山形調理師専門学校(専門課程・調理師科)		調理師	昼 40	1	山形市六日町 7-42	S 4 6	
	山形調理師専門学校(専門課程・高度調理技術科)		調理師	昼 40	2			
15	羽陽学園短期大学 幼児教育科	学校法人 羽陽学園	保育士	昼 100	2	天童市清池1559	S 5 8	
	専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼 35	1		H 2	
16	山形学院高等学校 食物調理科(高校課程)	学校法人 山形学院	調理師	昼 108	3	山形市香澄町 3-10-8	H 1 7	
17	米沢調理師専門学校(専門課程)	学校法人 音羽学園	調理師	昼 40	1	米沢市大字上新田字松原台 2008	S 5 3	

18	山形県立山辺高等学校 食物科 (高校課程)		調理師	昼	40	3	東村山郡山辺町大字山辺 3028	S 6 1	
	福祉科		介護福祉士	昼	40	3		H 2 2	
19	山形県立鶴岡中央高等学校 総合学科社会福祉系列	山形県	介護福祉士	昼	20	3	鶴岡市大字大宝寺字日本国410	H 2 3	
20	明德福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	20	2	山形県旅籠3-2-14	H 2 4	H24.4 新規指定
21	山形理容学校	学校法人 山形理容学校	理容師	昼	35	2	山形市相生町 8-52	H 1 6	
			理容師	通信	35	3			
22	山形美容専門学校	学校法人 薬師の杜学園	美容師	昼	80	2	山形市薬師町 1-4-25	H 1 0	H24.4 設置者変更 (旧) 山形県美容業生活 衛生同業組合
			美容師	通信	70	3			
23	山形ヘアファッションスクール	職業訓練法人 山形県美容職業訓練協会	美容師	昼	25	2		H 1 1	
24	専門学校山形V. カレッジ ビューティビジネス科	学校法人 山本学園	美容師	昼	30	2	山形市清住町 1-4-41	H 1 8	
25	東北文教大学 人間科学部 子ども教育学科	学校法人 富澤学園	保育士	昼	90	4	山形市片谷地515	H 2 2	
26	東北文教大学短期大学部 子ども学科		保育士	昼	90	2		S 4 3	
	人間福祉学科		介護福祉士	昼	80	2		H 1 3	
27	東北公益文科大学 公益学部 公益学科 社会福祉コース	学校法人 東北公益文科大学	社会福祉士	昼	60	4	酒田市飯森山3-5-1	H 2 1	

【福島県 43校 88課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	東北医療福祉専門学校 理学療法士学科	学校法人 博愛心学院	理学療法士	昼	40	郡山市八山田1-88	H15	
	作業療法士学科		作業療法士	昼	40		H15	
	介護福祉学科		介護福祉士	昼	40		H8	
2	郡山健康科学専門学校 理学療法学科	学校法人 こおりやま東都学園	理学療法士	昼	40	郡山市図景2-9-3	H10	
	応用理学療法学科		理学療法士	昼	40		H19	
	作業療法学科		作業療法士	昼	40		H10	
	柔道整復学科		柔道整復師	昼	60		H17	
	介護福祉学科		介護福祉士	昼	40		H10	
			社会福祉主事	昼	40		H22	
3	福島県立総合衛生学院	福島県	臨床検査技師	昼	20	福島市渡利字中角61	S48	
			歯科衛生士	昼	20		S37	
			助産師	昼	20		S52	
			看護師	昼	50		S46	
4	国際メディカルテクノロジー専門学校 臨床工学士科	学校法人 新潟総合学院	臨床工学技士	昼	40	郡山市方八町2-4-19	H14	
	言語聴覚士科		言語聴覚士	昼	40		H14	
	鍼灸師科		はり師きゅう師	昼	30		H14	
	救急救命士科		救急救命士	昼	40	H14		
	看護学科		看護師	昼	40	郡山市方八町 2-4-10	H21	
	看護学科通信課程		看護師	通信	250		2	
5	国際ビューティ・ファッション 専門学校		美容師	昼	108	郡山市方八町 2-4-21	H15	
			美容師	通信	20		3	H21

6	福島医療専門学校	学校法人 福寿会	柔道整復師	昼	90	3	郡山市並木3-2-23	H 1 2	H23.4 定員増 H23.4 定員減
			柔道整復師	夜	30	3		H 1 4	
			はり師きゅう師	昼	30	3		H 1 8	
			はり師きゅう師	夜	30	3			
7	東北歯科専門学校	財団法人 影山育英会	歯科衛生士	昼	50	3	郡山市細沼町12-18	S 5 6	
			歯科技工士	昼	25	2	郡山市片平町出警森1-7	S 4 0	
8	ポラリス保健看護学院	財団法人 星総合病院	統合カリキュラム (保健師・看護師)	昼	40	4	郡山市富久山町久保田字金堀田4	H 1 0	
9	公立岩瀬病院附属高等看護学院	公立岩瀬病院企業団	看護師	昼	30	3	須賀川市北町20	S 2 8	
10	太田看護専門学校	財団法人 太田総合病院	看護師	昼	80	3	郡山市緑町26-14	S 5 1	H24.4 定員増
11	松村看護専門学校	財団法人 磐城済世会	看護師	昼	25	3	いわき市平字小太郎町1-8	H 6	
12	大原看護専門学校	財団法人 大原総合病院	看護師	昼	35	3	福島市鎌田字原際7-3	S 4 8	
13	竹田看護専門学校	財団法人 竹田総合病院	看護師	昼	40	3	会津若松市本町2-58	S 2 6	H24.4 定員増
14	仁愛看護福祉専門学校 看護科	学校法人 温知会	看護師	昼	40	3	会津若松市鶴賀町1-6	S 5 4	
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	会津若松市河東町広田字塩新205	H 2 1	
15	磐城公立高等看護学院	いわき市	看護師	昼	40	3	いわき市内郷御殿町3-91	S 4 3	
16	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院附属高等看護学院	福島県厚生農業協同組合連合 会	看護師	昼	30	3	白河市豊地上弥次郎2-1	S 3 6	
17	福島県立会津若松看護専門学院	福島県	看護師	昼	35	3	会津若松市城東町5-12	S 2 9	H25.3 指定取消
18	相馬看護専門学校	地方広域市町村圏組合	看護師	昼	40	3	相馬市石上字南姥沢344	H 1 3	
19	独立行政法人国立病院機構 福島病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼	40	3	須賀川市芦田塚13	H 1 6	
20	福島看護専門学校	社団法人 福島明星厚生学院	看護師	昼	40	3	福島市栄町1-37	H 1 9	
21	郡山女子大学 家政学部 食物栄養学科	学校法人 郡山開成学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	郡山市開成 3-25-2	S 4 2 (S 4 1)	
	食物栄養学科		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		S 4 8	
	人間生活学科 福祉コース		社会福祉士	昼	20	4		H 2 1	
	人間生活学科 福祉コース		介護福祉士	昼	20	4		H 1 9	

22	郡山女子大学 短期大学部 家政科 食物栄養専攻	学校法人 郡山開成学園	栄養士	昼	120	2	郡山市開成 3-25-2	S 2 8	H24.4 定員減
	幼児教育学科		保育士	昼	140	2		S 3 9	
23	郡山女子大学附属高等学校 食物科（高校課程）		調理師	昼	40	3		S 4 0	
24	桜の聖母短期大学 生活科学科 食物栄養専攻	学校法人 コングレガシオン・ド・ノー トルダム	栄養士	昼	50	2	福島市花園町 3-6	S 4 3	
	生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース		保育士	昼	50	2		H 1 8	
25	福島学院大学 短期大学部 食物栄養科	学校法人 福島学院	栄養士	昼	50	2	福島市宮代乳児池 1-1	S 4 3	
	保育科第1部		保育士	昼	200	2		H 8	H24.4 定員減 (240→200)
	保育科第2部		保育士	夜	50	3		S 4 7	
	専攻科 福祉専攻第1部		介護福祉士	昼	46	1		H 1 3	
26	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 児童福祉・カウンセリングコース		保育士	昼	40	4		H 2 0	H24.4 定員減 (50→40)
			社会福祉士	昼	50	4		H 2 1	
	社会福祉・精神保健福祉コース		社会福祉士	昼	40	4		H 2 1	
27	会津大学短期大学部 食物栄養学科	公立大学法人 会津大学	栄養士	昼	40	2	会津若松市一箕町大字八幡門田1-1	S 4 0	
	社会福祉学科		保育士	昼	50	2		S 5 6	
			社会福祉士	昼	50	2		H 2 1	
28	福島東陵高等学校食物文化科（高校課程）	学校法人 東陵学園	調理師	昼	40	3	福島市山居上 3	S 4 4	
29	日本調理技術専門学校調理師本科（専門課程）	学校法人 永和学園	調理師	昼	100	1	郡山市安積4-229	H 4	
	（専門課程）		調理師	昼	50	2		H 4	
	製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	2		H 1 8	
30	社団法人郡山理容協会立 郡山理容学校	社団法人 郡山理容協会	理容師	昼	40	2	郡山市富久山町久保田字水神山 45	H 1 0	
			理容師	通信	40	3			
31	学校法人福島県高等理容美容学院	学校法人 福島県高等理容美容学院	理容師	昼	40	2	福島市渡利字馬場町 14-2	H 1 0	H22.4 昼間課程同時授業 開始
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	60	3			
32	A I Z U ビューティーカレッジ	社団法人 会津理容美容協会	理容師	昼	20	2	会津若松市駅前町 4-3	H 1 0	H22.4 同時授業開始
			美容師	昼	40	2			

33	iwakiヘアメイクアカデミー	学校法人 iwakiヘアメイクアカデミー	理容師	昼	40	2	いわき市平谷川瀬字明治町 96-1	H10	H22.4 同時授業開始 H22.10 養成施設名称の変更 H24.4 設置者の名称変更
			美容師	昼	40	2			
34	郡山ヘアメイクカレッジ	社団法人 郡山美容協会	美容師	昼	120	2	郡山市愛宕町 6-27	H10	
			美容師	通信	40	3			
35	東日本国際大学 福祉環境学部 社会福祉学科	学校法人 昌平覺	社会福祉士	昼	80	4	いわき市平鎌田字寿金沢 37	H21	
36	いわき短期大学 幼児教育科		保育士	昼	100	2		S42	
	“ 幼児教育科 専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼	25	1		H1	
37	福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 人間発達専攻	国立大学法人 福島大学	保育士	昼	20	4	福島市金谷川 1	H18	
38	いわき明星大学 人文学部 現代社会学科 地域福祉コース	学校法人 明星学苑	社会福祉士	昼	40	4	いわき市中央台飯野5-5-1	H21	
39	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	社会福祉法人 あだち福祉会	介護福祉士	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H8	
	“		社会福祉主事	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H8	
40	福島県立相馬東高等学校 総合学科 生活福祉系列福祉系	福島県	介護福祉士	昼	15	3	相馬市北飯淵字阿弥陀堂200	H21	特例校
41	福島県立富岡高等学校 国際・ｽﾎｰﾙ科 健康福祉コース 介護福祉士養成課程		介護福祉士	昼	12	3	双葉郡富岡町小浜中央632	H21	特例校
42	福島県立光南高等学校 総合学科 福祉介護系列		介護福祉士	昼	25	3	西白河郡矢吹町田町532	H21	特例校
43	福島県立福島北高等学校 総合学科 介護福祉系列		介護福祉士	昼	26	3	福島市飯坂町字後畑1	H21	特例校

※ 特例校：当該福祉系高等学校等卒業後、9月の介護の実務経験を経ると介護福祉士試験の受験資格が得られる。
(注1) 上記表中、「養成施設等の種別」において「社会福祉士」と整理されているものは、厚生労働大臣が指定した社会福祉士養成施設ではなく、「開講科目等の適合確認」を経た、いわゆる福祉系大学のことである。

6 医事課関係

(1) 医師臨床研修病院(基幹型)一覧

(平成25年4月1日現在)

	病院名	県	住所
1	独立行政法人国立病院機構弘前病院	青森県	弘前市大字富野町1番地
2	弘前大学医学部附属病院	青森県	弘前市本町53番地
3	八戸市立市民病院	青森県	八戸市大字田向字毘沙門平1
4	青森県立中央病院	青森県	青森市東造道二丁目1-1
5	津軽保健生活協同組合 健生病院	青森県	弘前市大字野田2丁目2の1
6	十和田市立中央病院	青森県	十和田市西十二番町14番8号
7	むつ総合病院	青森県	むつ市小川町1-2-8
8	青森市民病院	青森県	青森市勝田1丁目14-20
9	弘前市立病院	青森県	弘前市大町三丁目8番地1
10	黒石市国民健康保険 黒石病院	青森県	黒石市北美町1丁目70
11	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	青森県	八戸市大字白銀町南ヶ丘1
12	つがる西北五広域連合 西北中央病院	青森県	五所川原市字布屋町41
13	八戸赤十字病院	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地
14	岩手医科大学附属病院	岩手県	盛岡市内丸19-1
15	岩手県立中央病院	岩手県	盛岡市上田1-4-1
16	盛岡赤十字病院	岩手県	盛岡市三本柳6-1-1
17	岩手県立胆沢病院	岩手県	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地
18	岩手県立磐井病院	岩手県	一関市狐禅寺字大平17番地
19	岩手県立大船渡病院	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1
20	岩手県立釜石病院	岩手県	釜石市甲子町第10地割483-6
21	岩手県立宮古病院	岩手県	宮古市崎嶽ヶ崎第1地割11番地26
22	岩手県立久慈病院	岩手県	久慈市旭町第10地割1番
23	岩手県立二戸病院	岩手県	二戸市堀野字大川原毛38-2
24	北上済生会病院	岩手県	北上市花園町一丁目6-8
25	岩手県立中部病院	岩手県	北上市村崎野17地割10番地
26	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	宮城県	仙台市宮城野区宮城野2-8-8
27	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	宮城県	仙台市青葉区台原4-3-21
28	仙台市立病院	宮城県	仙台市若林区清水小路3番地の1
29	坂総合病院	宮城県	塩釜市錦町16-5
30	東北大学病院	宮城県	仙台市青葉区星陵町1-1
31	東北薬科大学病院	宮城県	仙台市宮城野区福室1-12-1
32	大崎市民病院	宮城県	大崎市古川千手寺町2-3-10
33	石巻赤十字病院	宮城県	石巻市蛇田字西道下71
34	社会医療法人将道会 総合南東北病院	宮城県	岩沼市里の杜1丁目2番5号
35	仙台社会保険病院	宮城県	仙台市青葉区堤町3丁目16番1号
36	医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	宮城県	仙台市泉区七北田字駕籠沢15
37	一般財団法人厚生会 仙台厚生病院	宮城県	仙台市青葉区広瀬町4番15号
38	気仙沼市立病院	宮城県	気仙沼市田中184番地
39	みやぎ県南中核病院	宮城県	柴田郡大河原町字西38-1
40	仙台赤十字病院	宮城県	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3
41	公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	宮城県	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1
42	東北公済病院	宮城県	仙台市青葉区国分町2-3-11
43	栗原市立栗原中央病院	宮城県	栗原市築館宮野中央三丁目1-1
44	N T T 東日本東北病院	宮城県	仙台市若林区大和町2-29-1

(1) 医師臨床研修病院(基幹型)一覧

(平成25年4月1日現在)

	病院名	県	住所
45	秋田赤十字病院	秋田県	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1
46	中通総合病院	秋田県	秋田市南通みその町3番15号
47	秋田大学医学部附属病院	秋田県	秋田市広面字蓮沼44-2
48	由利組合総合病院	秋田県	由利本荘市川口字家後38番地
49	平鹿総合病院	秋田県	横手市前郷字八ツ口3番1
50	市立秋田総合病院	秋田県	秋田市川元松丘町4番30号
51	仙北組合総合病院	秋田県	大仙市大曲通町1番30号
52	秋田組合総合病院	秋田県	秋田市飯島西袋1-1-1
53	市立横手病院	秋田県	横手市根岸町5番31号
54	雄勝中央病院	秋田県	湯沢市山田字勇ヶ岡25
55	特定医療法人青嵐会 本荘第一病院	秋田県	由利本荘市岩淵下110番地
56	大館市立総合病院	秋田県	大館市豊町3番1号
57	山本組合総合病院	秋田県	能代市落合字上前田地内
58	市立角館総合病院	秋田県	仙北市角館町上野18番地
59	山形県立中央病院	山形県	山形市大字青柳1800番地
60	山形市立病院済生館	山形県	山形市七日町一丁目3番26号
61	山形大学医学部附属病院	山形県	山形市飯田西2-2-2
62	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	山形県	酒田市あきほ町30番地
63	米沢市立病院	山形県	米沢市相生町6番36号
64	公立置賜総合病院	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地
65	鶴岡市立荘内病院	山形県	鶴岡市泉町4-20
66	山形県立新庄病院	山形県	新庄市若葉町12番55号
67	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	山形県	東田川郡庄内町松陽1-1-1
68	済生会山形済生病院	山形県	山形市沖町79番1
69	福島県立医科大学附属病院	福島県	福島市光が丘1番地
70	大原総合病院	福島県	福島市大町6番11号
71	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	福島県	郡山市西ノ内二丁目5番20号
72	星総合病院	福島県	郡山市向河原町159番1号
73	竹田総合病院	福島県	会津若松市山鹿町3-27
74	いわき市立総合磐城共立病院	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16
75	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	福島県	郡山市八山田7丁目115
76	公立岩瀬病院	福島県	須賀川市北町20番地
77	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	福島県	いわき市内郷綴町沼尻三番地
78	福島医療生活協同組合 医療生協わたり病院	福島県	福島市渡利字中江町34
79	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	福島県	郡山市駅前1-1-17
80	白河厚生総合病院	福島県	白河市豊地上弥次郎2-1
81	公立藤田総合病院	福島県	伊達郡国見町大字塚野目字三本木14
82	一般財団法人温知会 会津中央病院	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号
83	福島県立会津総合病院	福島県	会津若松市城前10-75
84	福島赤十字病院	福島県	福島市入江町11番31号
85	公立相馬総合病院	福島県	相馬市新沼字坪ヶ迫142
86	南相馬市立総合病院	福島県	南相馬市原町区高見町2丁目54番地の6

(2) 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧

(平成25年4月1日現在)

	病院名	管理型・単独型の別	県	住所
1	弘前大学医学部附属病院	単独型	青森県	弘前市本町53番地
2	青森県立中央病院	単独型	青森県	青森市東造道二丁目1-1
3	八戸赤十字病院	単独型	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地
4	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	単独型・管理型	岩手県	盛岡市内丸19番1号
5	東北大学病院附属歯科医療センター	単独型・管理型	宮城県	仙台市青葉区星陵町4-1
6	公益財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	管理型	宮城県	大崎市古川駅東二丁目11-14
7	Uクリニック五十嵐歯科	管理型	宮城県	仙台市青葉区八幡3-13-7
8	秋田大学医学部附属病院	単独型	秋田県	秋田市広面字蓮沼44番2
9	山形大学医学部附属病院	単独型	山形県	山形市飯田西2-2-2
10	公立置賜総合病院	単独型	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地
11	奥羽大学歯学部附属病院	単独型・管理型	福島県	郡山市富田町字三角堂31-1
12	福島県立医科大学附属病院	管理型	福島県	福島市光が丘1番地
13	いわき市立総合磐城共立病院	単独型	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16番地
14	一般財団法人温知会 会津中央病院	単独型	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号
15	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	単独型	福島県	郡山市駅前1丁目1番17号
16	医療法人渡部会 一箕歯科医院	単独型	福島県	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56-1

7 食品衛生課関係

(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設

平成25年3月31日現在

青森県 (2施設、2食品群、2品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	階上キューピー株式会社	青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館9-159	食肉製品	加熱後包装食肉製品
2	ニッカウヰスキー株式会社弘前工場	青森県弘前市大字栄町2-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(密栓・密封後殺菌)

岩手県 (10施設、14食品群、21品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、乳、乳飲料
2	高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	乳	牛乳、脱脂乳、加工乳
3	奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-3	乳、乳製品	牛乳、乳飲料
4	不二家乳業株式会社	岩手県一関市大東町播沢字沼田27	乳	牛乳 ※
5	イワテプリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村67-5	食肉製品	加熱後包装食肉製品、加熱前包装食肉製品
6	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	食肉製品	特定加熱食肉製品
7	銀河フーズ株式会社 花巻工場	岩手県花巻市南川原町191番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、乾燥食肉製品
8	株式会社岩手ヤクルト工場	岩手県北上市相去町大松沢1-45	乳製品	乳酸菌飲料
9	全国酪農業組合連合会 北福岡工場	岩手県二戸市石切所字杉の沢1-2	乳製品	脱脂粉乳
10	(株)湯田牛乳公社	岩手県和賀郡西和賀町小繁沢55地割138番地	乳	牛乳、加工乳、脱脂乳

宮城県 (7施設、9食品群、13品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	みちのくミルク株式会社本社工場	宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60-1	乳	牛乳
2	東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
3	株式会社 明治 東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
4	株式会社ミルクファーム蔵王	宮城県白石市福岡深谷字即安16-5	乳	牛乳
5	伊藤ハムデイリー株式会社	宮城県栗原郡高清水町字来光沢20番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品、乾燥食肉製品
6	株式会社阿部蒲鉾店 泉工場	宮城県仙台市泉区明通4-10	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品
7	東北森永乳業(株)仙台工場	宮城県仙台市宮城野区1-1-9	乳	牛乳

秋田県 (2施設、2食品群、2品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	株式会社鳥海高原ユースパーク花立牧場工房ミルジー	秋田県由利本荘市矢島町城内字花立60	乳	牛乳
2	東北森永乳業(株)秋田工場	秋田県大館市岩瀬字上軽石野38-1	乳	牛乳

山形県（12施設、12食品群、13品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目	
1	城西牛乳株式会社	山形県山形市城西町3丁目1番5号	乳	牛乳	
2	株式会社ヤガイ本社工場	山形県山形市富神台8	食肉製品	加熱後包装食肉製品	
3	株式会社ヤガイ山形第二工場	山形県山形市鑄物町46番6号	食肉製品	乾燥食肉製品	
4	東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3丁目1番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品	
5	東北日本ハム株式会社第二工場	山形県酒田市広栄町2丁目2番地9	食肉製品	加熱後包装食肉製品	
6	東北アラハタ株式会社	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰食品	
7	丸菱食品株式会社 第5工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）	
8	丸菱食品株式会社 第8工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）	
9	山形食品株式会社	山形県南陽市漆山1176番地1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封（ポリエチレンテレフタレート容器製品に限る。））	※
10	三和缶詰株式会社本社工場第六工場	山形県東村山郡中山町大字長崎229-2	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶解）	
11	北日本羽黒食品株式会社羽黒工場	山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣272	清涼飲料水	ミネラルウォーター類	※
12	奥羽乳業協同組合	山形県西村山郡河北町吉田字花ノ木2150-3	乳	牛乳	

福島県（9施設、11食品群、18品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目	
1	東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県安達郡本宮町大字荒井字下原14	乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳	
2	福島乳業株式会社	福島市飯坂町平野字上前田6-1	乳	牛乳	
3	会津中央乳業株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字金上字辰巳19	乳	牛乳	
4	株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10番地の1	乳製品	乳酸菌飲料、発酵乳	
5	森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5番地	乳製品	アイスクリーム、脱脂粉乳	
6	株式会社サンフレックス永谷園本社工場	福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23-10	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶解）	
7	松永牛乳株式会社	福島県南相馬市原町区上洪佐字原田159	乳	牛乳	※
8	酪王乳業株式会社本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、乳飲料	
9	春雪さぶーる株式会社サガミハム白河工場	福島県白河市白坂字牛清水105	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品	

（※は、平成24年度に承認の更新があった施設）

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関

検査機関の名称	登録検査機関の所在地	登録区分	検査の種類	検査施設の名称	検査施設の所在地
(社) 青森県薬剤師会	青森県青森市浪打 1-16-17	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(社) 青森県薬剤師会 衛生検査センター	青森県青森市大字野木字山 口 164-43
(社) 岩手県薬剤師会	岩手県盛岡市馬場町 3-12	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(社) 岩手県薬剤師会 会営岩手県医薬品・ 衛生検査センター	岩手県盛岡市上堂4丁目5 番34号
(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤 下 7-1
(一財) 山形県理化学分析 センター	山形県山形市松栄 1-6-68	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(一財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68
(公財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(公財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸 内 19-6
(財) 日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-4-6	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 日本冷凍食品検査協 会 仙台検査所	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18
(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目3番36号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目 3番36号
(財) 宮城県公害衛生検査 センター	仙台市青葉区落合2丁目15番24号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 宮城県公害衛生検査 センター	仙台市青葉区落合2丁目1 5番24号
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地
日本エコテック株式会社	東京都中央区日本橋1-2-5	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本エコテック(株) 福島分析センター	福島県二本松市平石高田 4-286
エヌエス環境株式会社	東京都港区西新橋3-24-9	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	エヌエス環境株式会社東北支 社	宮城県宮城野区中野字葦畔 140番

(3) 対米輸出水産加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
US	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字ハツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ貝柱
US	0253001	青森県	武輪水産株式会社	青森県八戸市鮫町下手代森32	冷凍しめ鯖
US	0456001	宮城県	マルトモ株式会社 チルド仙台工場	宮城県柴田郡柴田町大字槻木萱ヶ崎63-1	くらげ、いか加工品
US	0771001	福島県	株式会社中外フーズ	福島県伊達郡梁川町やながわ工業団地1-1	味付数の子、味付ほっき、黄金いい蛸 味付いい蛸、えびっこ風味味っこ梅

(4) 対EU輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
EU	0452001	宮城県	極洋食品株式会社 第2工場	宮城県塩釜市新浜町3-20-1	冷凍食品（えびフリッター）
EU	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字ハツ役字芦谷268-1	冷凍ほたて卵付貝柱、脱殻済みほたて貝冷凍貝柱

(5) 対韓国輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
KR	KR0015	宮城県	東洋冷蔵株式会社東北支店	宮城県仙台市泉区明通四丁目8	冷凍クロマグロ（カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣）、冷凍ミナミマグロ（カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣）、冷凍メバチマグロ（カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣）、冷凍キハダマグロ（カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣）、冷凍メカジキ（カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣）
KR	KR0069	宮城県	株式会社サンスイ浦宿工場	宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81-89	冷凍キハダマグロ（頭肉、カマ、ホホ肉）、冷凍バチマグロ（頭肉、カマ、ホホ肉）
KR	KR0070	宮城県	株式会社カネサ食品	宮城県石巻市湊字大門崎217	冷凍キハダマグロ（頭肉、カマ、ホホ肉）、冷凍バチマグロ（頭肉、カマ、ホホ肉）

(6) 対米、対香港及び対シンガポール輸出食肉認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
SG	I-1	岩手県	株式会社岩手畜産流通センター□	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地□	牛肉□

(7) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関

検査機関の名称	指定検査機関の所在地	検査施設の名称	検査施設の所在地	指定年月日
(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	(社) 岩手県獣医師会 食鳥検査センター	岩手県盛岡市中央通3-7-24	平成4年3月5日
(社) 青森県獣医師会	青森県青森市松原2-8-2	(社) 青森県獣医師会 食鳥検査センター	青森県八戸市根城6-22-22	平成15年3月14日

(8) 平成24年度 食品衛生課に関する会議等の状況

- 平成24年6月30日（於：仙台合同庁舎6階第一会議室）
第5回東北ブロック食品表示連絡会議
（東北農政局、公正取引委員会東北事務所、東北管区警察局、東北厚生局等）

- 平成24年11月19日～20日（於：マリンパレスかごしま）
平成24年度対米牛肉輸出に係る関係県会議
（厚生労働本省、地方厚生局、岩手・群馬・岐阜・滋賀・熊本・宮崎・鹿児島県衛生主管部（局）担当者）

- 平成24年12月10日（於：東北厚生局）
平成24年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会について
（東北厚生局、消費者庁、東北六県衛生主管部（局））

- 平成24年12月14日（於：仙台合同庁舎6階第一会議室）
第6回東北ブロック食品表示連絡会議
（東北農政局、公正取引委員会東北事務所、東北管内警察局、東北厚生局等）

- 平成24年12月18日（於：厚生労働省中央合同庁舎）
対韓国輸出水産食品認定施設に係る説明会
（厚生労働本省、地方厚生局）

- 平成25年2月13日～2月15日（於：三八地域県民局地域健康福祉部保健総室）
平成24年度HACCPシステムに係る食品衛生監視員東北ブロック講習会
（東北六県衛生主管部（局）、東北厚生局）

- 平成25年3月6日（於：厚生労働省中央合同庁舎）
平成24年度全国主管課長会議
（厚生労働省本省、都道府県食品衛生主管課長、地方厚生局食品衛生課長）

- 平成25年3月6日（於：東北厚生局）
平成24年度検査精度管理業務研修会
（東北厚生局、東北六県登録検査機関）

- 平成25年3月7日（於：厚生労働省中央合同庁舎）
平成24年度地方厚生局食品衛生課長会議
（厚生労働省本省、地方厚生局食品衛生課長）

8 保險年金課關係

(1) 健康保険組合所在地一覧

H25.3.31

	組合名	形態	所在地
青森	1 青森銀行	単一	030-0823 青森市橋本1-9-30
	2 みちのく銀行	単一	030-0821 青森市勝田1-3-1
	3 日本原燃	単一	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108
岩手	4 岩手銀行	単一	020-0021 盛岡市中央通1-2-3
	5 北日本銀行	単一	020-0063 盛岡市材木町2-23
	6 新興	単一	025-0354 花巻市大畑第9地割92-6
	7 岩手県自動車販売	総合	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18
	8 みちのくコカ・コーラ	単一	028-3621 紫波郡矢巾町土橋11地割35-1
	9 東北銀行	単一	020-0023 盛岡市内丸3-1
	10 東日本ハウス	単一	020-0062 盛岡市中央通2-8-5 東日本中央通ビル3F
宮城	11 東北電力	単一	980-8550 仙台市青葉区本町1-7-1
	12 七十七銀行	単一	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20
	13 河北新報	単一	980-0811 仙台市青葉区五橋1-2-28
	14 ユアテック	単一	983-8622 仙台市宮城野区榴岡4-1-1
	15 東北しんきん	総合	984-0816 仙台市若林区河原町1-2-8
	16 東北薬業	総合	980-0811 仙台市青葉区大町1-1-30
	17 宮城県自動車販売	総合	983-0036 仙台市宮城野区苦竹4-3-1
	18 仙台銀行	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-1
	19 仙台卸商	総合	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5
秋田	20 秋田銀行	単一	010-8655 秋田市山王3-2-1
	21 秋田県自動車販売	総合	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55
山形	22 山形銀行	単一	990-8642 山形市七日町3-1-2
	23 第一貨物	単一	990-0033 山形市諏訪町2-1-20
	24 きらやか	単一	990-0045 山形市旅籠町3-2-3
	25 山形県自動車販売	総合	990-2432 山形市荒楯町1-8-5
	26 フィデア	単一	990-0821 山形市北町1-3-18
福島	27 クレハ	単一	974-8686 いわき市錦町落合16
	28 東邦銀行	単一	960-8041 福島市大町3-25
	29 三菱伸銅	単一	965-0025 会津若松市扇町128-7
	30 福島銀行	単一	960-8033 福島市万世町2-5
	31 福島トヨペットグループ	単一	963-8843 郡山市字川向1-1
	32 大東銀行	単一	963-8871 郡山市本町1-11-15
	33 会津中央	単一	960-0011 会津若松市鶴賀町1-7

【合併又は解散により消滅した健保組合】

1	福島 会津乗合	平成14年4月1日解散により消滅
2	福島 常磐交通	平成15年4月1日解散により消滅
3	宮城 しんくみ東北	平成16年4月1日解散により消滅
4	福島 林精器	平成16年4月1日解散により消滅
5	宮城 エヌイーシートーキン	平成17年4月1日 日本電気健保と合併により消滅
6	福島 日本化成	平成17年4月1日 三菱化学健保と合併により消滅
7	福島 福島交通	平成17年4月1日解散により消滅
8	福島 旭陽	平成18年4月1日解散により消滅
9	山形 ヤマコー	平成19年1月1日解散により消滅
10	山形 山形しあわせ銀行	平成19年4月1日 殖産銀行健保と合併により消滅
11	福島 日産福島	平成20年4月1日解散により消滅
12	福島 常磐	平成21年4月1日解散により消滅
13	福島 北芝電気	平成22年4月1日 東芝健保と合併により消滅
14	宮城 宮城交通	平成23年4月1日解散により消滅
15	宮城 東北セミコンダクタ	平成23年10月1日解散により消滅
16	宮城 セントラル自動車	平成24年7月1日 関東自動車工業健保と合併により消滅

厚生年金基金所在地一覧

		基金名	種 型	所 在 地
岩手	1	岩手県自動車販売	総加	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18
	2	岩手県建設業	総加	020-0873 盛岡市松尾町17-9
	3	岩手県機械金属	総加	020-0022 盛岡市大通3-2-8
宮城	4	東北印刷工業	総加	983-0034 仙台市宮城野区扇町3-9-12
	5	東北石油業	総加	980-0011 仙台市青葉区上杉1-16-8
	6	東北六県トラック	総加	984-0014 仙台市青葉区本町1-1-1
	7	東北薬業	総加	980-0804 仙台市青葉区大町1-1-30
	8	東北七県電気工事業	総加	984-0074 仙台市若林区東七番丁157
	9	宮城県建設業	総加	980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48
	10	東北管工事業	総加	980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22
	11	南東北機械金属	総加	980-0014 仙台市青葉区本町2-7-13
	12	東北三県自動車整備	総加	983-0861 仙台市宮城野区鉄砲町1-2
	13	秋田県自動車販売	総加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55
秋田	14	秋田県建設業	総加	010-0951 秋田市山王4-3-10
	15	秋田県病院	総加	010-0921 秋田市大町1-3-8
	16	両羽自動車整備	総加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55
	17	秋田県機械金属	総加	010-0921 秋田市大町1-3-8
	18	秋田県電子工業	総加	010-0001 秋田市中通2-2-32
山形	19	天童木工	単加	994-0002 天童市乱川1-3-10
	20	山形県医療機関	総加	990-2492 山形市香澄町3-1-7
福島	21	常磐交通	連加	970-8034 いわき市平上荒川字長尾74-8
	22	日産福島	連加	960-8102 福島市北町2-32
	23	福島県病院	総加	960-8035 福島市中町7-17
	24	福島県自動車整備	総加	960-8165 福島市吉倉字吉田40

【確定給付企業年金へ移行した基金】

1	山形	山形銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
2	青森	みちのく銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
3	岩手	北日本銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
4	山形	前田	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
5	福島	日東紡績	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)→東京都へ所在地変更
6	岩手	東日本ハウス	平成16年5月1日	過去返上認定(承認)
7	秋田	北都銀行	平成16年7月1日	過去返上認定(承認)
8	山形	荘内銀行	平成16年9月1日	過去返上認定(承認)
8	福島	東邦銀行	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)
9	福島	日立コミュニケーションテクノロジー	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)→平成18年10月1日合併
10	宮城	仙台ココ・コーラボトリング	平成16年11月1日	過去返上認定(承認)
11	青森	青森銀行	平成17年1月1日	過去返上認定(承認)
12	山形	山形しあわせ銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)→平成19年4月1日合併
13	福島	大東銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)
14	福島	ゼビオ	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)
15	岩手	岩手銀行	平成17年9月1日	過去返上認定(承認)
16	山形	殖産銀行	平成18年9月1日	過去返上認定(承認)
17	秋田	秋田銀行	平成23年3月1日	過去返上認定(承認)
18	宮城	河北新報	平成23年5月1日	過去返上認定(承認)
19	宮城	七十七銀行	平成23年11月1日	過去返上認定(承認)

【解散又は合併により消滅した基金】

1	宮城	伯養軒	平成13年1月26日	解散により消滅
2	山形	第一貨物	平成13年3月22日	解散により消滅
3	山形	マルコン電子	平成13年9月20日	解散により消滅
4	宮城	東北地区指定自動車教習所	平成13年12月20日	解散により消滅
5	秋田	秋北バス	平成14年5月17日	解散により消滅
6	宮城	東北百貨店	平成14年9月26日	解散により消滅
7	青森	東北地区木材	平成14年10月1日	合併により消滅(東日本木材業)
8	岩手	新興	平成15年1月29日	解散により消滅
9	福島	福島県建設業	平成15年9月29日	解散により消滅
10	山形	山形県自動車販売	平成15年10月27日	解散により消滅
11	宮城	カメイ	平成15年11月27日	解散により消滅
12	宮城	宮城県病院	平成15年11月27日	解散により消滅
13	宮城	みやぎ電子機械工業会	平成16年3月24日	解散により消滅
14	福島	旭陽	平成16年5月27日	解散により消滅
15	福島	福島銀行	平成16年9月27日	解散により消滅
16	秋田	アキタ電子システムズ	平成16年9月29日	解散により消滅
17	青森	青森県病院	平成17年1月28日	解散により消滅
18	青森	青森県建設業	平成17年2月25日	解散解散により消滅
19	岩手	岩手県医療機関	平成17年2月25日	解散により消滅
20	山形	山形県建設業	平成18年3月22日	解散により消滅
21	宮城	仙台卸商	平成24年9月1日	合併により消滅(全国卸商)

国 民 年 金 基 金 所 在 地 一 覧

名 称	所 在 地
青森県国民年金基金	030-0802 青森市本町1-4-17 三井生命青森ビル2階
岩手県国民年金基金	020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館9階1号
宮城県国民年金基金	980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 ジブラルタ生命仙台二日町ビル7階
秋田県国民年金基金	010-0001 秋田市中通1-4-32 秋田センタービル5階
山形県国民年金基金	990-0039 山形市香澄町 2-8-18 第7近宣ビル4階
福島県国民年金基金	960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル5階

全 国 健 康 保 険 協 会 支 部 所 在 地 一

名 称	所 在 地
青森支部	030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階
岩手支部	020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階
宮城支部	980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8階
秋田支部	010-8507 秋田市川元山下町5-21
山形支部	990-8587 山形市幸町 18-20 JA山形市本店ビル3階
福島支部	960-8546 福島市栄町 6-6 NBFユニックスビル8階

県別保険者等数

H25.3.31

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北計	全国計
健康保険組合	3	7	9	2	5	7	33	1,420
厚生年金基金	0	3	9	6	2	4	24	560
国民年金基金	1	1	1	1	1	1	6	72
確定拠出年金	16	19	38	11	27	36	147	4,247
確定給付企業年金	92	82	165	85	145	146	715	14,697
全国健康保険協会支部	1	1	1	1	1	1	6	47

9 管理課關係

(1) 厚生労働大臣所管医療法人一覧
(平成25年3月31日現在 31法人)

東北厚生局管理課

都道府 県名	種別	医療法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森県	社団	医療法人輝栄会	奈良岡 英俊	青森市浜館二丁目3番地42
	社団	医療法人仁泉会	田中 由紀子	八戸市大字河原木字八太郎山10番地81
岩手県	社団	医療法人社団創生会	上田 雅道	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1
	社団	医療法人青松会	青木 光	二戸市石切所字森合32番地1
	社団	社団医療法人啓愛会	井筒 岳	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目87番地
	社団	医療法人磐清会	木村 力夫	一関市三関字仲田32番地3
宮城県	財団	医療法人財団瑞泉会	飯田 尚治	仙台市泉区八乙女中央2丁目3番8号東北療院2階
	社団	医療法人社団ぶなの森	臼井 恵二	仙台市青葉区柏木二丁目4番76号
	社団	医療法人社団青葉会	笠原 一規	仙台市宮城野区新田一丁目19番54号
	社団	医療法人泰永会	宮崎 泰	大崎市古川旭四丁目3番10号
	社団	医療法人社団爽秋会	鈴木 雅夫	名取市植松一丁目1番24号
	社団	医療法人光仁会	廣井 正彦	仙台市青葉区上愛子字街道66番地の23
	社団	医療法人恵尚会	岩月 尚文	黒川郡富谷町上桜木2丁目3番地4
	社団	医療法人社団レディースクリニック京野	京野 廣一	宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号
	社団	医療法人桂・プロスペリティー	阿部 桂	宮城県仙台市太白区富沢南一丁目28番地の2
秋田県	社団	医療法人久幸会	稲庭 千弥子	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1
	社団	医療法人鳳珠会	正井 佑典	大仙市福田町22-23-7 イオンタウン大曲福田ショッピングセンター内
山形県	社団	医療法人豊田会	菊地 博生	山形市本町一丁目4番26号
	社団	医療法人社団明山会	山本 登	東根市大森二丁目3番6号
福島県	社団	社団医療法人至誠会	幸島 孝志	いわき市錦町鈴鹿103番地の1
	社団	医療法人社団ときわ会	常盤 峻士	いわき市内郷綴町沼尻62
	社団	医療法人社団博英会	金子 大成	西白河郡西郷村字下前田東6番地
	社団	医療法人五星会	星 健二	会津若松市大町一丁目3番16号
	社団	医療法人社団慈泉会	渡部 芳徳	白河市大字関辺字引目橋33番地
	社団	医療法人渡部会	渡部 好造	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56番地1
	社団	医療法人きびたき会	石原 信浩	郡山市駅前二丁目3番10号セントラルビル6階
	社団	医療法人昭美会	外島 昭夫	郡山市大槻町字針生184番地の13
	社団	医療法人aloha	山下 康平	郡山市燧田195番地エスパル郡山店本館1階
	社団	医療法人伊達デンタルクリニック	浅野 栄一朗	伊達市岡前20番地8
	社団	医療法人社団三成会	渡邊 一夫	福島県須賀川市南上町123番地の1
	社団	医療法人相友会	齋藤 牧子	福島県相馬市塚ノ町1丁目12番地の3

(2) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧

名 称	所 在 地
青森県国民健康保険団体連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル3階
岩手県国民健康保険団体連合会	〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 国保会館内
宮城県国民健康保険団体連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内
秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
山形県国民健康保険団体連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6
福島県国民健康保険団体連合会	〒960-8043 福島市中町3-7

(3) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧

名 称	所 在 地
青森県後期高齢者医療広域連合	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル1階
岩手県後期高齢者医療広域連合	〒020-8510 盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館4階
宮城県後期高齢者医療広域連合	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館9階
秋田県後期高齢者医療広域連合	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館1階
山形県後期高齢者医療広域連合	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6 山形県国保会館内
福島県後期高齢者医療広域連合	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内

(4) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧

名 称	所 在 地
社会保険診療報酬支払基金青森支部	〒030-8502 青森市堤町1-5-1
社会保険診療報酬支払基金岩手支部	〒020-0883 盛岡市志家町10-35
社会保険診療報酬支払基金宮城支部	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27
社会保険診療報酬支払基金秋田支部	〒010-8566 秋田市中通7-2-17
社会保険診療報酬支払基金山形支部	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1
社会保険診療報酬支払基金福島支部	〒960-8555 福島市三河南町11-5

1 0 医療課

(1)【国の開設する病院一覧(東北)】(28病院)

平成25年3月31日現在

県名	番号	病院名	開設者	所在地	一般	療養	結核	精神	感染	総数
青森	1	国立療養所松丘保養園	厚生労働省	青森市大字石江字平山 19	264					264
	2	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市富野町 1	342					342
	3	弘前大学医学部附属病院	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町 53	589			41	6	636
	4	独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人国立病院機構	八戸市吹上 3-13-1	138					138
	5	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	474					474
	6	独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人国立病院機構	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155番地1	260		60			320
	7	自衛隊大湊病院	防衛省	むつ市大湊町 14-47	30					30
	8	自衛隊三沢病院	防衛省	三沢市三沢後久保 125-7	50					50
岩手	9	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人国立病院機構	盛岡市青山 1-25-1	250		20			270
	10	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	花巻市諏訪 500	60			144		204
	11	独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人国立病院機構	一関市山目字泥田山下 48	220					220
	12	独立行政法人国立病院機構釜石病院	独立行政法人国立病院機構	釜石市定内町 4-7-1	180					180
宮城	13	東北大学病院	国立大学法人東北大学	仙台市青葉区星陵町 1-1	1,199			61	2	1,262
	14	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	仙台市青葉区台原 4-3-21	548					548
	15	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	独立行政法人国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	650			48		698
	16	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	480					480
	17	自衛隊仙台病院	防衛省	仙台市宮城野区南目館 1-1	135			15		150
	18	独立行政法人国立病院機構宮城病院	独立行政法人国立病院機構	亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	344					344
	19	国立療養所東北新生園	厚生労働省	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	244					244
秋田	20	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	大館市軽井沢字下岱 30	250					250
	21	秋田大学医学部附属病院	国立大学法人秋田大学長	秋田市広面字蓮沼 44番2	577			36		613
	22	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人国立病院機構	由利本荘市岩城内道川字井戸の沢 84-40	332		8			340
山形	23	独立行政法人国立病院機構山形病院	独立行政法人国立病院機構	山形市行才 126-2	278		30			308
	24	国立大学法人山形大学医学部附属病院	国立大学法人山形大学長	山形市飯田西 2-2-2	601			36		637
	25	独立行政法人国立病院機構米沢病院	独立行政法人国立病院機構	米沢市大字三沢 26100-1	220					220
福島	26	独立行政法人国立病院機構福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚 13	303					303
	27	独立行政法人国立病院機構いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市平豊間字兎渡路 291	180					180
	28	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	いわき市内郷綴町沼尻 3	406					406
計					9,604	0	118	381	8	10,111

(2)【国の開設する診療所一覧(東北)】(49診療所)

平成25年3月31日現在

県名	番号	診療所名	開設者	病床数	住所
青森	1	弘前大学保健管理センター	国立大学法人 弘前大学	0	弘前市文京町1番地
	2	青森刑務所医務課診療所	法務省	19	青森市大字荒川字藤戸88番地
	3	陸上自衛隊青森駐屯地医務室	防衛省	15	青森市浪館字近野45
	4	青森家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	青森市長島1丁目3番26号
	5	陸上自衛隊弘前駐屯地医務室	防衛省	5	弘前市大字原ヶ平字山中18-117
	6	陸上自衛隊八戸駐屯地医務室	防衛省	10	八戸市大字市川町字桔梗野官地
	7	海上自衛隊八戸航空基地隊医務室	防衛省	12	八戸市大字河原木字高館
	8	海上自衛隊大湊衛生隊医務室	防衛省	10	むつ市大湊町2番50号
	9	航空自衛隊三沢基地医務室	防衛省	0	三沢市三沢後久保125-7
	10	海上自衛隊護衛艦「ゆうぎり」医務室	防衛省	0	むつ市大湊町4番1号
	11	海上自衛隊護衛艦「まきなみ」医務室	防衛省	0	むつ市大湊町4番1号
	12	海上自衛隊護衛艦「すずなみ」医務室	防衛省	0	むつ市大湊町4番1号
岩手	13	国立大学法人岩手大学保健管理センター	国立大学法人 岩手大学	0	盛岡市上田三丁目18番34号
	14	盛岡家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	盛岡市内丸9番1号
	15	盛岡少年刑務所医務課診療所	法務省	19	盛岡市上田字松屋敷11-11
	16	盛岡少年院医務課診療所	法務省	0	盛岡市月が丘2-15-1
	17	陸上自衛隊岩手駐屯地医務室	防衛省	10	岩手郡滝沢村滝沢字後268-433
宮城	18	宮城教育大学保健管理センター	国立大学法人 宮城教育大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
	19	東北大学病院出張診療所	国立大学法人 東北大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉6-3
	20	東北大学保健管理センター	国立大学法人 東北大学	0	仙台市青葉区川内41番
	21	仙台検疫所医務室	厚生労働省	0	塩釜市貞山通3丁目4番地1号
	22	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション 宮城作業所附属診療所	独立行政法人労働 者健康福祉機構	0	宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2
	23	仙台家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	仙台市青葉区片平1-6-1
	24	陸上自衛隊霞目駐屯地医務室	防衛省	3	仙台市若林区霞目1丁目1番地1号
	25	宮城刑務所医務課診療所	法務省	19	仙台市若林区古城2-3-1
	26	仙台少年鑑別所医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-27-17
	27	東北少年院医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-21-1
	28	青葉女子学園医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-24-1
	29	陸上自衛隊仙台駐屯地医務室	防衛省	0	仙台市宮城野区南目館1-1
	30	航空自衛隊松島基地医務室	防衛省	0	東松島市矢本字板取85番地
	31	陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	防衛省	10	多賀城市丸山2丁目1-1
	32	陸上自衛隊船岡駐屯地医務室	防衛省	8	柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1
	33	陸上自衛隊大和駐屯地医務室	防衛省	3	黒川郡大和町吉岡字西原21-9
	34	航空大学校仙台分校医務室	独立行政法人 航空大学校	0	岩沼市下野郷字新拓353番地
秋田	35	秋田大学保健管理センター	国立大学法人 秋田大学	0	秋田市手形学園町1番1号
	36	秋田刑務所医務課診療所	法務省	19	秋田市川尻新川町1-1
	37	秋田家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	秋田市山王7丁目1番1号
	38	陸上自衛隊秋田駐屯地医務室	防衛省	5	秋田市寺内字將軍野1
山形	39	山形大学保健管理センター	国立大学法人 山形大学	0	山形市小白川町1丁目4番12号
	40	山形刑務所医務課診療所	法務省	19	山形市あけぼの2-1-1
	41	山形家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	山形市旅籠町2丁目4番22号
	42	陸上自衛隊神町駐屯地医務室	防衛省	19	東根市神町南3丁目1-1
	43	置賜学院医務課診療所	法務省	0	米沢市下新田445
福島	44	福島大学保健管理センター	国立大学法人 福島大学	0	福島市金谷川1番地
	45	福島家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	福島市花園町5番38号
	46	陸上自衛隊福島駐屯地医務室	防衛省	5	福島市荒井字原宿1
	47	陸上自衛隊郡山駐屯地医務室	防衛省	5	郡山市大槻町字長右工門林1
	48	福島刑務所医務課診療所	法務省	19	福島市南沢又字上原1
	49	福島刑務支所医務課診療所	法務省	18	福島市南沢又字水門下66
計				252	

(3) 特定機能病院一覧

病院名	所在地		立入検査実施日
弘前大学医学部附属病院	036-8203	青森県弘前市本町5-3番地	平成24年9月20～21日
岩手医科大学附属病院	020-0023	岩手県盛岡市内丸1-9番1号	平成24年10月11～12日
東北大学病院	980-0872	宮城県仙台市青葉区星陵町1-1	平成24年11月13～14日
秋田大学医学部附属病院	010-0041	秋田県秋田市広面蓮沼4-4-2	平成24年7月23～24日
山形大学医学部附属病院	990-2331	山形県山形市飯田西2-2-2	平成25年1月31日
福島県立医科大学附属病院	960-1247	福島県福島市光が丘1番地	平成24年12月21日

1 1 福祉指導課関係

(1)東北厚生局所管 社会福祉法人一覧

(平成25年3月31日現在 18法人)

都道府県名	社会福祉法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森県	社会福祉法人みやぎ会	田中 信幸	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10-81
	社会福祉法人照輝会	一戸 義雄	青森県五所川原市みどり町4-126-1
	社会福祉法人ファミリー	佐藤 和夫	青森県三戸郡五戸町字姥堤34-1
	社会福祉法人わたなへ	村元 裕	青森県津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397
	社会福祉法人楽晴会	齊藤 淳	青森県三沢市大町2-6-27
	社会福祉法人恵寿福祉会	藤本 ふみ	青森県青森市大字矢田前字弥生田47-2
	社会福祉法人宏仁会	長根 祐子	青森県東津軽郡平内庁大字小湊字薬師堂63番地23
岩手県	社会福祉法人くりの木会	浪岡 政行	岩手県二戸市石切所字天神下9-1
	社会福祉法人美楽会	井筒 岳	岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢506-6
秋田県	社会福祉法人山王平成会	加賀屋 尚江	秋田県秋田市御所野地藏田9-6
	社会福祉法人友遊会	稲庭 千弥子	秋田県秋田市下北手松崎字岩瀬122
	社会福祉法人風の遊育舎	澤口 勇人	秋田県秋田市土崎港西3-8-28
山形県	社会福祉法人敬寿会	金澤 敬一	山形県山形市大字妙見寺500-1
	社会福祉法人千宏会	大場 利秋	山形県最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360-19
福島県	社会福祉法人牧人会	山下 勝弘	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1
	社会福祉法人南東北福祉事業団	渡邊 一夫	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
	社会福祉法人南町保育会	金子 恭也	福島県会津若松市南花畑342
	社会福祉法人清峰会	内山 重丸	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389-5

1 2 指導監査課・県事務所関係

平成24年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

県名	対象機関	集団指導(注1)	集团的個別指導(注2)	個別指導(注3)	新規個別指導(注4)	監査(注5)	施設基準等適時調査(注6)
青森	医 科	0	34	21	5	1	44
	歯 科	0	47	20	8	0	0
	薬 局	0	46	21	20	0	0
	訪問看護	7	0	0	0	0	0
岩手	医 科	13	49	14	3	0	45
	歯 科	14	38	14	7	0	0
	薬 局	18	40	13	10	2	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
宮城	医 科	50	72	21	46	1	70
	歯 科	25	55	14	32	2	0
	薬 局	61	65	30	72	0	0
	訪問看護	97	0	0	0	0	0
秋田	医 科	1	26	20	21	1	34
	歯 科	3	28	19	5	1	0
	薬 局	20	40	21	16	0	0
	訪問看護	2	0	0	0	0	0
山形	医 科	18	41	22	17	0	34
	歯 科	11	33	20	6	0	0
	薬 局	41	39	21	19	0	0
	訪問看護	45	0	0	0	0	0
福島	医 科	23	86	29	11	1	62
	歯 科	12	59	31	4	1	0
	薬 局	31	56	30	24	1	0
	訪問看護	7	0	0	0	0	0
合計	医 科	105	308	127	103	4	289
	歯 科	65	260	118	62	4	0
	薬 局	171	286	136	161	3	0
	訪問看護	158	0	0	0	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関数、保険医数】

県名	対象機関	医療機関数			保険医数		
		取消	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	1	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
岩手	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	1
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
宮城	医 科	1	1	0	1	2	0
	歯 科	1	0	0	1	2	0
	薬 局	1	1	0	0	12	2
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
秋田	医 科	1	0	0	1	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
山形	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	1	0	0	1	1
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
福島	医 科	1	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	1	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
合計	医 科	3	1	0	2	2	0
	歯 科	1	1	0	3	3	1
	薬 局	1	1	0	0	12	3
	訪問看護	0	0	0	-	-	-

【柔道整復師の指導・監査実施状況】

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	5	6	3	6
岩手	0	0	0	0
宮城	8	12	2	8
秋田	0	0	1	3
山形	0	0	0	0
福島	3	4	0	0
合計	16	22	6	17

【保険医療機関等指定状況】

平成24年4月1日～平成25年3月31日

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	27	13	21	175	123	112
岩手	30	24	28	167	136	92
宮城	77	43	69	259	200	169
秋田	21	12	30	135	86	90
山形	26	12	42	148	88	93
福島	38	20	46	261	184	151
合計	219	124	236	1,145	817	707

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

平成25年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	845	3,231
	歯科	596	921
	薬局	575	2,026
	訪問看護	114	-
岩手	医科	846	3,347
	歯科	644	1,301
	薬局	565	2,111
	訪問看護	89	-
宮城	医科	1,520	6,266
	歯科	1,089	2,194
	薬局	1,072	5,234
	訪問看護	115	-
秋田	医科	726	2,716
	歯科	477	789
	薬局	527	2,168
	訪問看護	43	-
山形	医科	834	2,827
	歯科	513	760
	薬局	532	1,541
	訪問看護	55	-
福島	医科	1,358	4,560
	歯科	952	1,524
	薬局	874	3,247
	訪問看護	118	-
合計	医科	6,129	22,947
	歯科	4,271	7,489
	薬局	4,145	16,327
	訪問看護	534	-

【柔道整復師情報】

平成25年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定（注7）	契約（注8）
青森	356	259	97
岩手	266	142	123
宮城	704	362	342
秋田	242	180	62
山形	311	223	88
福島	510	179	331
合計	2,389	1,345	1,043

関係用語集

用語	内 容
注1 集団指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、一定の場所に集めて講習等の方式により行う指導。
注2 集团的個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により個別に簡便な面接懇談方式により行う指導。
注3 個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注4 新規個別指導	「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、新規指定より概ね6ヶ月経過した保険医療機関等を一定の場所に集めて、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う指導。
注5 監査	保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図ることを主眼とし、保険医療機関等に対し一定の場所、又は保険医療機関等において、個別に面接懇談方式により行う監査
注6 施設基準等適時調査	診療報酬項目の算定要件となっている人員配置や設備等の基準である基本診療料等の施設基準等の届出があった保険医療機関等を対象とし、原則として年1回、受理後6ヶ月以内を目途に保険医療機関等において行う調査
注7 協定	地方厚生(支)局長及び都道府県知事と社団法人都道府県柔道整復師会との間で行われている協定に基づき登録された社団法人都道府県柔道整復師会の会員の柔道整復師。
注8 契約	地方厚生(支)局長及び都道府県知事と結んだ契約に基づき承諾された社団法人都道府県柔道整復師会の会員以外の柔道整復師

